

平成 27 年度業務実績等報告書

平成 28 年 6 月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

| | |
|-----------------------------------------------------|-----|
| ◆ 平成 27 年度業務実績及び自己評価の概要 | 1 |
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置 | |
| ＜公害健康被害補償業務＞ | |
| 1. 汚染負荷量賦課金の徴収 | 16 |
| 2. 都道府県等に対する納付金の納付 | 27 |
| ＜公害健康被害予防事業＞ | |
| 1. 収入の安定的な確保と事業の重点化 | 31 |
| 2. ニーズの把握と事業内容の改善 | 35 |
| 3. 調査研究 | 40 |
| 4. 知識の普及及び情報提供の実施 | 45 |
| 5. 研修の実施 | 54 |
| 6. 助成事業 | 61 |
| ＜地球環境基金業務＞ | |
| 1. 助成事業に係る事項 | 65 |
| 2. 振興事業に係る事項 | 84 |
| 3. 地球環境基金の運用等について | 94 |
| ＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞ | 104 |
| ＜維持管理積立金の管理業務＞ | 108 |
| ＜石綿健康被害救済業務＞ | |
| 1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施 | 111 |
| 2. 救済給付の支給に係る費用の徴収 | 121 |
| 3. 制度運営の円滑化等 | 123 |
| 4. 救済制度の広報・相談の実施 | 133 |
| 5. 安全かつ効率的な業務の実施 | 144 |
| 6. 救済制度の見直しへの対応 | 147 |
| II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 | |
| 1. 組織運営 | 149 |

| | |
|-------------------------------------------------|-----|
| 2. 業務運営の効率化 | 156 |
| 3. 業務における環境配慮 | 167 |
| III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 | |
| 1. 予算、収支計画、資金計画 | 172 |
| 2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理 | 187 |
| IV. 短期借入金の限度額 | 194 |
| V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 | 196 |
| VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | 197 |
| VII. 剰余金の使途 | 198 |
| VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 | |
| 1. 施設及び設備に関する計画 | 199 |
| 2. 職員の人事に関する計画 | 200 |
| 3. 積立金の処分に関する事項 | 206 |
| 4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項 | 208 |
| <参考> | |
| ○別紙1 主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況 | 210 |
| ○別紙2 閣議決定のフォローアップ状況 | 213 |

平成27年度業務実績及び自己評価の概要

1. 第3期中期目標期間

平成26年4月1日～平成31年3月31日

2. 機構の目的及び業務の内容

目的(機構法第3条)

公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献する。

業務内容(機構法第10条)

1. 公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)に基づく公害健康被害補償業務
2. 補償法に基づく公害健康被害予防事業
3. 民間団体の環境保全活動への支援業務及びこれら活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供、研修
4. ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理助成業務
5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく最終処分場維持管理積立金の管理業務
6. 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく(1)認定、(2)救済給付の支給、(3)特別事業主からの特別拠出金の徴収
7. 1から6の業務の遂行に支障のない範囲内での環境の保全に関する調査研究、情報の収集・整理・提供、研修

1

3. 機構の経営理念、経営方針及び行動指針

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を目指します。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会の範となるように努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある職場の構築を目指します。

行動指針

<機構の使命を果たすための行動>

- 国の政策実施機関としての使命を自覚し、常に相手の立場を尊重して業務を遂行するとともに、関係法令を遵守し、倫理観をもって行動する。
- 幅広い知識・技術の向上に努め、内外のニーズに的確に応える。
- 常にコスト意識をもって計画的に業務を遂行する。

<業務に取り組む姿勢>

- 業務に自主的に取り組み、最後まで責任を持って遂行するとともに、新たな課題に挑戦する。
- 環境施策の一翼を担う組織の一員として、常に環境に配慮しつつ、業務を遂行する。
- 業務の効率性を高めることにより迅速かつ着実に業務を遂行し、明るく活気のある職場環境を作る。

2

4. 組織運営上の課題

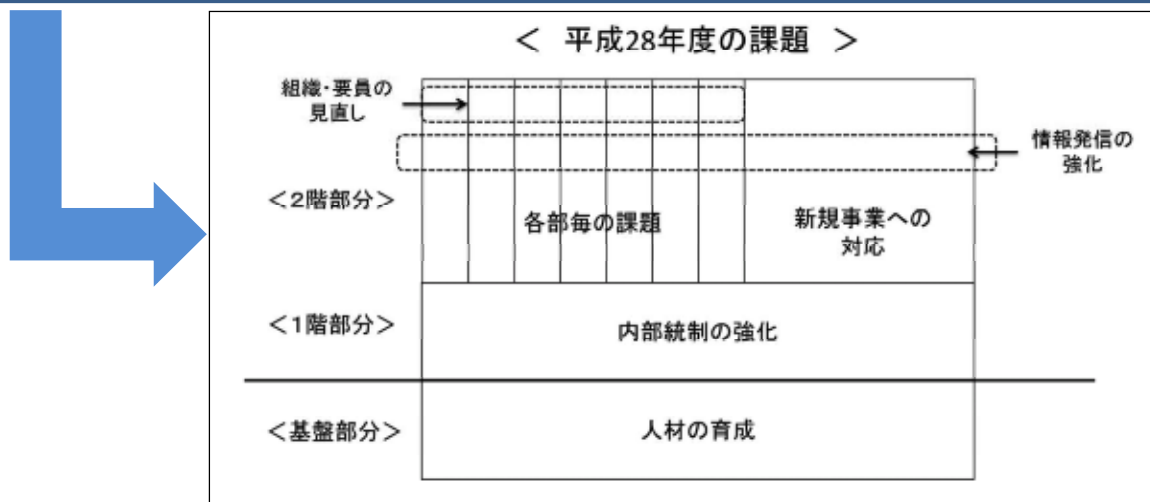
■27年度の組織運営の課題

- ①「人材の育成」－ 研修体系の再構築に続く評価制度の見直し
- ②「内部統制の強化」－ 内部統制推進委員会の発足と内部統制基本方針の改正等
- ③「情報発信の強化」－ ステークホルダーに対する効果的な情報発信、特に石綿健康被害救済制度の周知広報
- ④「新しい課題へのチャレンジ」－ 自ら課題を発掘し、改善につなげていく積極的な姿勢の構築

■28年度の組織運営の課題

上記①～④の取組を継続するほか、⑤、⑥の課題に対応

- ⑤「新規事業への対応」－ 環境研究総合推進費の配分に関わる業務への対応に尽力
- ⑥「組織・要員の見直し」－ 事業管理部の今後のあり方など、より効率的な組織体制を検討



3

I-1. 公害健康被害補償業務

1. 汚染負荷量賦課金の徴収(報告書P. 16～ P.26)

【主な実績】

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 申告を期日までに行わなかった未申告納付義務者(未申告者)に対する申告督促の実施

- ・全納付義務者数8,261件の内、未申告者数は374件
- ・委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施
- ・年度末時点における未申告事業者数は44件となり、99.5%と高い申告率を確保

② 未納の納付義務者(滞納事業者)に対する納付督促の実施

(ア) 現事業年度分

- ・131件の滞納事業者に対して電話督促・現地訪問督促等を実施
- ・破産手続中などの4件を除く127件を収納
- ・中期計画に定める目標(収納率:99%以上)を上回る、収納率99.997%を達成

(イ) 過年度分

- ・期首14件の滞納事業者に対して現地訪問督促等を実施
- ・廃業状態または破産手続中である4件までに圧縮

③ 実地調査等件数

- ・中期計画に定める目標:平成24年度実績(63件)に比し50%増(95件)を計画的に実施
- ・目標を上回る65%増、104件の調査を実施

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収業務に係る委託費の縮減

- ・中期計画に定める目標:平成24年度実績に比し平成30年度末までに5%以上の縮減を図る
- ・目標を上回る8.69%の縮減(目標に対する達成度174%) (単位:円、消費税等抜)

| 24年度委託費 | 27年度委託費(対24年度増減比) |
|-------------|---------------------|
| 169,507,228 | 154,767,504(▲8.69%) |

4

②オンライン申告の促進

- ・中期計画に定める目標：電子申告率を平成30年度末までに70%以上
- ・平成28年度に2年度前倒しした目標の達成を目指し、「オンライン申告促進計画」を策定
- ・平成27年度電子申告率：69.8%（申告金額：87.2%）

(3)納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

①納付義務者に対するサービスの向上

(ア)オンライン申告システムの改修

- ・ダウンロードファイル形式の変更(exe → zip)
- ・使い勝手の良いユニバーサルデザインの採用 など

(イ)手引き・マニュアルの改訂

- ・「申告の手引き」及び「オンライン申告・FD申告マニュアル」を統合、改訂
- ・「手続き編(申告・納付の手続き)」及び「作成編(申告書類作成マニュアル)」に再編成

(ウ)公害健康被害補償制度及び申告書類作成方法等に係る動画の製作

- ・申告納付説明・相談会に出席できない者や申告書類を作成する際の補完ツール
- ・制度及び申告書類の作成方法等を解説した動画(11種)を製作し、3月にHP上に掲載

(エ)汚染負荷量賦課金の納付の効率化に関する検討

- ・平成28年度以降、電子納付の実施に向けた取組を行っていく予定

②汚染負荷量賦課金の徴収業務の円滑な推進

- ・委託商工会議所と連携し、申告・納付が的確に行われるよう4月に申告納付説明・相談会を開催
- ・参加者からの意見・要望を把握し、種々の取組を行うとともに、平成28年度の説明・相談会に反映



【主な指標】(平成26年度→27年度)

- ・申告額に係る収納率99%以上を維持 99.981%→99.997%
- ・徴収業務に係る委託費の縮減 8.61%→8.69%
- ・実地調査の確実な実施 58%増→65%増
- ・電子申告の促進 68.2%→69.8%



5

<評価ポイント>

- ・法改正から28年が経過し、また厳しい経済状況の中、高い申告率・収納率を確保（収納率は実質100%）
- ・実地調査件数及び委託費の縮減について中期計画の目標値を大幅に上回る値で達成

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

2. 都道府県等に対する納付金の納付(報告書P. 27～ P.30)

【主な実績】

(1)納付申請等に係る事務処理の適正化

①補償給付費等の事務処理の適正化に係る現地指導調査

- ・12都道府県等に対して実施、調査結果を環境省に報告

②公害保健福祉事業における創意工夫のある事例等に係る実態把握

- ・5都道府県等に対して実態調査を実施、調査結果を環境省及び都道府県等に情報提供

(2)納付申請等に係る事務処理の効率化

①納付業務に係るオンライン申請システム(納付業務システム)の改修

- ・申請、請求及び実績に係る報告手続きを効率的に行う観点から改修を実施

②納付業務システムに係る研修の実施

- ・納付業務システムに係る研修要望等のアンケート調査を実施
- ・対象となる45都道府県等の内、希望のあった全ての者(27都道府県等、38人)を対象に研修を実施
- ・研修終了後のアンケートによる「研修の満足度」は、92%の者から「有意義・やや有意義」

【主な指標】(平成26年度→27年度)

- ・現地指導の実施都道府県等 第1種地域(14→10)、第2種地域(2→2)
- ・オンライン申請を行う自治体数 100%→100%

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

6

I-2. 公害健康被害予防事業

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化(報告書P.31～P.34)

【主な実績】

- ① 予防基金については、現在の低金利の状況下、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取り崩しにより、収入の安定的な確保に努めた
※基金運用収入 平成27年度 7.16億円、平均利回り:1.59%
- ② 平成25年度末に取りまとめた予防事業の見直しの考え方を具現化・実行するため、初年度の見直しの継続実施と新たな事業の本格実施など事業の効率化を進めつつ、より効果の高い事業への見直し、重点化を図るなど、多くの課題で目指す成果を得ることができた

| 事業区分 | 主な事業内容 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 調査研究 | 継続して調査研究費の削減を図った |
| 知識の普及 | 啓発・教育ツールの合理化を推進するため、複数のパンフレットを統合しパンフレットの再編を進めるとともに、ITツールを活用した情報提供の充実を図るため、ホームページ「ぜん息などの情報館」の全面リニューアルに着手するなど、情報発信の強化を行った |
| 研修 | 研修コースを体系的に再編した一方、地域において患者教育を指導する専門家の育成を図る人材育成研修(エキスパートコース)を新設するとともに、「ERCA予防事業人材バンク」を設置するなど、新たな人材育成・支援プロジェクトを立ち上げ、予防事業を担う人材育成の充実と強化を図った |
| 助成事業 | 助成事業対象地域の地方公共団体職員を対象とした研修の充実やグッドプラクティスの情報共有機会の提供など地方公共団体をソフト面で支援し、ソフト3事業の見直しを効果的に推進するとともに、環境改善分野におけるメニューの見直しを図った。 |

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

7

2. ニーズの把握と事業内容の改善(報告書P.35～P.39)

【主な実績】

- ① ニーズの把握と事業への反映
 - 公健制度と関わりの深い患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいるNPO法人等の団体との連絡会を開催し、予防事業の効果的なあり方について意見交換を行った
 - ぜん息患者等のニーズに基づき実施した事業

| ニーズ | 事業区分 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・専門医への相談・交流機会の確保 ・就学期のぜん息患者へのサポート ・思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供 ・COPDに対する認知度の向上、重症化の防止 | 知識の普及 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ぜん息患者教育スタッフの養成 ・呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成 | 研修 |

- ② 知識普及事業及び研修事業参加者にアンケート調査を実施し、各事業への満足度及び意見等を収集、さらに、講演会、水泳記録会等の参加者に事業終了2ヶ月後に追跡アンケート調査を実施し、得られた意見等を事業内容の改善に反映
- ③ 地方公共団体が直接、「ソフト3事業」の評価・分析が可能となるよう機構が構築した「集計・分析システム」を活用し、事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続して実施

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

8

3. 調査研究(報告書P.40～ P.44)

【主な実績】

- ① 調査研究費の総額を、平成24年度比で10%以上削減するとの中期計画を上回る37%の削減を達成
- ② 調査研究成果
 - (ア) 機構HPで公表するとともに、研究成果集を作成、関係地方公共団体・関係団体等に配布
 - (イ) 機構が行う各種事業等での発表・活用、内外の学会や論文での発表、研究データの国の機関への提供

【主な指標】 調査研究費の総額の削減 (26年度)39%削減 → (27年度)37%削減

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。



4. 知識の普及及び情報提供の実施(報告書P. 45～ P.53)

【主な実績】

- ① 新たな普及啓発事業の実施
 - (ア) NPO法人等との協働事業(平成27年度から本格実施)
 - ・地域におけるCOPD対策推進事業、ぜん息予防等に関する出張型講習会
 - (イ) (一社)GOLD日本委員会との共催による COPDの予防等に関する講習会(新規)
- ② 啓発ツールの合理化の推進及び情報発信の強化
 - (ア) 複数のパンフレットを統合し1編に再編した統合パンフレットの製作に着手
 - (イ) ITツールを活用した情報提供の充実を図るため、HP「ぜん息などの情報館」の全面リニューアルに着手
 - ・ポータルサイト機能と役割を担うプラットフォームコンテンツ及びスマートフォンサイトの開発
- ③ 大気環境対策セミナーの開催
 - ・地方公共団体から要望の高かったPM2.5に関する専門的知識や最新の情報を提供
- ④ 実施した全ての普及啓発等事業の参加者において、定量的指標である有効回答者の80%以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得ている

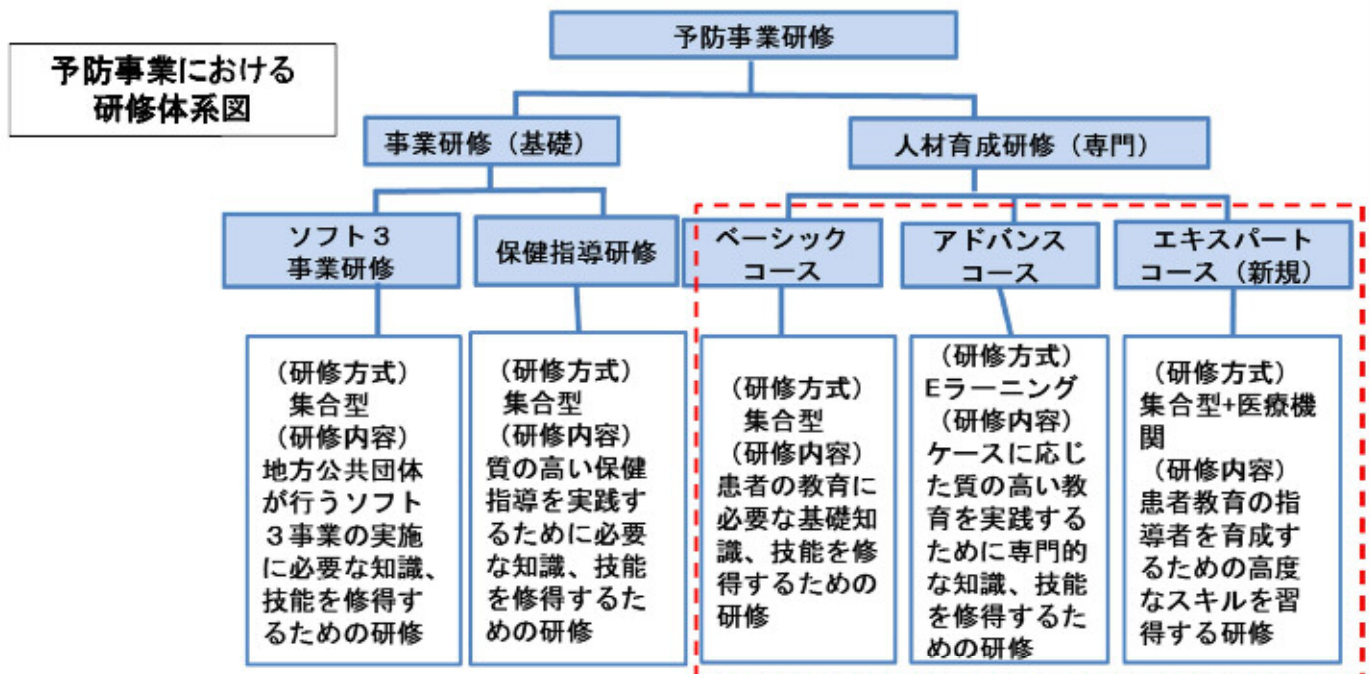
【主な指標】(平成26年度→27年度)

・講演会の参加者等による評価 有効回答者80%以上から上位2段階までの評価→80%以上

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

9

5. 研修の実施 (報告書P.54～ P.60)



【主な実績】

- ① 患者教育の充実に向け研修コースを体系的に統合・再編
 - (ア) 事業に必要な知識や技術を習得する「事業研修(基礎研修)」
 - (イ) 地域において患者教育を指導する人材の育成を図る「人材育成研修(専門研修)」



- ② ネットワークを活用した人材支援のための仕組みの構築(「ERCA予防事業人材バンク」を設置)
 (ア) 人材育成研修の受講者や学術団体等が認定する患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者が登録
 (イ) 当該情報を地方公共団体が活用してソフト3事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行う
 (ウ) 平成28年度からの本格実施に向けて登録者の募集を行い、171名の登録(仮登録)を得た
- ③ 実施した全ての研修の受講者において、有効回答者の80%以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得るとの定量的指標を上回る95%以上の者からの評価を得た
- ④ ソフト3事業従事者を主な対象とした事業研修において、受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関する追跡調査を実施し、80%以上の者から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得るとの定量的指標を上回る96%以上の者からの評価を得た

【主な指標】(平成26年度→27年度)

- ・研修受講者による評価 有効回答者の90%以上から上位2段階までの評価 → 95%以上
- ・研修受講者の上長による評価 有効回答者の95%以上から「研修成果を効果的に活用できている」 → 96%以上

＜評価のポイント＞

- ・人材育成の強化を図るため、研修コースを体系的に再編・統合するとともに、患者教育を指導する専門家を育成するための研修を新たに実施
- ・新たな人材支援のための取組として、「ERCA予防事業人材バンク」を立ち上げ
- ・評価に係る定量的指標については、全てにおいて中期計画の目標値を大幅に上回る評価

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

6. 助成事業(報告書P.61～P.64)

【主な実績】

- ① 平成26年度に抜本的な見直しを行ったソフト3事業に円滑に移行することができ、見直し後の効果的な事業内容で実施しつつ、費用の効率化を図ることができた

11

＜ソフト3事業実施状況＞

| ソフト3事業 | | 26年度 | 27年度 |
|--------|-----------|---------|---------|
| 健康相談事業 | 実施地方公共団体数 | 43 | 44 |
| | 実績額(千円) | 54,978 | 103,481 |
| 健康診査事業 | 実施地方公共団体数 | 26 | 25 |
| | 実績額(千円) | 152,514 | 99,560 |
| 機能訓練事業 | 実施地方公共団体数 | 36 | 37 |
| | 実績額(千円) | 205,813 | 148,032 |
| 合計 | 実績額(千円) | 413,305 | 351,073 |

- ② 見直し後の助成事業メニューを、より効果的に実施できるようソフト面での支援を行い、ソフト3事業の見直しを効果的に推進
 (ア) 研修の充実(「5. 研修の実施」参照)
 (イ) 実務者連絡会議などの機会を通じた、見直し後の事業に係るグッドプラクティス情報の提供
- ③ 環境改善分野における助成事業メニューの見直し
- 地方公共団体がNO2やSPM等を対象として実施する、対象地域における大気環境の改善を図ることを目的とした計画の作成や対策立案の実施を可能とした(平成28年度から助成対象)

＜評価のポイント＞

- ・地方公共団体のニーズ把握と十分な事前調整を行ったことにより新メニューに円滑に移行、費用を効率化
- ・新メニューをより効果的に実施できるように、研修の充実などソフト面での支援
- ・地方公共団体のニーズを受けた環境改善分野におけるメニューの見直し(平成28年度から助成対象)

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

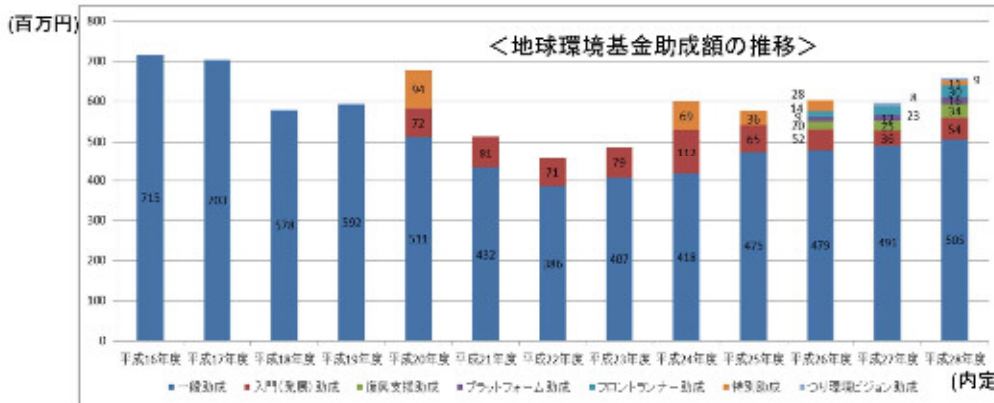
12

I-3. 地球環境基金業務

1. 助成事業に関する事項(報告書P.65~P.83)

【主な実績】

・平成27年度は206件の活動に対し、598百万円の助成を行った。(平成26年度197件・604百万円)



＜つり環境ビジョン助成＞
 ■ワールドオーシャンズデイの活動(清掃活動を取り入れたエコツーリズム)

(注)平成16年から27年度は実績ベース 平成28年度は内定ベース

- ・特に平成27年度からは、(一社)日本釣用品工業会からの寄付金を原資とした「つり環境ビジョン助成」を開始し、清掃活動など、水辺の環境保全活動8件、総額900万円の助成を実施した。
- ・平成26年度から開始した、活動への助成と団体の人材育成をセットで行う「若手プロジェクトリーダー育成事業」として、第2期生10名を新たに採択した。
- ・これまで助成を受けたことのない団体の採択、申請の処理期間等は、いずれも目標を達成した。
- ・活動団体の利便性の向上のため、会計事務が適正に行われている等の条件を満たす団体について、助成金の一部概算払い(先払い)を開始した。

13

- ・採択した活動に対する評価に関しては、平成26年度から再編した新たな評価要領に基づき、昨年度より開始した新規採択案件に加え、平成27年度助成から、2年目の案件のすべて及び3年の活動が終了した案件に該当する対象助成団体への評価を本格実施した。
- ・多様な主体との連携を進めるため、地方環境パートナーシップオフィス(EPO)、他の助成機関等との意見交換会を開催した。
- ・NPOと企業等との協働事業の創出やパートナーシップ構築の契機になることを目的として、助成団体活動報告会をエコプロダクツ展2015に合わせて開催し、これに合わせてシンポジウム「スポーツ×環境保全活動～環境にやさしい東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をめざして～」を開催した。



＜中間コンサルテーション＞



シンポジウム「スポーツ×環境保全活動」



【主な指標】(平成26年度→27年度)

- ・自主財源(企業協働プロジェクト)による助成額 0→900万円
- ・若手プロジェクトリーダー育成数 16名→24名
- ・概算払い対象団体数 0団体→18団体
- ・評価の対象とした活動数 84団体→140団体
- ・他の主体との連携会議の開催回数 3回→5回

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

14

2. 振興事業に関する事項(報告書p.84～P.93)

【主な実績】

- ・ 環境省と共同で全国ユース環境ネットワーク促進事業を発足した。全国の高校の環境活動事例を発表する「全国ユース環境活動発表大会」を平成28年2月に国連大学にて開催し、優れた活動事例に対し、環境大臣賞及び環境再生保全機構理事長賞等を授与した。
- ・ 平成26年度から開始した若手プロジェクトリーダー研修においては、第2期生10名を採択するとともに、2年目の第1期生に対しては、「マーケティング」「ファンドレイジング」「広報・PR」をテーマに研修を行った。
- ・ 引き続き、地域のNGO・NPOのスタッフ向け研修、国際NGO活動を目指す者の海外派遣研修、わが国の環境NGOの現状に関する調査研究等を実施した。

＜全国ユース環境活動発表大会＞



＜若手プロジェクトリーダー研修＞



■ファンドレイジング個別指導

【主な指標】(平成26年度→27年度)

- ・ 学生を対象とした交流事業の実施回数 0回→1回
- ・ 若手プロジェクトリーダー研修の実施回数 1コース3回 → 2コース6回
- ・ 受講者アンケートにおいて「有意義であった」との評価を受けた割合 89.0% → 98.5%

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

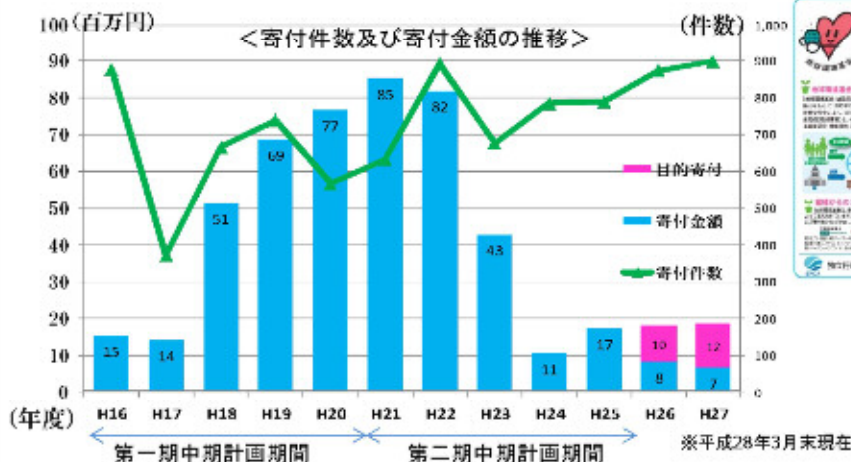
15

3. 地球環境基金の運用等(報告書P.94～P.103)

【主な実績】

- ・ 広く国民等に対して広報を実施するとともに、企業のCSR担当者が集まるセミナー等への参加、環境イベント等でのブース出展等を通じて直接の働きかけを行い寄付の獲得に努めた。(新聞広告7回、雑誌等4誌、イベント出展8回)
- ・ その他、広報誌「地球環境基金便り」、「ききんレポート」、twitter等による情報発信に努めた。
- ・ この結果、寄付件数、寄付総額とも前年度より増加した。

＜新聞広告＞



＜エコプロダクツ展2015＞



【主な指標】(前中期目標期間の平均→平成26年度→27年度)

- ・ 直接事業に充てる特定寄付社数及び寄付額 0件0千円 → 1件10,000千円 → 3件12,000千円
- ・ 寄付件数 755件 → 874件 → 899件
- ・ 寄付総額 47,524千円 → 18,170千円 → 18,712千円

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

16

I-4. PCB廃棄物処理基金による助成業務(報告書P.104~P.107)

【主な実績】

- PCB処理費用の軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請(3,680件)の全件を適正に処理して助成金を交付した。
- このほか、拠出された基金の収納、基金の適切な運用、基金の状況に関する情報公開等の事務を実施した。

＜軽減事業及び振興事業の実施状況＞

(単位：件、台、千円)

| | 26年度 | | | 27年度 | | |
|------|-------|-------|-----------|-------|-------|-----------|
| | 件数 | 台数 | 金額 | 件数 | 台数 | 金額 |
| 軽減事業 | 3,993 | 9,507 | 2,143,764 | 3,680 | 8,898 | 2,139,889 |
| 振興事業 | | | 59,994 | | | 100,000 |

【主な指標】(平成26年度→27年度)

- 軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数 100%→100%

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

I-5. 維持管理積立金の管理業務(報告書P.108~P.110)

【主な実績】

- 維持管理積立金の収納と取り戻し、積立金の適切な運用と利息の通知・払渡し、積立金の状況の通知等の事務を着実に実施した。

＜維持管理積立金の積立て及び取戻し状況(平成28年3月末現在)＞

(単位：千円)

| | 積立 | | 取戻(▲) | | 残高 |
|------|--------|-----------|--------|-----------|------------|
| | 最終処分場数 | 金額 | 最終処分場数 | 金額 | 金額 |
| 26年度 | 742 | 5,831,946 | 68 | 2,001,470 | 83,069,831 |
| 27年度 | 793 | 8,397,589 | 60 | 1,347,846 | 90,119,574 |

【主な指標】(計画額→実績額)

- 維持管理積立金の運用益 265百万円 → 298百万円

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

17

I-6. 石綿健康被害救済業務

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施(報告書P.111~P.120)

【主な実績】

- 平成27年度に1,046(前年度920件)件の申請を受け付け、前年度未処理案件347件と合わせた1,393件について999件(前年度875件)の処理を行った。
- 平成27年度の認定状況は療養中の方690件、未申請死亡者の遺族109件及び施行前死亡者の遺族11件の計810件であり、前年度と比べ16.5%増となっている。

＜平成27年度の進捗状況＞

(単位：件)

| | 前年度未処理 | 受付 | 処理 | 未処理 |
|--------|--------|-------|-----|-----|
| 療養中の方 | 272 | 868 | 839 | 301 |
| 未申請死亡者 | 68 | 159 | 142 | 85 |
| 施行前死亡者 | 7 | 19 | 18 | 8 |
| 計 | 347 | 1,046 | 999 | 394 |

＜平成27年度認定状況＞

(単位：件)

| 申請者 | 申請疾病 | 決定内容 | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性胸膜肥厚 | その他 | 計 |
|--------|------|------|----------|----------|--------|----------|------|----------|
| 療養中の方 | 認定 | | 573(486) | 105(101) | 0(2) | 12(6) | — | 690(595) |
| | 不認定 | | 41(35) | 24(25) | 25(27) | 19(23) | 0(0) | 109(110) |
| | 取下げ | | 31(20) | 6(2) | 1(0) | 2(1) | 0(0) | 40(23) |
| 未申請死亡者 | 認定 | | 81(68) | 24(18) | 0(0) | 4(1) | — | 109(87) |
| | 不認定 | | 11(17) | 10(9) | 3(5) | 4(2) | 0(0) | 28(33) |
| | 取下げ | | 4(3) | 1(0) | 0(1) | 0(0) | 0(0) | 5(4) |
| 施行前死亡者 | 認定 | | 9(11) | 1(2) | 0(0) | 1(0) | — | 11(13) |
| | 不認定 | | 0(0) | 4(3) | 1(2) | 0(0) | 0(0) | 5(5) |
| | 取下げ | | 1(3) | 0(2) | 1(0) | 0(0) | 0(0) | 2(5) |
| 計 | 認定 | | 663(565) | 130(121) | 0(2) | 17(7) | — | 810(695) |
| | 不認定 | | 52(52) | 38(37) | 29(34) | 23(25) | 0(0) | 142(148) |
| | 取下げ | | 36(26) | 7(4) | 2(1) | 2(1) | 0(0) | 47(32) |

18

- 特殊事例を除く、療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数は106日であり、前年度116日から10日減少している。これは、医学的判定の申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り資料を収集し判定申出を行ったことによるものであり、判定申し出までの平均期間は増加しているが、追加資料が必要とされた案件数が減少したことにより、平均処理日数が減少したものである。
- 平成27年度は、認定された方及びそのご遺族に対し、総額32億4,437万円の支給を行った(前年度比11.9%増)。支給に要する期間は、前中期計画期間に比べ減少しており、前年度からも概ね短縮されている。
- 平成28年5月までに認定の有効期間が満了する111件のうち105件の申請を受け付け、更新等の決定(更新100件、更新しない5件)を行った。6件については、更新申請の意思がないことが確認された。

<平成27年度療養中の方に係る平均処理日数等>
(単位:日、件)

| | 認定等決定までの平均処理日数 | | 判定申出までの平均日数 | 件数 |
|----------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|--------------|
| | 27年度 | 26年度 | | |
| 1回の医学的判定 | | 67 (69) | 32 (25) [33] | 507 (357) |
| 追加資料が必要とされたものの | 106 (116) [115] | 175 (167) [197] | | |

(注) ()書きは、平成26年度の実績。計数は取下げ、再審査、及び原処分取消後の処分を除く。
[]書きは石綿繊維計測案件(特殊事例)を含めた場合の日数と件数。

<平成27年度 支給までの処理期間> (単位:日)

| | 処理期間 | 27年度 | | 26年度 | 第二中期目標期間 |
|---------------|----------|------|------|------|----------|
| | | 27年度 | 26年度 | 26年度 | 第二中期目標期間 |
| 療養者関係 | 医療費(償還) | 59 | 63 | 64 | |
| | 療養手当(初回) | 18 | 17 | 23 | |
| 被認定者遺族等関係 | 葬祭料 | 30 | 36 | 36 | |
| | 未支給の医療費等 | 52 | 64 | 83 | |
| | 救済給付調整金 | 63 | 78 | 91 | |
| 特別遺族弔慰金・特別葬祭料 | 未申請死亡 | 15 | 18 | 17 | |
| | 施行前死亡 | 16 | 15 | 20 | |

療養手当(初回)及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

処理期間は、いずれも平均値。期間中に支給を行ったものを対象。

【主な指標】(前中期目標期間の平均→平成26年度→27年度)

- 療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数 151日→116日→106日

【自己評価】以上から、自己評価は[A]とした。

19

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収(報告書P.121~P.122)

【主な実績】

- 特別拠出金について、特別事業主4社に対し徴収決定額の通知を行い、全納分及び延納分の全額を徴収した。

【主な指標】・特別拠出金の徴収率 平成26年度100% → 平成27年度100%

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

3. 制度運営の円滑化等(報告書P.123~P.132)

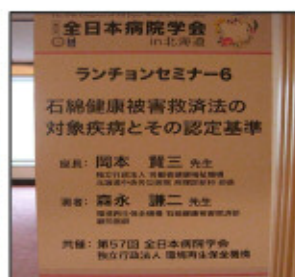
【主な実績】

- 申請窓口となる保健所担当者に対する説明会を全国9ブロックで開催するとともに、自治体主催の研修会5カ所において制度の説明等を行った。
- 医師、医療機関向けに制度周知を行うため、これまでに申請等に係る医学的資料の作成実績がある医療機関1,618箇所等2,301か所に医師、医療機関向け手引きや各種パンフレットを送付した。
- 医療関係の専門誌、医師・医療従事者専用サイト等に広告を行ったほか、中皮腫で亡くなった作家の故藤本義一氏を起用したポスターを作成し医療機関等へ送付した。

<保健所説明会の様子>



<学会におけるセミナー>



<中皮腫細胞診実習研修会の様子>



- ・ 医師等への石綿関連疾患・制度の周知のため、各種の学会等においてセミナー等を10か所で開催するとともに、県医師会主催の研修会を2カ所で実施した。
- ・ 診断の周知・診断精度の向上のため、中皮腫細胞診実習研修会や石綿小体計測精度管理に関する研究会を開催した。

【主な指標】(前中期目標期間最終年度 → 平成26年度 → 27年度)

- ・ 申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関 1,452病院→1,539病院→1,618病院
- ・ 石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数 11回 → 12回 → 12回

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

4. 救済制度の広報・相談の実施(報告書P.133～P.143)

【主な実績】

- ・ 制度施行10年を期に、改めて制度の周知を図るため、新聞(全国紙・ブロック紙)、TVCM、交通広告等を組み合わせた集中広報を実施した。この結果、機構フリーダイヤルへの問合せ件数は、前年比20%以上増加した。

＜JRの車内広告＞



＜病院の院内モニター＞



＜地方TVの広報番組＞



＜新聞広告(TVも同画面)＞



- ・ この他、ラジオCM、インターネット広告、病院内モニター広告、石綿関連業界専門誌への広告、地方TVにおける広報番組等を実施したほか、かつて石綿を多く使用した地域の住民説明会等を実施した。

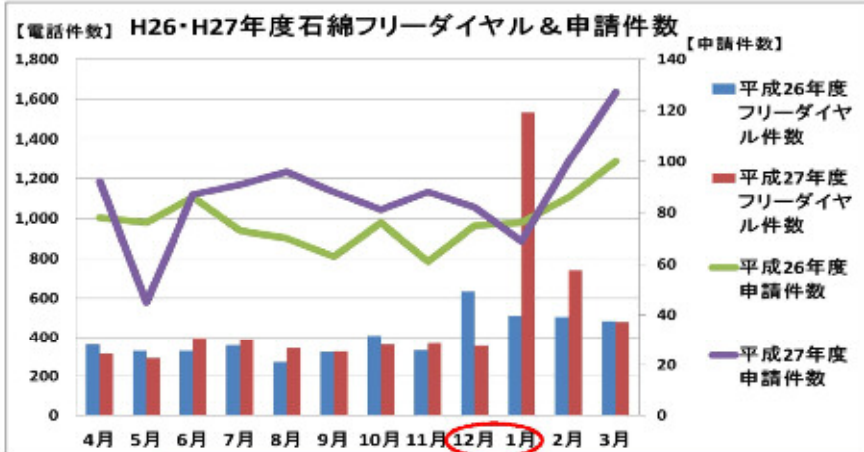
21

【主な指標】(平成26年度→27年度)

- ・ 主な広報件数
新聞28紙等 → 新聞6紙、
TVCM地上波62局等
- ・ フリーダイヤル照会件数
4,832件 → 5,884件

【自己評価】

以上から、自己評価は[A]とした。



12月：新聞広告25紙(平成26年度)
1月：テレビCM(地上波・BS等)・新聞広告6紙(平成27年度)

5. 安全かつ効率的な業務の実施(報告書P.144～P.146)

【主な実績】

- ・ 石綿救済業務に携わる全ての職員(派遣職員等を含む)を対象に、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を2回実施した。
- ・ 誤送付による個人情報の漏えいリスクを軽減するため、認定通知等に使用する封筒を窓付封筒に変更し、そのためのシステム改修を行った。また、機構全体の措置として、インターネットを業務用システムから分離した。

【主な指標】・個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率 平成26年度100%→平成27年度100%

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

6. 救済制度の見直しへの対応(報告書P.147～P.148)

【主な実績】

- ・ 環境省と定期的に意見交換を行うなどして情報収集に努めた。特に、救済制度の見直しに当たり、必要となるデータの収集・整理を行い、制度運用に係る統計資料を環境省に提供した。

【主な指標】・環境省との意見交換の実施 有

【自己評価】以上から、自己評価は[B]とした。

22

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営(報告書P.149～P.155)

【主な実績】

(1) 業務の実施体制の見直しと組織の縮減

- ① 業務実施体制の見直し
 - 承継業務の正常債権以外の債権残高の減少(▲53億円)
 - 財政融資資金借入金等の償還の終了

事業管理部財務資金課を
廃止(債権管理課に統合)

② 事務処理の効率化

- 新経理システムの構築(平成28年度から稼働)
- 出退勤システムの時間外管理機能の追加
- 年末調整事務のアウトソーシング
- 時間外労働時間の1割削減(▲17.6%)

働きやすい職場の実現と、
機構のミッションを効率的
に実現できる組織の実現

(2) 内部統制の強化

① 内部統制の推進に関する取組

平成27年度を**内部統制再構築の元年**と位置づけ、各種取組を展開

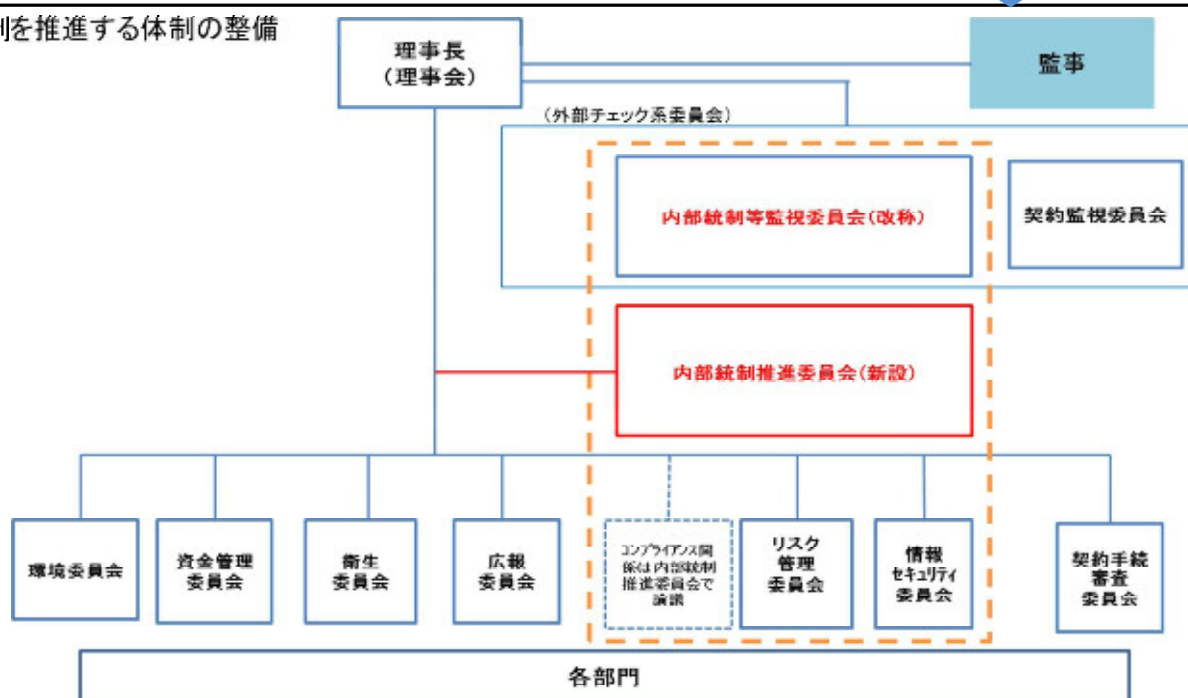
- 内部統制基本方針(平成23年3月制定)の改正
 - 内部統制推進委員会(委員長:理事長)の新設
 - 内部統制システム整備計画(平成27年度)の策定
- 平成27年度計画の2本柱
- ① 内部規程等の整備、② 内部統制上の重要課題への確実な対応
- 各部業務の法令等への準拠確認(コンプライアンスの観点)
 - 各部の主要業務の業務フロー図の作成(リスク管理の観点)
 - 内部統制担当理事と全部課長との個別面談の実施
 - 内部統制研修、コンプライアンス研修の実施
 - 理事長と若年・中堅層職員との意見交換会の実施
 - 内部統制等監視委員会による外部検証の実施

内部統制を推進する目的
の明確化
→ コンプライアンス、リス
ク管理の徹底により、機構
のミッションを効率的、効
果的に追求

次ページへ続く

23

● 内部統制を推進する体制の整備



● 内部統制を推進する主役の明確化

- ・ 主役は職員
- ・ 各部課が内部統制の現状と課題を把握し、整備すべき課題を毎年度の内部統制システム整備計画に掲げ、PDCAサイクルを廻していく

● 外部の眼を活用した確実な検証

- ・ 内部統制等監視委員会による検証

24

(2)内部統制の強化

②情報セキュリティに関する取組

サイバー攻撃による被害が発生していることを前提にした各種取組の実施

<サイバー攻撃対策>

- インターネットアクセス時の認証(プロキシ認証)の導入
- 業務ネットワークをインターネットから遮断
→ 業務に必要なものに限定したインターネット専用のネットワークを新規構築
- 標的型攻撃メールへの訓練の実施
- 外部専門業者による外部公開サーバーの情報セキュリティレベルの検証

<外部委託業者による情報漏洩の防止>

- 確認票による全委託先への「個人情報の保護に関する実態確認」の実施
- 特に機密性の高い情報を扱う委託先での実地検査の実施

<情報持ち出し管理の強化>

- 社外への添付ファイル付きメール送信時の上司への自動転送の仕組みの導入
- 外部媒体管理(強制暗号化専用USBメモリの導入等)

<マイナンバー制度導入>

- 全役職員向けのマイナンバーに関する研修の実施
- 外部講師等への謝金支払時のマイナンバーの適正な収集等を確保する研修の実施

③その他、「ERCA業務継続計画(BCP)」に基づく訓練の実施

- 機構事務所から12km圏内に居住する職員の徒歩による参集訓練の実施
- 非常時優先業務の訓練の実施…石綿健康被害救済給付金の支払業務…機構の業務継続状況のHPでの公開

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

当機構には、国民の個人情報を取り扱う業務があることを十分に認識し、各種対策を実施

- ・保有する個人情報等の流出を未然に防止する多重的な対策の実施
- ・外部からの侵入を前提に、その拡大や活動を阻止、検知するシステム対策の実施
- ・標的型攻撃メール受信時の訓練の実施

首都圏直下型地震発生時の体制強化
→ 初動体制の確保
→ 他部門職員による非常時優先業務の継続

2. 業務運営の効率化(報告書P.156~P.166)

【主な実績】

(1)一般管理費及び業務経費の効率化・削減 : ①一般管理費、②業務経費
(単位:百万円、%)

| | 中期計画 | 26年度 | | 27年度 | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 計画予算 | 実績 | 中期計画比 | 実績 | 中期計画比 |
| 一般管理費 | 421 | 376 | ▲10.8 | 405 | ▲3.7 |
| 業務経費 | 1,519 | 1,244 | ▲18.1 | 1,405 | ▲7.5 |

<一般管理費>
27年度実績額は第三期中期目標の初年度(平成26年度)比で▲3.7%の水準
〔中期計画の削減目標▲6.5%〕

<業務経費>
27年度実績額は第三期中期目標の初年度(平成26年度)比で▲7.5%の水準
〔中期計画の削減目標▲4%〕

③人件費等(ラスパイレース指数推移(平成21~27年度))

| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|-------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| ラスパイレース指数 (対国家公務員指数) | 112.1 | 112.8 | 108.5 | 108.3 | 106.4 | 108.0 | 110.7 (見込み) |

平成26年度ラスパイレース指数は前年度比で1.6ポイント上回る水準

(2)随意契約等の見直し ~ 平成27年度調達等合理化計画を策定し、推進

①契約に係る競争の推進

(単位:百万円)

| | 26年度 | | 27年度 | |
|--------------|------|-------|------|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | 62 | 512 | 45 | 330 |
| 企画競争・公募 | 18 | 272 | 4 | 186 |
| 競争性のある契約(小計) | 80 | 784 | 49 | 516 |
| 2者以上 | (75) | (738) | (49) | (516) |
| 1者以下 | (5) | (46) | (0) | (0) |
| 競争性のない随意契約 | 0 | 0 | 3 | 109 |
| 合計 | 80 | 784 | 52 | 625 |

27年度の契約52件のうち、サイバー攻撃に備えた情報セキュリティ対策等のための契約3件(緊急性・秘匿性等)を除き、競争性のある契約に付した
27年度は、各種改善を図った結果、一者応札・応募の発生はなかった

パンフレットの印刷業務、労働者派遣契約で調達を集約化、約20%のコスト縮減を図った

契約担当職員に対する階層別の研修を実施。契約手続きに係る統一的ルールなど、コンプライアンス遵守の徹底を図った

・コストの縮減及び事務効率化を推進していく観点から、類似業務の調達の集約化を推進

②調達に関するガバナンスの徹底

- ・「随意契約によることができる事由」を会計規程等において明確化、該当事案に係る審査を厳格化
- ・契約手続き審査委員会による事前審査、契約監視委員会による事後検証を実施

・「談合情報がある場合の緊急対応」等について会計規程等を改正

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

3. 業務における環境配慮(報告書P.167~P.171)

【主な実績】

(1) 環境報告書の作成

- 「環境報告書2015-環境の未来を拓く人材の育成」を作成・公表
- 機構の事業活動を支えている各種ステークホルダーの人材育成を特集
NPO・NGOの若手プロジェクトリーダーの育成(地球環境基金部)
保健指導従事者等の育成(予防事業部) など
- 機構内部の人材育成を紹介
環境施策のエキスパートを育成(ERCA研修計画)
ダイバーシティへの対応
職員の社会貢献活動の推進

・環境報告書を機構の業務の実施に付随する環境配慮の記載に留まらず、ステークホルダーに対する情報発信のツールとして活用

・27年度は、CSR・環境配慮実行委員会を立ち上げ、職員の業務専門性を生かした活動など、地元川崎に根ざした活動を推進

(2) 業務における環境配慮

- 温室効果ガスの排出抑制のための実施計画を改正
→ 第三期中期計画期間中、平成25年度実績値(18年度比▲35%)を更に下回ることを目標
- グリーン購入において、100%の調達を達成

・電気使用量の削減は、26年度から推進した照明のLED化を完了

・政府レベルの地球温暖化対策の新たな計画実行に伴い、28年度に温室効果ガスの排出抑制のための実施計画の見直しを実施

(単位:Kwh、Kg-CO₂)

| | 18年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|---------|---------|------------------|-----------------|-----------------|
| 電気使用量 | 225,975 | 101,664 (▲55.0%) | 91,665 (▲59.4%) | 82,885 (▲63.3%) |
| 温室効果ガス量 | 82,890 | 53,861 (▲35.0%) | 46,291 (▲44.2%) | 41,857 (▲49.5%) |

(注) ()内は、対18年度増減比

【主な指標】 温室効果ガス排出量(温室効果ガス量) 基準値18年度比49.5%削減

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

27

IV. 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画(報告書P.172~P.186)

【主な実績】

○収入・支出(法人総計)

(単位:億円)

| | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|------|-----|-----|
| 収入 | 628 | 621 | ▲7 |
| 支出 | 646 | 596 | ▲50 |

支出については、毎月の予算執行状況をチェックするとともに、四半期毎に理事会で検証を実施

一般競争入札の徹底等により経費の節減に努めた結果、運営費交付金の縮減を実施

○運営費交付金債務、当期総利益

(単位:百万円)

| | 26年度末 | 当期発生 | 当期取崩 | 27年度末 | 当期総利益 |
|------|-------|------|------|-------|-------|
| 公健勘定 | 76 | 17 | - | 92 | 26 |
| 石綿勘定 | - | - | - | - | - |
| 基金勘定 | 122 | 64 | - | 187 | - |
| 承継勘定 | 162 | 65 | - | 227 | 1,919 |
| 計 | 360 | 146 | - | 506 | 1,945 |

承継勘定における建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入(1,046百万円)及び利息収支差等(873百万円)により、当期総利益は1,945百万円

○資金別・種類の平均運用残高

(単位:億円)

| | 普通預金 A | 大口定期 B | 譲渡性預金 C | 有価証券等 D | 運用合計 E(B+C+D) | 資産合計 (A+E) |
|-------|-----------|-----------|------------|------------|------------------|---------------|
| 残高 | 69 | 277 | 1,495 | 942 | 2,715 | 2,784 |
| 運用割合 | 2.48% | 9.95% | 53.72% | 33.85% | 97.52% | 100% |
| 対前年増減 | +0.14% | +6.34% | ▲5.22% | ▲1.26% | ▲0.14% | - |

1月以降、市場情勢の大きな変化を受け、資金運用比率は前年度比0.14%ポイント減となったが、97.52%の水準を維持

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理(報告書P.187~P.193)

【主な実績】

○正常債権以外の債権残高の圧縮

27年度は約定弁済に加え、他金融機関からの借換、保有資産の売却、法的再生等の活用により、総額53億円を圧縮

28

○正常債権以外の債権残高 (単位:億円)

| | 25年度末 | 26年度末 | 27年度末 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 正常債権以外の債権残高 | 218 | 167 | 115 |
| 対前年度増減 | - | ▲51 | ▲53 |

平成26年度期首において約220億円の正常債権以外の債権の残高を中期計画期間中に100億円以下とする目標(120億円の圧縮)に対し、26・27年度の2年間で104億円の圧縮とその太宗を達成

○長期借入金等の償還 (単位:億円)

| | 26年度末 | 期中償還 | 27年度末 |
|-----------|-------|------|-------|
| 財政融資資金借入金 | 14 | 14 | - |
| 政府保証借入金 | 28 | 28 | - |
| 機構債券 | 100 | 50 | 50 |

・27年度は、財政融資借入金、政府保証借入金の償還を完了。
・機構債券についても、28年度に償還完了予定

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

IV. 短期借入金の限度額(報告書P.194~P.195)

【主な実績】 (単位:億円)

| | 目標 | 26年度 | 27年度 |
|---------|-----|------|------|
| 短期借入金実績 | 100 | 55 | 22 |

27年度中の短期借入金残高の最高額は22億円(27年9月16日~30日)と、限度額を大きく下回り、支払利息も0.1百万円に抑えた

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 職員の人事に関する計画・・・(次のスライド)
3. 積立金の処分に関する事項(報告書P.206~P.207)

※「V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画」から「VII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1. 施設及び設備に関する計画」まで該当なし。

【主な実績】

- ・主務大臣の承認を受けた積立金について、計画で定めたとおり取り崩した。
公害健康被害予防事業の業務の財源として63百万円、自己収入で取得した資産の減価償却等として6百万円

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項(P.208~P.209)

【主な実績】

- ・業務の必要性やスケールメリットなどを考慮し、次期中期計画期間にわたる契約を実施
シンクライアント、セキュリティ対策システム及びファイルサーバ更新並びに運用保守業務(27年7月~31年11月)
インターネット接続用PC環境の構築及び保守・運用業務(27年11月~32年3月)

【自己評価】 以上から、自己評価は[B]とした。

29

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

2. 職員の人事に関する計画(報告書P.200~P.205)

【主な実績】

(1) 各種研修の実施等~ERCA研修計画に基づく実施~ (単位:講座数、括弧内延べ人数)

| | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 主な研修 |
|--------------------|-------------|-------------|--------------|------------------------------------------------------|
| 業務専門性研修 (各部門実施) | - | - | 89 (939名) | 部門ごとの業務の遂行に直結する知識、技術の習得研修 |
| 外部研修 (政府機関等主催) | 20 (25名) | 24 (37名) | 37 (65名) | 環境専門性の向上、情報システムに係る研修等 |
| 階層別研修等 (総務部実施) | 4 (36名) | 8 (76名) | 10 (123名) | 管理職級「タイムマネジメントと労務管理」 係員級「キャリアデザインと業務遂行」等 |
| その他 通信講座 | - | - | 1 (6名) | 新入職員指導役(メンター)研修 |
| 資格取得講座 | - | 2 (3名) | 4 (11名) | 簿記、メンタルヘルス・マネジメントに、IT パスポート、医療事務を追加(7名が資格 取得済) |
| 障害者雇用促 進に係る研修 | - | - | 2 (181名) | 障害者差別解消法に係る研修、障害者 職員のサポート役研修 |

・階層別研修と業務専門性研修を2本柱に、外部研修も活用し、環境施策のエキスパートの育成を推進

・障害者雇用促進研修など、働きやすい職場づくりを推進(障害者雇用率5.37%、法定2.3%を大きく上回る)

・女性活躍推進について、平成26年度に設定した女性登用率の目標を達成

(2) 人事評価制度

- 評価結果(高く評価された点、今後改善を要する点)を確実にフィードバックし、人材の育成につなげる
- 人事評価制度の抜本的な見直しを検討(以下、見直し方針。)

- ① 目指すべき職員像、職位ごとに期待される役割、業務スキルマップなど、期待される到達点の明確化と、それを上回る職員の積極的評価
- ② 評価プロセスの透明化、十分なフィードバックによる納得感の向上
- ③ 指導役制度の導入、指導役職員の責任と評価の明確化
- ④ 課題を自ら発見し、積極的に取組む職員の積極的評価
- ⑤ 組織横断的に活躍した職員の積極的評価

・研修体系見直し(ERCA研修計画の実施)に次ぐ施策として、人材育成の観点から人事評価制度を抜本見直し(28年度から実施)

【自己評価】 以上から、自己評価は[A]とした。

30

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜公害健康被害補償業務＞

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

■中期目標

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等について分析を行うなど適切な対策を講じること。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収関連業務については、前中期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。

また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に 70%以上の水準に引き上げることを目標としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

■中期計画

公害健康被害者（被認定者）への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。

② 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50%増の実地調査等を計画的に実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5%以上の委託費の縮減を図る。

② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とし、業務の効率化を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上

を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

- ② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。

■平成 27 年度計画

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

- ① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。
- ② 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50%増の実地調査等を計画的に実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

- ① 徴収関連業務に係る委託業務契約（民間競争入札）においては、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5%以上の委託費の縮減が図られるよう、必要な取組を行う。
- ② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに申告件数・申告金額で 70%以上とするための取組を行い、業務の効率化を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

- ① 委託事業者が主催する申告納付説明・相談会へ機構職員を派遣し、納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。
- ② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 57 条、第 62 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------|----------------------|----------------------|----------|----------|----------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間 最終年度値等) | 26年度 | 27年度 | 28年 度 | 29年 度 | 30年 度 |
| 汚染負荷 量賦課金 の適正・公 平な徴収 | 申告額に係 る収納率 99%以上を 維持 | 99%以上 | 99.981% | 99.997% | | | |
| | 実地調査の 確実な実施 | 平成24年度実績に 比し50%増(95事 業所) | 58%増 (100事 業所) | 65%増 (104事 業所) | | | |
| 汚染負荷 量賦課金 徴収業務 の効率的 実施 | 徴収業務に 係る委託費 の縮減 | 平成24年度実績に 比し平成30年度末 までに5%以上の 縮減 | 8.61% | 8.69% | | | |
| | 電子申告の 促進 | 電子申告の比率を 平成30年度末まで に70%以上 | 68.2% | 69.8% | | | |

<その他の指標>

- 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収
- 納付義務者等に対して提供するサービスの向上

<評価の視点>

- 被認定者に対する補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実かつ適正・公正に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化等を図るための質の高いサービスを提供すること

■評定と根拠

<自己評定>

A

<根拠>

以下を踏まえ、賦課金徴収に係る適正性・公正性を確保する申告率・収納率の目標達成は難易度が高く機構の努力を反映したものであること、実地調査件数及び委託費縮減は目標を大幅に上回る水準（120%以上）であること、電子申告率も中期計画2年目でほぼ目標を達成したこと及び納付義務者に対する質の高いサービスを提供するため様々な取組を行ったことから、自己評定を「A」とした。

- 多くの企業が厳しい経営環境にある中、粘り強い対応を行い、汚染負荷量賦課金の申告率・収納率とも 99%を上回り、収納率は中期計画に定める目標を大幅に達成し 99.997%を確保した。破産等の特別な要因を除くと 100%を確保し、賦課金の適正・公正な徴収を図ることができたことは顕著な成果である。
- 申告内容の適正を確認するため、実地調査手引きの改訂により調査の質の向上を図るとともに、実地調査を計画的に実施し、平成 24 年度実績（63 件）に比し 50%増（95 件）の目標を大幅に上回る 65%増（104 件）の調査を達成した。
- 民間競争入札による徴収業務に係る委託費については、前年度よりさらに減少させ平成 24 年度比 8.69%の縮減を実現した。その結果、目標に対する達成度は 174%となり、中期計画に定める目標（5%）を大幅に上回っている。
- オンライン等による電子申告の推進については、中期計画に定める目標 70%について、件数ではほぼ達成する 69.8%（金額では 87.2%）となり、さらに高い電子申告率の達成に向けオンライン申告促進計画を定め、新たに「オンライン申告セミナー」の開催などの取組を行った。
- 納付義務者のニーズに基づき、制度の概要や申告の手続きの理解を深めるため、外部専門家の分析・評価に基づき分かりやすい手引き、マニュアル及び動画の作成を行い、賦課金の円滑かつ適正な申告・納付を確保する取組を行った。
- 汚染負荷量賦課金の申告・納付が確実に行われるよう委託商工会議所と連携し、説明・相談会（103 会場）を開催し、申告・納付に関して納付義務者に対し丁寧な説明など極め細かな対応を行った。

■課題と対応

- 制度発足後 40 年が経過し、また厳しい経済状況の中で、補償給付費等の財源である汚染負荷量賦課金の申告・納付についての納付義務者の理解と協力を得て高い申告率・収納率を確保することが難しい状況下、粘り強い督促の結果、高い水準を確保した。今後も効果的な督促手法を確立し、対応していく。
- 申告・納付を行う納付義務者の担当者に適正な申告が行えるよう、分かりやすい資料を提供するなど、効率的な事務処理が行えるような質の高いサービスを提供していく必要がある。このため、手引き及びマニュアルの全面改訂、機構HPにおいて手続き等の動画を作成・提供並びにオンライン申告システムの改修を行った。今後も納付義務者のニーズを把握し、各種取組を行っていく予定である。
- かねてより要望のあった電子的方法による汚染負荷量賦課金の納付に係る予備的調査を実施し、徴収・審査システムとマルチペイメントネットワーク等を接続することにより、インターネット等を利用した電子納付の実現可能性を確認し、今後、その実施に向けた対応を行う。

■ 主要な業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

被認定者に対する補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応するとともに、多くの企業が厳しい経営環境にある中で、高い申告率・収納率確保のために、以下の対応を行った。

① 未申告納付義務者に対する申告督促の実施

汚染負荷量賦課金申告を期日（5月15日）までに行わない未申告納付義務者（以下「未申告者」という。）に対し、委託商工会議所及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を行った。

その結果、納付義務者数（8,261事業所）に対し未申告者は374事業所であったが、法に基づく重要な制度であること、厳しい経済状況ではあるが申告・納付の必要性などを粘り強く丁寧に説明し、320事業所が申告に応じ、44事業所（0.5%）まで縮小させ、99.5%と高い申告率を確保することができた。

また、未申告者の様態に応じた督促手法を検討し、この手法に基づき個々の未申告者の実情に応じた対策をさらに強化していく。

＜未申告者に対する督促の実施結果（平成28年3月末現在）＞

| 区 分 | 督促対象 事業所数 | 申告に 応じた事業所数 | 非該当 事業所数 |
|------------------------|--------------|----------------|-------------|
| 商工会議所による督促 (6/15まで) | 374(454) | 244(333) | 0(0) |
| 機構による督促 6/16以降 | 130(121) | 76(56) | 10(16) |
| 督促実施後 未申告事業所数 | 44(49) | / | |

※（ ）書きは、平成27年3月末の数値

② 未納の納付義務者に対する納付督促の実施

法律、内部規程及び「汚染負荷量賦課金の徴収・納付に係る督促事務手引」に基づき、賦課金を納付しない納付義務者（以下「滞納事業者」という。）に対する納付督促を行うとともに、滞納の解消につながる取組を強化した。破産等の手続に至る見込みのない滞納事業者については、法令に基づき督促状（2事業所）の発行を行った。

ア. 現事業年度分

(ア) 電話による督促を131件の滞納事業者に対して行った。

(イ) 督促文書を4通発行した。

(ウ) 現地訪問による督促を1件行った。

以上の取組により、127件の収納を行い、収納率は99.997%となった。破産手続中、清

算結了確認中及び納付計画中の4件を除く全件の収納が完了した。

イ. 過年度分

(ア) 期首14件の滞納事業者については、現地訪問等による粘り強い督促により、廃業状態又は破産手続中である4件までに圧縮した。

＜汚染負荷量賦課金の収納状況（平成28年3月末現在）＞ (単位：千円、%)

| 年度 | 計画額 (a) | 申告額 (b) | 収納済額 (c) | 計画額に対する申告率 (d=b/a*100) | 申告額に対する収納率 (e=c/b*100) |
|--------|--------------|--------------|--------------|---------------------------|---------------------------|
| 平成27年度 | (34,134,101) | (34,226,838) | (34,220,268) | (100.272) | (99.981) |
| | 32,521,169 | 33,090,539 | 33,089,473 | 101.751 | 99.997 |

※ () 書きは、平成27年3月末の数値

(資料編 P1_補償1 公害健康被害補償制度の概要)

(資料編 P2_補償2-① 汚染負荷量賦課金申告件数及び申告額の年度別推移)

(資料編 P2_補償2-② 汚染負荷量賦課金の業種別申告額の年度別推移)

(資料編 P3_補償3 都道府県別汚染負荷量賦課金の徴収決定状況)

③ 申告内容の審査状況

汚染負荷量賦課金の適正・公正な申告を確保するため、申告書の内容を審査するとともに、申告内容を詳細に確認する必要があるものは実地調査を行った。

また、実地調査における審査レベルの質をさらに高めるため、実地調査マニュアルを改正し、今後このマニュアルを活用し、効果的な実地調査を行うことができるようにした。

ア. 申告書審査による修正及び更正の状況（平成28年3月末現在）

(単位:件)

| 区分 | 机上審査 | 実地調査 | 計 |
|-------|------|------|-----|
| 当年度修正 | 28 | 2 | 30 |
| 当年度更正 | 30 | 8 | 38 |
| 過年度修正 | 3 | 14 | 17 |
| 過年度更正 | 0 | 23 | 23 |
| 計 | 61 | 47 | 108 |

イ. 実地調査の状況

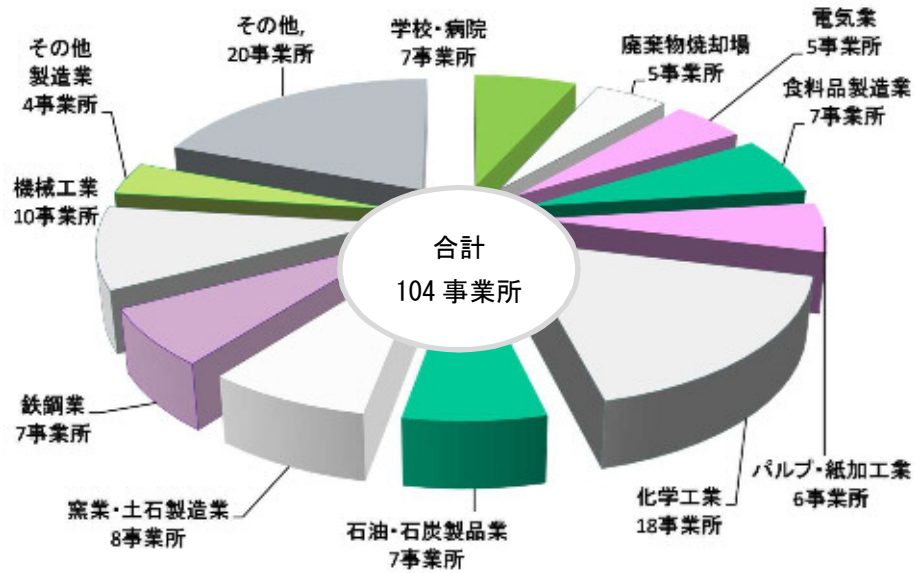
実地調査件数については、平成24年度実績(63件)に比し50%増(95件)とする目標に対し、計画的に調査を実施した。その結果、今年度は目標を上回る65%増、104件の調査を完了した。

なお、実地調査に当たっては、事業所の担当者から製造工程及びばい煙発生施設等の現

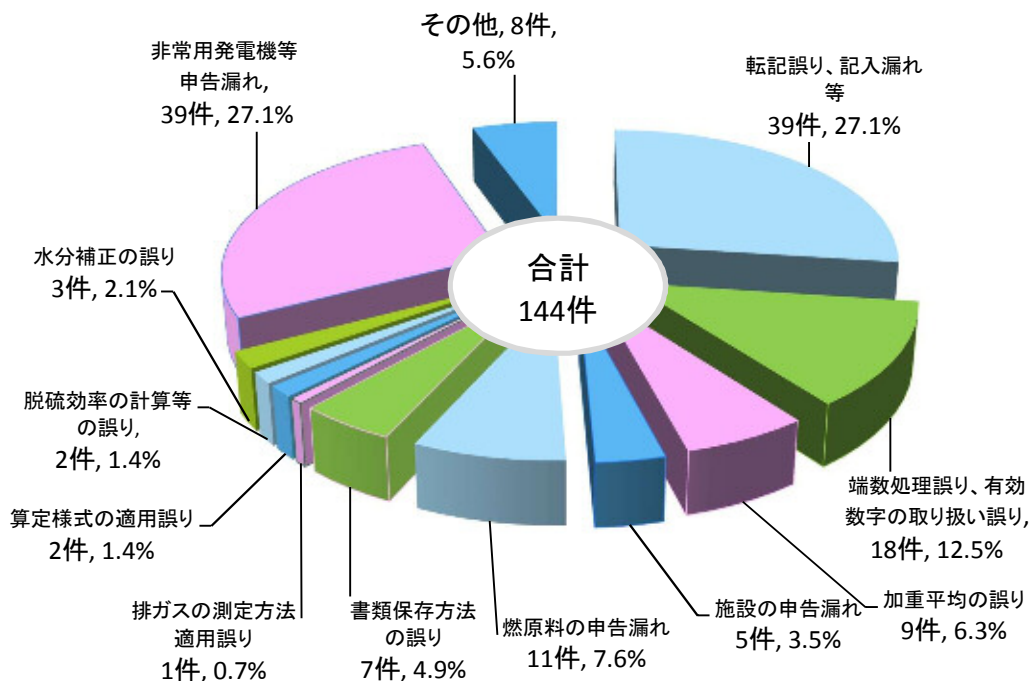
地確認及びこれら施設の稼働状況等を確認するとともに、申告書作成の根拠となった原始帳票類（104事業所×5年間分＝520件）を精査するなど、申告内容を詳細に調査した。

その結果、賦課金額に変更があるものは、上記のとおり修正及び更正処理を行うとともに、適正な申告となるよう指導を行った。

平成27年度に実地調査を実施した104事業所の業種別内訳



平成27年度実地調査における指導内容



(資料編 P4_補償 4 申告書等の審査・実地調査箇所の選定及び指導内容等)

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収業務に係る委託費の縮減

汚染負荷量賦課金の申告・納付に当たっては、民間競争入札の結果、日本商工会議所に徴収業務の一部を委託し各地の商工会議所と連携し、申告納付説明・相談会の開催、申告書類の收受、簡易な申告・納付に係る相談、未申告者への督促を行っている。

平成27年度徴収業務に係る委託費（税抜）については、以下のとおりであり、中期計画に定める平成24年度比5%増を大幅に上回る8.69%の縮減が図られた。

＜委託費の縮減（平成28年3月末現在）＞ (単位：円、税抜)

| 平成 24 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 (平成 24 年度比削減率) |
|-------------|-------------|----------------------------|
| 169,507,228 | 154,906,135 | 154,767,504 (▲8.69%) |

② オンライン申告の促進

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」に基づき、納付義務者の申告事務の効率化を実現するため、オンラインやFD・CDによる申告を奨励し、中期計画に定める電子申告率（申告件数及び申告額）70%以上とする目標に対し、申告件数 69.8%、申告金額 87.2%を達成することができた。

さらに、オンライン申告を推進するため、平成 28 年度に 2 年前倒しした目標の達成を目指し、「オンライン申告促進計画（平成 27 年 9 月 15 日）」を作成し、下記の取組を実施した。

ア. オンライン申告促進文書の発送

用紙及びFD・CDで申告している事業所(2,821件)に対し、オンライン申告促進の文書を発送するとともに、「オンライン申告セミナー」の参加要望等のニーズを把握するアンケートを実施した。

(資料編 P6_補償 5 平成 28 年度算定様式雛型ファイルのダウンロードの開始について)

(資料編 P7_補償 6 オンラインによる汚染負荷量賦課金申告のお願い)

(資料編 P10_補償 7 オンライン申告の促進用チラシ)

イ. オンライン申告セミナーの開催（平成27年度新規取組）

全国18ヶ所で99事業所106名の参加を得て、オンライン申告の利便性の理解を促すとともに、オンライン申告を利用するに当たっての事前登録から、エクセル雛型ファイルの入手、申告ファイルの作成方法等について説明し、参加者には実際にパソコンを使用して仮申告内容でオンライン申告を体験するセミナーを開催した。

ウ. 事業所へのオンライン申告啓発

複数の事業所（3箇所以上）の申告手続きを行っている担当者に対し、個別にオンライン申告のメリットや手続きを説明した。（平成27年度7件、平成26年度2件）

エ. 実地調査におけるオンライン申告啓発

実地調査に際して、オンライン申告を採用していない納付義務者（29件）に対し、オンライン申告のメリットや手続きを説明した。

＜申告方式別の申告件数及び申告金額（平成28年3月末現在）＞ （単位：件、%、千円）

| 区分 | 平成 26 年度 | | | | 平成 27 年度 | | | |
|-----------|----------|-------|------------|-------|----------|-------|------------|-------|
| | 件数 | 構成比 | 申告金額 | 構成比 | 件数 | 構成比 | 申告金額 | 構成比 |
| オンライン申告 | 4,835 | 58.7 | 23,297,468 | 68.1 | 5,068 | 61.6 | 25,601,623 | 77.4 |
| F D・C D申告 | 783 | 9.5 | 6,233,939 | 18.2 | 672 | 8.2 | 3,253,026 | 9.8 |
| 電子申告 | 5,618 | 68.2 | 29,531,407 | 86.3 | 5,740 | 69.8 | 28,854,649 | 87.2 |
| 用紙申告 | 2,626 | 31.8 | 4,695,430 | 13.7 | 2,486 | 30.2 | 4,235,890 | 12.8 |
| 合計 | 8,244 | 100.0 | 34,226,837 | 100.0 | 8,226 | 100.0 | 33,090,539 | 100.0 |

（3）納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者に対するサービスの向上

納付義務者に対し、申告事務の効率化、手続きの簡素化など質の高いサービスを提供するため、納付義務者のニーズに基づき次の取組を行った。

ア. オンライン申告システムの改修

納付義務者等の利便性、セキュリティの強化及び事務処理の省力化による内部処理の適正化・効率化を図るため、オンライン申告システムについて、納付義務者のニーズや情報セキュリティ技術の進展及び外部専門家によるオンライン申告システムに係る分析・評価を踏まえ、次の改修を行った。

- （ア）Excel 雛型ファイルの一括ダウンロード機能の追加
- （イ）アップロードファイル形式の変更（GSV→Excel）
- （ウ）オンライン名称等変更届出書への機能追加（添付ファイルのアップロード）
- （エ）ダウンロードファイル形式の変更（exe→zip）
- （オ）使い勝手の良いユニバーサルデザインの採用



なお、情報セキュリティの一層の強化を図るため、標的型メール攻撃などによるインシ



エ. 汚染負荷量賦課金の納付の効率化に関する検討

汚染負荷量賦課金については、取扱金融機関で納付書により納付することとされているが、ア)現金の社外持ち出しの不可、イ)電子決済が通例、ウ)金融機関での納付に手間がかかること、エ)振込みに身分証の提示が必要であることなどから、オンライン等での納付を希望する納付義務者に応え、インターネット等を利用した電子納付の実施可能性について調査を行った。

その結果、徴収・審査システムと国税などでも利用されているマルチペイメントネットワーク等を接続することにより、インターネット等を利用した電子納付を実現する可能性が確認され、次年度以降実現に向けた取組を行っていく予定である。

② 汚染負荷量賦課金の徴収業務の円滑な推進

汚染負荷量賦課金の徴収業務を円滑に推進するため、次の取組を行った。

ア. 委託商工会議所担当者に対する研修会の実施

納付義務者が制度や申告の手続について、正しく理解してもらえるよう委託商工会議所担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を平成 28 年 3 月 3 日に開催した（参加者数：118 名）。

イ. 申告納付説明・相談会の実施

委託商工会議所と連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国 151 商工会議所 103 会場（出席納付義務者数：2,721 事業所）で 4 月に申告納付説明・相談会を開催し、制度や申告方法・手続きを説明し、納付義務者からの質問等に対して適切に対応した。

なお、説明・相談会参加者に対し、アンケート調査を行い意見・要望を把握し、これらを元に①で述べた様々な取組を行ったほか、より効果的な説明・相談会の実施に向けた検討を行い、平成 28 年度の説明・相談会に反映した。

（資料編 P12_補償 8 平成 27 年度汚染負荷量賦課金申告納付説明・相談会での対応について）

2. 都道府県等に対する納付金の納付

■中期目標

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。

■中期計画

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに関係情報を国及び都道府県等に提供する。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。

■平成 27 年度計画

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

現地指導は、原則として3年に1回のサイクルで実施する。また、現地指導の調査結果については、必要に応じて環境省主催及び都道府県等主催の会議の場で報告するなどして、国及び都道府県等へ情報提供を行う。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

納付業務システムについて、都道府県等が行う事務処理の効率化が図れるよう、都道府県等のニーズ等に対応した改良を図る。また、全ての都道府県等が納付業務システムを適正に利用できるよう、担当者に対し研修を実施する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 現地指導の実施都道府県等数 | 原則3年間で全ての都道府県等に実施。(第一種地域39都道府県等、第二種地域6都道府県等) | 第一種地域 13都道府県等 第二種地域 2都道府県等 | 第一種地域14都道府県等 第二種地域2都道府県等 | 第一種地域10都道府県等 第二種地域2都道府県等 | | | |
| オンライン申請を行う自治体数 | 全ての納付金納付対象都道府県等 | 100% | 100% | 100% | | | |

<その他の指標>

- 納付業務システムの適切な利用のため、研修要望に対応した研修会の実施。

<評価の視点>

- 3年に1回計画的に現地指導を実施することにより、適正な補償給付費等の納付業務の事務処理を確保する。
- 納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施する。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下を踏まえ、補償給付費等の納付業務に係る事務処理の適正化・効率化を図るための対応を適切に行っていることから、自己評定を「B」とした。

なお、昨年度有識者から「都道府県等からの幅広いニーズの聴取が必要」との指摘のあった研修については、研修ニーズを把握し、要望のあった全ての者を対象に実施した。

- 納付業務に係る現地指導調査については、全45都道府県等のうち12都道府県等に対して実施し、適正な事務処理がなされるよう指導を行った。

- 公害保健福祉事業については、昨年度を上回る 5 都道府県等（平成 26 年度：2 都道府県等）の実態調査を行い、事業実施の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。
- 納付業務システム担当者研修会に係る昨年度の有識者のご意見を踏まえ、対象となる 45 都道府県等の研修ニーズを聴取し、研修要望があった 27 都道府県等の全ての者を対象に研修を行った。

■課題と対応

- 被認定者の高齢化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況の中、都道府県等の協力を得て公害保健福祉事業の実態把握を本格的に実施し、創意工夫のある事例等を収集し、今後の事業に有益な情報提供を行う。
- 毎年、人事異動等で複数の都道府県等で担当者が代わる中、納付申請等の手続きを適切かつ効率的に行うため、「納付業務システム担当者研修会」を開催する。今後も研修の実施に当たり、実施場所及び実施回数を増やす等、研修ニーズを把握し要望のあった全ての者を対象に研修を実施する。

■主要な業務実績

（1）納付申請等に係る事務処理の適正化

① 補償給付費等の事務処理の適正化に係る現地指導調査

補償給付費及び公害保健福祉事業納付金の実績は、次のとおりである。

（平成 28 年 3 月末現在）（単位：百万円）

| 区 分 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|--------------|----------|----------|
| 補償給付費納付金 | 41,983 | 40,592 |
| 公害保健福祉事業費納付金 | 94 | 88 |
| 合 計 | 42,077 | 40,680 |

この納付金について、納付申請から実績報告書までの手続きが適正に行われているか確認するため、対象となる 45 都道府県等に対し 3 年に 1 回のサイクルで現地指導調査を実施しており、平成 27 年度は 12 都道府県等に対して実施した。

- ・ 第一種地域（かつて著しい大気汚染によって疾病が多発した地域）10 都道府県等
- ・ 第二種地域（汚染原因者との因果関係が明らかな地域）2 都道府県等

現地指導調査において、都道府県等に対し適正な事務処理がなされるよう指導を行うとともに、調査結果については環境省に報告した。

なお、訂正が必要な都道府県等に対しては、環境省とも相談の上、実績報告書の再提出を求め、適正な処理を行った。

（資料編 P13_補償 9-①旧第一種地域被認定者数の年度別推移）

（資料編 P13_補償 9-②旧第一種地域補償給付費納付金の年度別推移）

(資料編 P14_補償 10 旧第一種地域公害保健福祉事業費納付金の年度別推移)

(資料編 P15_補償 11-①補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(旧第一種地域))

(資料編 P16_補償 11-②補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の種類別納付状況
(第二種地域))

② 公害保健福祉事業の実態把握

被認定者の健康を回復させ、健康を保持増進し、必要なりハビリテーション、転地療養等を行う公害保健福祉事業について、5 都道府県等（平成 26 年度 2 都道府県等）の実態調査を行った。

調査結果について、現地指導の結果及び公害保健福祉事業で創意工夫のある事例等について、事業実施の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

① 納付業務に係るオンライン申請システムの改修

補償給付及び公害保健福祉事業納付金について、オンライン申請システム（以下「納付業務システム」という。）が利用されているが、納付金に係る申請、請求、実績報告手続きを効率的に行うため、納付業務システムの改修を行い第二種地域に係る 6 つの帳票を出力できるようにした。

また、都道府県等の担当者から、納付業務指導調査、納付業務システム担当者研修会及びアンケート調査を通じてシステムに関するニーズを聴取し、平成 28 年度の改修に向けた計画を策定している。

② 納付業務システムに係る研修の実施

納付業務システムに係る研修要望等のアンケート調査を実施し、全ての要望に対応するため、開催場所、開催時期など参加のしやすさのニーズを把握し、対象となる 45 都道府県等中 27 都道府県等から 38 人（平成 26 年度：13 都道府県等から 15 人）の研修要望があり、全ての者を対象に研修を行った。

なお、研修終了後のアンケートによる「研修の満足度」は、参加者の 92%から「有意義・やや有意義であった」との高い評価を得た。

<納付業務システム研修 アンケート結果>

| 項目 | 評価 | 集計結果 | 備考 |
|--------|-----------|-----------------|---------|
| 研修開催時期 | 適当・やや適当 | 23 名／36 名 (64%) | 未記入 2 名 |
| 研修の満足度 | 有意義・やや有意義 | 35 名／38 名 (92%) | |

<公害健康被害予防事業>

1. 収入の安定的な確保と事業の重点化

■中期目標

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

■中期計画

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。

公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。

また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。

■平成 27 年度計画

（1）収入の安定的な確保

公害健康被害予防基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。

また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保を図る。

（2）事業の重点化・効率化

公害健康被害予防事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化し、効率化を図る。

また、平成 26 年度から開始した公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間における見直しの実行について、平成 27 年度においては、平成 26 年度に立ち上げた各種新規事業の本格的実施や助成事業の見直し後のメニューを関係地方公共団体がより効果的に実施できるようにするための支援に取り組む。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

公害健康被害予防基金については、現在の低金利の状況の下、市場等の動向を注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めた。また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保が図れた。

第三期中期目標期間（平成 26～30 年度）の二年度目として、平成 25 年度末に取りまとめた予防事業の見直しの考え方を具現化・実行するため、初年度の見直しの継続実施と新たな事業の本格実施など事業の効率化を進めつつ、より効果の高い事業に事業の見直し、重点化を図るなど、今後の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であり、多くの課題で年度計画に定める水準を達成することができた。

■課題と対応

急激な金利低下に伴い、今後の収入見込みの更なる減少が想定されることから、引き続き、公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間における見直しの三年度目以降の取組を着実に進めるとともに、更なる効率的な事業実施に取り組む必要がある。

■主要な業務実績

【重点事項】

(1) 公害健康被害予防事業の第三期中期目標期間（平成 26～30 年度）における見直しの実行
地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業を優先的に実施し、調査研究や知識普及事業は縮減又は統廃合等による合理化を進め、事業の重点化と効率化を一層推進した。

平成 27 年度は、各事業において次の取組を行った。

ア. 助成事業については、平成 26 年度に効果的・効率的な事業内容に抜本的な見直しを行ったソフト 3 事業の見直し後のメニューを地方公共団体がより効果的に実施できるよう、地方公共団体職員を対象とした研修の充実やグッドプラクティスの情報共有の機会の提供など地方公共団体をソフト面で支援し、ソフト 3 事業の見直しを効果的に推進した。

- イ. 調査研究については、平成 26 年に新規採択した重点課題の二年目の研究を実施し、継続して調査研究費の削減を図った。
- ウ. 知識の普及事業については、パンフレット類等の啓発・教育ツールの合理化を推進するため、複数のパンフレットを統合し、パンフレットの再編を進めた一方、ニーズの高い IT ツールを活用した情報提供の充実を図るため、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」の全面リニューアルに着手し、ぜん息情報のポータルサイトとしての機能と役割を担うプラットフォームコンテンツの開発やアクセス性の向上を図るためのスマートフォンサイトの新規開設など新たなコンテンツの開発とユーザビリティの充実を図り、情報発信の強化を行った。
- エ. 研修については、研修生のニーズや参加状況等を踏まえ、研修コースを体系的に再編した一方、ソフト 3 事業の見直し後のメニューを効果的に推進するため、これまでの事業研修に加え、地域において患者教育を指導する専門家の育成を図る人材育成研修を新設するとともに、患者教育・指導の専門のライセンスを有するコメディカルスタッフと連携を図るシステム「ERCA 予防事業人材バンク」を設置するなど、新たな人材育成・支援プロジェクトを立ち上げ、予防事業を担う人材育成の充実と強化を図った。

【当該年度の実施状況】

(1) 収入の安定的な確保

低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、収入の安定的な確保を図った。

平成 28 年 1 月に開催された日本銀行による政策委員会・金融政策決定会合により「マイナス金利政策」が導入されたことから、今後の基金運用収入見込を試算したところ、更に運用収入が低下する見込みとなった。将来的には十分な事業費を確保できない事態も想定されるため、予防事業の展開について内部で議論を開始した。

(単位:百万円)

| | 平成 26 年度 | | | 平成 27 年度 | | |
|--------|----------|-----|-----------|----------|-----|-----------|
| | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) |
| 基金運用収入 | 835 | 798 | 1.77 | 687 | 716 | 1.59 |
| 補助金 | 200 | 200 | — | 200 | 200 | — |

(資料編 P 17_予防 1 公害健康被害予防基金債券運用状況)

(資料編 P 116_共通 10 運用方針について)

(2) 事業の重点化・効率化

① 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)(以下「事務・事業の見直しの基本方針」という。)を踏まえ、継続的にぜん息患者等のニーズを的確に把握し、その結果を事業内容の改善に反映させるなど、把握したニーズに基づき該当する事業を継続して実施した。

(資料編 P 18_予防 2 公害健康被害予防事業の概要)

- ② 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業について、地方公共団体の要望に全て対応できるよう助成を行った。

(資料編P19_予防3 平成27年度ソフト3事業等実施状況)

2. ニーズの把握と事業内容の改善

■中期目標

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。

■中期計画

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

■平成27年度計画

効果的かつ効率的に事業を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を的確に反映させることにより事業内容の改善を図る。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

本事項「ニーズの把握と事業への反映」は、公害健康被害予防事業の役割からして、本来的に基本とすべき重要な取組であるということ。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。

■ 評価と根拠

< 自己評価 >

B

< 根拠 >

患者団体等との連絡会における意見交換を踏まえたニーズ、地方公共団体からのニーズに的確に応えるため、抜本的な事業内容の改善を図っており、本項目は第三期中期目標期間（平成 26～30 年度）以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であり、多くの課題で年度計画に定める水準を達成することができた。

■ 課題と対応

公害健康被害予防事業の効果的な実施に向けた見直しを図るため、平成 27 年度から、地域で患者教育を指導できる専門性の高い指導者を養成する通年型の指導者養成研修を新たに実施したところであり、今後は研修生からのアンケート結果等を踏まえたカリキュラムの工夫を図り、より効果的・実践的な研修とする必要がある。

■ 主要な業務実績

【重点事項】

（1）公害健康被害予防事業の見直しにおけるぜん息患者等のニーズを踏まえた事業の展開

平成 25 年度に取りまとめた公害健康被害予防事業の見直しの基本的考え方を具現化・実行するにあたり、ぜん息患者のニーズが高い、ぜん息児等が生活の大半を過ごす保育所、学校等での対応の強化やぜん息の正しい知識を情報発信するツールの構築を図るため、平成 27 年度は新たな事業展開として、NPO 法人等の知見やノウハウを活用した知識普及の協働事業を本格実施するとともに、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」において、国や関連学会等が発信するぜん息等に関する情報も一元的に発信することができるホームページのプラットフォーム化のための作業に着手した。

【当該年度の実施状況】

（1）ニーズの把握と事業への反映

① 患者団体等との連絡会の開催

「事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえて設置した、公害健康被害補償制度と関わりの深い患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいる NPO 法人等の団体との連絡会を平成 28 年 3 月に開催し、ぜん息・COPD（慢性閉塞性肺疾患）を取り巻く最新の情報や動向を共有するとともに、予防事業の効果的なあり方について意見交換を行った。

（資料編 P 20_予防 4 意見交換を実施した団体）

② 患者等のニーズに基づき実施した事業

「事務・事業の見直しの基本方針」を踏まえ、継続的にぜん息患者等のニーズを的確に把握し、その結果の事業内容の改善への反映として、把握したニーズに基づき、次の事業を継

続して実施した。

(資料編P21_予防5 平成27年度知識の普及事業実施状況)

| 把握したニーズ | ニーズに応える事業として平成27年度に実施した事業 | 事業区分 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1. 専門医への相談・交流機会の確保 | <p>平成27年度は、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会との連携による市民公開講座に加え、日本医師会が4年に1回開催する日本医学会総会及びCOPD分野での初めてとなる日本呼吸ケア・リハビリテーション学会との連携による市民公開講座を新規に開催した。</p> <p><専門医による市民公開講座></p> <p>平成27年4月5日(日本医学会総会において開催)</p> <p>平成27年6月21日(日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会共催)</p> <p>平成27年10月16日(日本呼吸ケア・リハビリテーション学会共催)</p> | 知識の普及 |
| 2. 就学期のぜん息患者のサポート | <p>地域においてぜん息・COPDの啓発に取り組んでいるNPO法人等との協働事業として、平成27年度は、地域の学校等に従事する専門職を対象とした出張型のぜん息講習会を8箇所で開催した。</p> | 知識の普及 |
| 3. 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供 | <p>地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象とした水泳記録会を開催。また、記録会参加者を対象とした「ぜん息に関するミニ体験教室」及び「全員参加型の実技講習」を実施した。</p> <p>平成27年9月27日 関西地区</p> <p>平成27年10月17日 関東地区</p> | 知識の普及 |
| 4. COPDに対する認知度の向上、重症化の防止 | <p>一般社団法人 GOLD 日本委員会との共催により、地方公共団体の職員、地域の医療従事者等を対象に、COPDの認知度の向上、呼吸リハビリテーションの普及を目的とした講習会を2箇所で開催した。(新規)</p> <p>COPDの認知度向上、呼吸リハビリテーションの普及・定着を図るため、地域の特性を熟知したNPO法人等との協働事業として、COPDの普及啓発、呼吸リハビリテーション教室を開催し、平成27年度から本格実施した。</p> | 知識の普及 |

| 把握したニーズ | ニーズに応える事業として平成 27 年度に実施した事業 | 事業区分 |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 5. ぜん息患者教育スタッフの養成 | <p>厚生労働省と連携を図り、保育所等に勤務する保育士・栄養士・看護師等を対象とした講習会の実施を 3 年計画で予定しており、平成 27 年度は、初年度として、4 カ所で開催した。</p> <p>平成 27 年 10 月 30 日 名古屋地区 平成 27 年 11 月 6 日 神戸地区 平成 27 年 11 月 27 日 東京地区 平成 27 年 12 月 11 日 福岡地区</p> | 知識の普及 |
| | <p>ぜん息患者の教育等に従事する地域のコメディカルスタッフを養成するための研修を日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会の協力を得て、平成 27 年度は福岡地区で実施した。</p> <p>また、平成 27 年度から、地域で患者教育を指導できる専門性の高い指導者を養成するため、新たに通年型の指導者養成研修を実施した。</p> <p><患者教育スタッフ養成研修> 平成 27 年 12 月 3 日～4 日 福岡地区</p> <p><患者教育指導者養成研修> 平成 27 年 11 月 7 日～平成 28 年 3 月 19 日</p> | 研修 |
| 6. 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成 | <p>受講希望者の増加に対応するため、平成 27 年度も日本呼吸ケア・リハビリテーション学会への派遣方式ではなく、機構独自に研修を実施した。実施に当たっては、日本呼吸器学会に協力を得て、広く参加者を募集した。</p> <p>また、平成 27 年度から、地域で呼吸リハビリテーションを指導できる専門性の高い指導者を養成するため、新たに通年型の指導者養成研修を実施した。</p> <p><呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修> 平成 27 年 11 月 12 日～13 日 名古屋地区</p> <p><呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修> 平成 27 年 10 月 10 日～平成 28 年 2 月 16 日</p> | 研修 |

(資料編 P 24_ 予防 6 平成 27 年度研修事業実施状況)

(2) 直轄事業参加者へのアンケート

知識普及事業への参加者及び研修事業参加者(計 5,476 名)にアンケート調査(回収率 81.6 パーセント)を実施し、各事業への満足度及び意見等を収集した。さらに、講演会、水泳記録会等の事業参加者に事業終了 2 カ月後に追跡アンケートを実施し、得られた意見等を事業内容の改善に反映した。

(3) ソフト3事業の実施効果の継続的な測定・把握及び事業内容改善の検討

地方公共団体が直接、事業の評価・分析が可能となるよう、機構が構築した「集計・分析システム」を活用し、ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続して実施した。

平成27年度からの助成事業メニューの見直しに合わせ、質問票の内容修正を行うとともに、これまでに実施した上記調査の結果を報告書として取りまとめ、地方公共団体へ配布した。また、日本小児アレルギー学会にて本調査の結果を発表し、ソフト3事業の事業効果の周知を図った。

(資料編P25_予防7 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための本格調査及び事業改善に向けた検討状況)

(資料編P26_予防8 ソフト3事業の事業実施効果の測定・把握のための調査報告―抜粋―)

3. 調査研究

■中期目標

(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気の汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成 24 年度実績に比し、10%削減すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

■中期計画

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の改善に係る課題や今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。

なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。

新規に採択する調査研究課題については、公募制を継続し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。

■平成 27 年度計画

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、中期計画に則り、平成 26 年度に選定した 3 課題（10 調査研究）を継続して実施する。

大気環境の改善分野に係る調査研究については、中期計画に則り、平成 26 年度に選定した 3 課題（3 調査研究）を継続して実施する。

なお、調査研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 10%以

上削減する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。これらの評価結果については、各調査研究の実施者にフィードバックして次年度の調査研究の内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、必要に応じて、公害健康被害予防事業の各事業の展開に反映させる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

また、調査研究の成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------------|----------------------------|-------|-------|----------|----------|----------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 （前中期目標期間最終 年度値等） | 26年度 | 27年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| 調査研究費の総額の削減 | 平成24年度比で10%以上削減する | 同左 | 39%削減 | 37%削減 | | | |
| 課題の採択までの事務処理期間 | 外部有識者による評価を行い、公募締切日から60日以内に決定する | 同左 | 59日 | — | | | |

注1) 議題の採択までの事務処理期間が「—」となっているのは、平成27年度は課題の採択年でないためである。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られているか。調査研究の成果が公害健康被害予防事業の他の事業に活かされているか。

■ 評価と根拠

< 自己評価 >

B

< 根拠 >

定量的な目標である「研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費の総額を平成 24 年度比で 10%以上削減をする」を大きく上回る水準（37%）で達成した。

■ 課題と対応

—

■ 主要な業務実績

【重点事項】

（1）調査研究の重点的な実施

平成 26 年度から開始している調査研究の二年度目として、今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した課題の研究を継続して実施した。環境保健分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 3 課題（10 件の調査研究）を継続して実施した。大気環境の改善分野に係る調査研究については、平成 26 年度から開始した 3 課題（3 件の調査研究）を継続して実施した。

なお、調査研究課題の重点化及び実施計画等の合理化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 37%削減した。

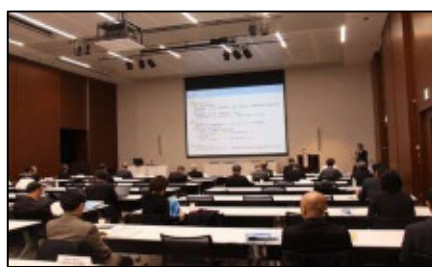
（資料編 P30_予防 9 平成 27 年度環境保健分野に係る調査研究概要）

（資料編 P33_予防 10 平成 27 年度環境改善分野に係る調査研究概要）

【当該年度の実施状況】

（1）外部有識者による評価

平成 27 年度に実施した環境保健・環境改善両分野の研究課題について、平成 28 年 3 月に調査研究成果発表会を開催し、評価委員による年度評価及び事後評価を行い、年度評価結果については、平成 28 年度の調査研究内容に反映することとしている。



（資料編 P34_予防 11 公害健康被害予防に関する調査研究の評価について）

（2）研究成果の公表等

① 環境保健・環境改善の両分野とも、平成 26 年度の調査研究成果を機構ホームページで公表するとともに調査研究成果集を作成し、関係地方公共団体のほか関係学会等に配布した。また、研究成果については、機構が行う各種事業等で積極的に発表するなど事業への一層の活用を図った。

<調査研究成果の主な発表事例>

| | 研究課題 | 発表事例 |
|--------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 環境保健分野 | 「PM2.5のぜん息・ぜん鳴児への影響と対応措置の評価」 | ●大気環境対策（PM2.5）セミナーにおいて研究成果の一部を講演 |
| | 「就学期の患者の効果的な教育、指導モデルの構築に関する研究」 | ●NPO 法人等との協働事業において養護教諭を対象とした講習会で研究成果を発表 |
| | 「アレルギー専門患者指導のための指導者育成システムの開発および基盤整備に関する研究」 | ●日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会のランチョンセミナーにて講演 |
| | 「タブレット PC を用いた教育ツールの開発と COPDエデュケーター育成による効果的なセルフマネジメント教育の実践・普及に関する調査研究」 | ●日本呼吸ケア・リハビリテーション学会の学術団体ブースにて会員へ紹介 |



PM2.5 セミナーでの講演の様子が神戸新聞に掲載された記事

- ② また、研究成果については、内外での学会や論文発表なども行われ、学問分野の発展や社会貢献に寄与している。

(平成27年度実績)

| 分野区分 | 研究件数 | 学会発表数 | 論文発表数 |
|--------|------|-------|-------|
| 環境保健分野 | 10 件 | 93 件 | 59 件 |
| 環境改善分野 | 3 件 | 2 件 | 0 件 |

(注) 学会発表数及び論文発表数については、当該年度の研究結果に関わらず、平成27年度中に発表された件数である。

③ 調査研究データの国への提供

| | 研究課題 | 提供先 | 使用目的 |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------------------------------|
| 環境改善分野 | 「自動車 NOx・PM 法に係る対策地域における NO ₂ 環境基準確保の評価手法に関する調査研究（平成 26 年度）」における測定データ等 | 環境省 水・大気環境局 | 環境省における既存モデルや手法の整理における検討 |
| | 「局地汚染地域における各種自動車排出ガス抑制対策効果評価手法の活用に関する調査研究（平成 23 年～24 年度）」にて開発した評価ツール「ESCFD」 | 国土交通省 関東地方整備局 | 関東地方整備局内の大気環境対策検討のための大気シミュレーション |

(3) 経理の適正化、透明性の確保

平成 27 年 7 月に、委託先の会計担当者等を対象とした会計説明会を開催し、会計・事務手続についての情報共有及び委託費の適正執行の周知徹底を図った。

また、委託先のうち 7 箇所に対して現地指導調査を実施し、受託機関における購入物品の検収方法、支出証拠書類、帳簿及び納入物品の確認等を行った。

4. 知識の普及及び情報提供の実施

■中期目標

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。

また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

■中期計画

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的実施する。

また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5段階評価で上から 2段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な提供方法や内容の充実を図る。

■平成 27 年度計画

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息専門医等によるぜん息等講演会の開催、ぜん息電話相談などの事業並びに NPO 等の知見を活用した事業を積極的実施する。

また、事業内容についての効果を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5段階評価で上から 2段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。

(3) さらに、平成 27 年度においては、平成 26 年度から開始した NPO 等を活用した知識普及事業やパンフレットの統合等を本格的に実施するとともに、関連情報のプラットフォーム化等のホームページの見直しを行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | |
|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|----------|----------|----------|
| 達成目標 | 基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| 講演会の参加者等に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。 | 同左 | 有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。 | 有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得た。 | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

ぜん息及び COPD の予防、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組が効果的・効率的に行われているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

平成 27 年度は、患者や患者と接する機会の多い地域の専門職に対して地方公共団体や地域の医療機関がこれまで十分に実施できていないサポートの充実を図るため、新たな知識普及事業として、地域の各保育所や学校へ専門医等が赴き個別に相談・指導を行う出張型講習会や、地域における呼吸リハビリテーション教室の開催など市民向けの情報発信やネットワーク上に優れる NPO 法人等との連携による協働事業を本格実施した。

また、ぜん息予防の正しい知識を提供する複数の啓発冊子を一冊に再編した統合パンフレットの製作に着手するなど、啓発冊子の合理化を推進する一方、ニーズの高い IT ツールを活用した情報提供の充実を図るため、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」の全面リニューアルに着手し、ぜん息情報のポータルサイトとしての機能と役割を担うプラットフォームの開発やアクセス性の向上を図るためのスマートフォンサイトの新規開設など新たなコンテンツの開発とユーザビリティの充実を図り、情報発信の強化を行った。

情報発信の強化は、公害健康被害予防事業の見直し二年目の重要課題として、第三期中期目標期間（平成 26～30 年度）以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であり、多くの課題で年度計画に定める水準を達成することができた。また、定量的な目標については、環境保健分野において実施した全ての普及啓発等の事業の参加者において有効回答者の 90 パーセント以上の方から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得ており、中期計画に定める目標を上回るレベルで達成している。

■課題と対応

ぜん息予防の基礎知識に係るパンフレットの統合化及び機構ホームページ「ぜん息などの情報館」の全面リニューアル等に着手しているところであり、今後は、メディアミックスも踏まえた抜本的なパンフレット類との統合・再整備を進め、最新の知見や情報をわかりやすく、タイムリーに提供していく必要がある。

■主要な業務実績

【重点事項】

（1）新たな普及啓発事業の実施

予防事業の効果的な実施に向けたぜん息・COPDに関する啓発や情報発信の強化を図るため、市民向けの情報発信やネットワーク力に優れる NPO 法人等との連携による協働事業を本格的に実施した。

① NPO 法人等との協働事業（平成 27 年度から本格実施）

ア. 地域の特性を熟知した NPO 法人等の知見やノウハウを活用して地域の行政・医療機関・住民と連携し、COPD 患者や医療従事者等に呼吸リハビリテーションを普及・浸透させ、自己管理能力と QOL の向上を図るための「地域における COPD 対策推進事業（NPO 法人等との協働事業）」を平成 26 年度に立ち上げ、今年度から大阪及び岡山の 2 地域で本格的に実施した。

イ. 就学期のぜん息患者のサポートの強化を図るため、地域においてぜん息等の啓発に取り組んでいる NPO 法人と連携し、地域の学校保健等に従事する専門職を対象とした出張型の講習会を実施する「ぜん息予防等に関する出張型講習会（NPO 法人等との協働事業）」を 8 箇所で開催した。

② COPD の予防等に関する講習会（一般社団法人 GOLD 日本委員会との共催）（新規）

COPD は社会的な認知度が低いことが課題とされており、厚生労働省は平成 24 年に「21 世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本 21（第二次）」の目標として COPD の認知度向上（平成 34 年度までに認知度 80 パーセントにする）を掲げ、国を挙げて COPD の認知度向上に取り組む方針を示しているが、平成 26 年度の認知度は 30 パーセントと低い状況を踏まえ、地方公共団体健康政策担当者の COPD に対する理解を深め、また、各地方公共団体での啓発活動に活かせるような支援を行うことが COPD の認知度向上に当たって重要であることから、平成 27 年度から一般社団法人 GOLD 日本委員会との共催で「COPD の予防等に関する講習会」を開始し、今年度は神戸地区、岡山地区の 2 地域で実施した。

(2) 啓発ツールの合理化の推進及び情報発信の強化

ぜん息予防の基礎知識をQ&Aやリーフレットとして提供していた7種のパンフレットを1冊に再編した統合パンフレットの製作に着手するなど、啓発冊子の合理化を推進した(図1参照)。

また、利用者のニーズが高いITツールを活用した情報提供の充実を図るため、機構ホームページ「ぜん息などの情報館」の全面リニューアルに着手し、ぜん息情報のポータルサイトとしての機能と役割を担うプラットホームコンテンツの開発やアクセス性の向上を図るためのスマートフォンサイトの新規開設など新たなコンテンツの開発とユーザビリティの充実を図り、情報発信の強化を行った(図2参照)。

図1 パンフレット合理化の基本方針

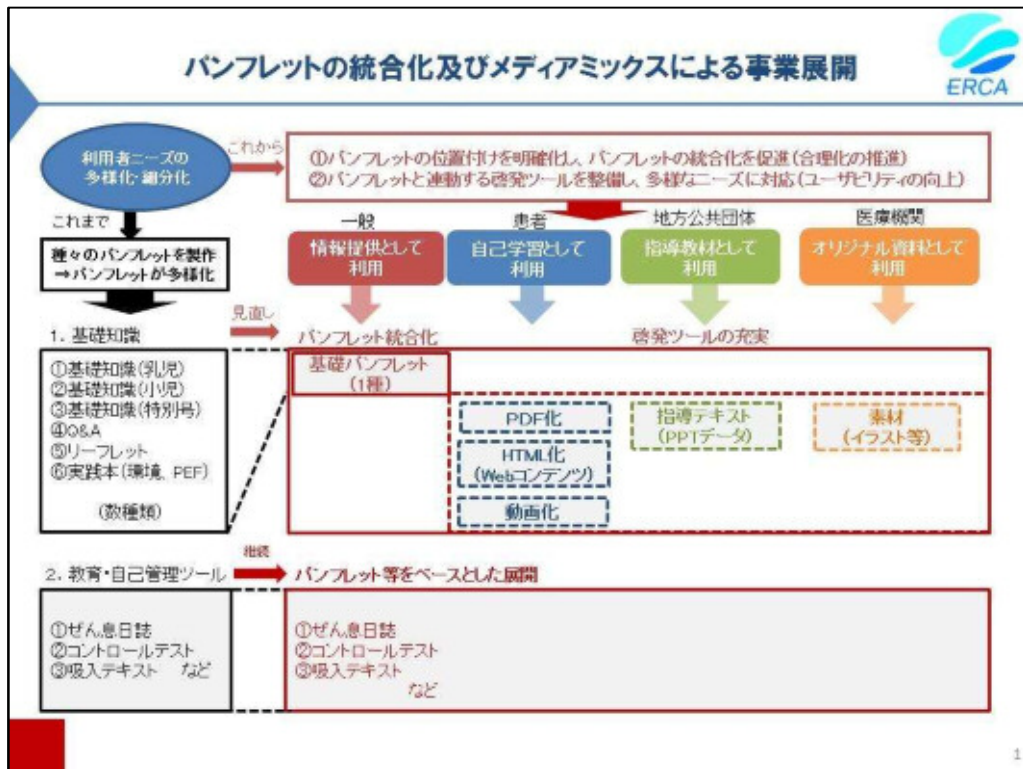
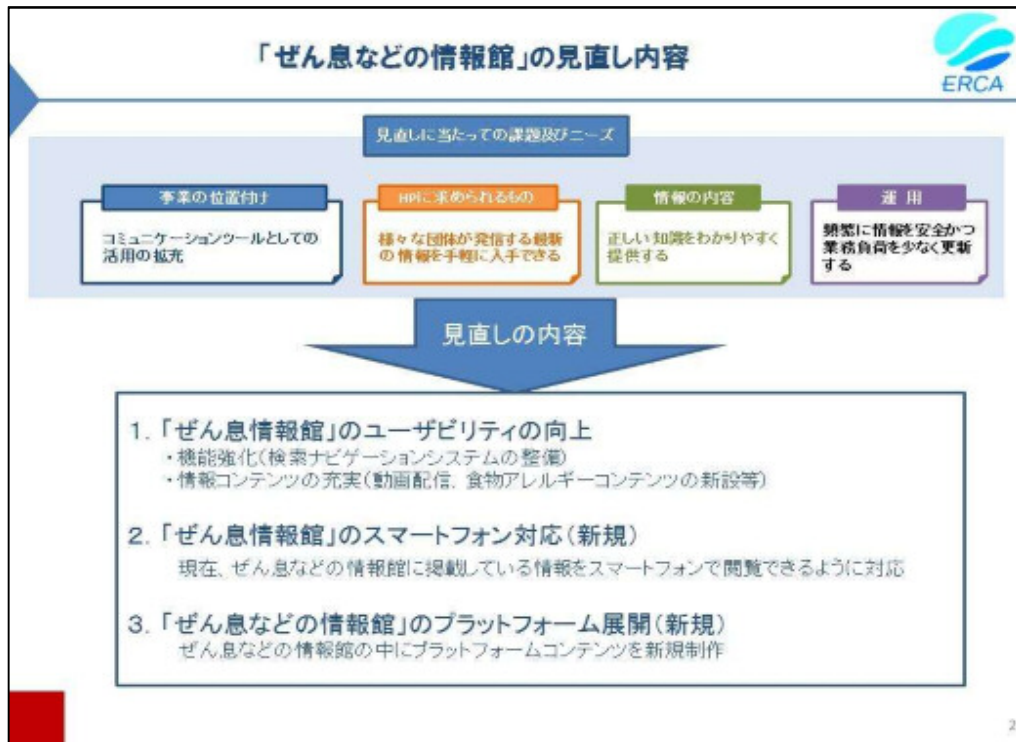


図2 「ぜん息などの情報館」の全面リニューアルの内容



(3) 事業参加者の評価

平成27年度に実施した環境保健分野における全ての普及啓発及び自己管理支援事業において、事業参加者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の90パーセント以上の者から5段階評価で上位2段階までの評価を得ており、目標を大きく上回るレベルで達成している。

| 事業分類 | 対象 | 開催数 | 参加者数 | アンケート 回答率 | 上位2段階 の評価率 |
|------------------|---------------------------|----------------|--------------------|------------------|------------------|
| 市民公開講座 | ぜん息患者やその家族、地域住民、保健師、看護師等 | 3回 (2回) | 929人 (533人) | 52.1% (53.7%) | 97.5% (84.6%) |
| 保育所等における普及啓発講習会 | 保育士、栄養士、看護師等 | 4回 (3回) | 1,602人 (1,159人) | 87.3% (83.1%) | 98.0% (99.1%) |
| 水泳記録会 | ぜん息を持つ児童・生徒 | 2回 (2回) | 329人 (234人) | 86.0% (88.0%) | 93.7% (90.8%) |
| ぜん息・COPD電話相談 | ぜん息・COPD患者とその家族等 | 12ヶ月 (12ヶ月) | 1,371件 (1,178件) | 94.8% (95.2%) | 92.5% (98.8%) |
| ランチオンセミナー | 医師、看護師等コメディカルスタッフ | 1回 (新規) | 175人 | 73.1% | 99.2% |
| アレルギーの日関連行事(講演会) | ぜん息患者やその家族、地域住民、保健師、看護師等 | 1回 (1回) | 347人 (306人) | 55.3% (75.2%) | 96.9% (86.4%) |
| COPDの予防等に関する講習会 | 地方公共団体の政策担当者、医療機関のコメディカル等 | 2回 (新規) | 110人 | 86.4% | 100% |

※ () 書きは前年度実績

(資料編P21_予防5 平成27年度知識の普及事業実施状況)

【当該年度の実施状況】

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復等に係る知識の普及

① 市民公開講座の開催

ぜん息等の患者やその家族をはじめとした地域住民に対し、専門医への相談、交流機会を提供するため、日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会との共催による市民公開講座を平成27年6月に開催した。

また、今年度は上記開催に加え、日本医師会が4年に1回開催する日本医学会総会及びCOPD分野での初めてとなる日本呼吸ケア・リハビリテーション学会との連携による市民公開講座を新規に開催した。なお、本公開講座では当日会場に参加できない方など訴求対象の拡大を図るため、インターネットによる動画配信を実施した。



市民公開講座（日本小児難治喘息・アレルギー疾患学会共催）



参加者による呼吸機能検査体験



② アレルギーの日関連行事の開催

2月20日の「アレルギーの日」に合わせ、公益財団法人日本アレルギー協会と連携し、ぜん息などアレルギーの啓発に関する講演会を2月に東京で開催し、347名の参加を得た。

③ 保育所等におけるアレルギー疾患に対する普及啓発講習会の開催

厚生労働省と連携し、保育所等における正しい知識の普及を図るとともに、「保育所におけるアレルギーガイドライン」の現場での更なる活用を促進し、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的とした講習会を、三カ年計画の初年度である平成27年度は4箇所（東京 名古屋、神戸、福岡）で開催し、計1,602名の参加を得た。

④ ぜん息児水泳記録会の開催

地方公共団体が行う水泳教室に参加しているぜん息児童等を対象に、健康の回復を図る上で大切な自己管理の啓発・継続を図ることを目的とした水泳記録会を関西地区（大阪プール）及び関東地区（東京辰巳国際水泳場）で開催し、今年度は



ぜん息児水泳記録会

広報を強化したことにより、直近5年間で最も多い計329名の参加を得た。

また、ぜん息児及び保護者への保健指導・患者教育の機会として、水泳記録会プログラム開始前の時間帯を利用した吸入手技指導を交えたミニ体験教室及び全員参加型のピークフローメータの使用方法等の実技指導を併せて実施した。



ピークフローメータの使用方法等の実技指導

⑤ ぜん息・COPD電話相談の実施

ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、常勤相談員（看護師）及び非常勤相談員（医師：日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医）を配置し、ぜん息・COPD電話相談室を通年で開設した。

平成27年度からは昼の時間帯（12：00～13：00）及び土曜日も開設するとともに、新聞広告など計画的に広報を実施し、ぜん息・COPD患者等に対する電話相談室のより一層の相談体制の充実と周知を図ったことで、昨年度を上回る計1,371件の相談が寄せられた。

（2）啓発資料、教育ツールの作成・提供

① 啓発資料等の提供

ぜん息・COPDの予防や大気環境の改善に関する正しい情報を提供するための啓発・教育ツールとして、各種パンフレット等を作成しており、今年度は、地方公共団体等、医療機関、事業者、患者個人等からの要望に応じて約57万部を提供した。

| 提供先 | 提供部数 | 利用目的 |
|-------------------------|----------|------------------------------------------------------------|
| 地方公共団体等 (保健所、学校を含む。) | 164,066部 | ソフト3事業の参加者に対する教育用ツール、講演会教材、学校関係者の研修用教材、環境学習、環境イベントにおける啓発資料 |
| 医療機関 | 266,791部 | 受診患者への患者教育・指導等 |
| 個人等 | 135,019部 | 患者の自己管理用等 |
| 計 | 565,876部 | (環境保健分野559,642部、環境改善分野6,234部) |

② 啓発資料等の作成

ア. ぜん息及びCOPDの最新情報を取りまとめた生活情報誌「すこやかライフ」（春・秋）を年2回発行した。併せて、ウェブ版コンテンツも製作し、読者層の拡大を図った。

イ. ぜん息予防のための食物アレルギーをもつ子どもの食事療法に関するパンフレット「食物アレルギーの子どものためのレシピ集」を発行した。

<新規作成>

| | 冊子名等 | 発行部数（発行時期） |
|---|-----------------------|-------------------|
| 1 | 「すこやかライフ」46号 | 60,000部（平成27年10月） |
| 2 | 「すこやかライフ」47号 | 60,000部（平成28年3月） |
| 3 | 「食物アレルギーの子どものためのレシピ集」 | 30,000部（平成28年4月） |



「すこやかライフ No47」



「食物アレルギーの子どものためのレシピ集」

(3) ホームページによる情報提供

ぜん息やCOPDの予防や治療等に関する情報をホームページで提供することを目的として機構ホームページにウェブコンテンツ「大気環境・ぜん息などの情報館」を開設しており、今年度は新規作成した冊子のウェブ版コンテンツを追加し、最新の知見や情報を幅広く提供した。

<新規作成冊子のウェブコンテンツ展開>

| | 冊子名 | ホームページ掲載日 |
|---|-------------------|-----------|
| 1 | 「すこやかライフ」46号 | 平成27年12月 |
| 2 | 「すこやかライフ」47号 | 平成28年3月 |
| 3 | 「食物アレルギーのためのレシピ集」 | 平成28年4月 |



ウェブ版「すこやかライフ」



ウェブ版「食物アレルギーのためのレシピ集」

(4) 大気環境改善に係る知識の普及

① 大気環境対策セミナー ～PM2.5の現状と今後の取組について～

公害健康被害予防事業の効果的な実施に向けた見直しの一環として、地方公共団体からのニーズの高かったPM2.5に関する専門的知見や最新の情報を提供するため、平成27年度は、昨年度の地方公共団体の技術系職員等に加えて、大学の研究者や民間の測定事業者等まで対象を拡大して、2月に神戸で開催した。

| 事業分類 | 対象 | 開催数 | 参加者数 | アンケート回答率 | 上位2段階の評価率 |
|------------|----------------------------------|------------|----------------|------------------|------------------|
| 大気環境対策セミナー | 地方公共団体の技術系職員、大学の研究者、民間の測定・分析事業者等 | 1回 (1回) | 163人 (100人) | 84.0% (76.0%) | 82.5% (80.3%) |

※ () 書きは前年度実績

② エコドライブ普及ツールの貸出し

地方公共団体が地域の事業者や住民を対象として実施する各種環境イベントにおいてエコドライブ啓発の支援を行うため、機構が所有するエコドライブシミュレーターを23の地方公共団体に貸し出した。

5. 研修の実施

■中期目標

地方公共団体が実施する公害健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

■中期計画

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

■平成 27 年度計画

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

研修事業の実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

なお、ソフト3事業の従事者を対象とした研修については、参加者を対象に追跡調査を実施し、平均 80%以上の者から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

さらに、平成 27 年度においては、平成 26 年度に検討した専門スタッフの人材育成策について、地方公共団体における助成事業への活用を視野に入れつつ具体的な研修等の取組を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 研修受講者による評価 | 研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得る。 | 同左 | 有効回答者の90パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。 | 有効回答者の90パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得た。 | | | |
| 地方公共団体が実施するソフト3事業の従事者を対象とした研修受講者の所属上長による評価 | 左記の研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の80パーセント以上から「研修成果を効果的に活用できている。」などのプラス評価を得る。 | | 有効回答者の95パーセント以上から「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を得た。 | 有効回答者の96パーセント以上から「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を得た。 | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

公害健康被害予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。また、実際に効果的な研修となっているか。

■ 評価と根拠

< 自己評価 >

A

< 根拠 >

地方公共団体の実施体制の変化等によりソフト3事業の専門スタッフや講習会などの講師が不足しており、スタッフ等の確保を支援する新たな人材支援のための取組を行った。これは、平成26年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業の人材を担う人材育成・支援に係る取組」の方針に基づくものであり、研修を体系的に再編・統合することにより人材育成の強化を図るとともに、新たな人材支援の取組として「ERCA 予防事業人材バンク」の設置を行った。

まず、研修は、予防事業に必要な知識や技術を習得する「事業研修」（基礎）と患者教育を指導する人材を育成する「人材育成研修」（専門）に各研修コースを体系的に統合・再編するとともに、患者教育を指導する専門家を育成する通年型の専門研修（エキスパートコース）を新たに立ち上げるなど研修全般の見直しを行った。

次に、新たな人材支援のための取組として、機構の実施する研修の参加者や呼吸器・アレルギーの学会等が認定する患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者に登録いただき、その情報を地方公共団体が活用してソフト3事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行う「ERCA 予防事業人材バンク」を立ち上げた。この人材バンクは、平成28年度からの本格実施に向けて登録者の募集を行い、今年度は171名の登録者（仮登録）を獲得することができ、一部の登録者については、機構の直轄事業（市民公開講座、研修等）において講師補助や指導スタッフとして従事することにより、登録者に実務経験の機会を提供するとともに、人材バンクの運用を試行的に実施することができた。

これは、機構の研修等によって専門性を備えた人材情報を、地方公共団体が活用できる仕組みであり、今後の円滑な予防事業の実施を人材面で支援するとともに、地方公共団体と地域医療機関との連携の強化を図るもので、今後の業務運営において重要かつ難易度が高い業務であり、多くの課題で目指す成果を得ることができたことは、高く評価することができる。

定量的な目標については、研修受講者の有効回答者の80パーセント以上から5段階評価で上位2段階までの評価を得るという目標に対して、それを大幅に上回る90パーセント以上から評価を得ることができた。また、ソフト3事業の従事者を対象とした研修については、追跡調査を実施し、有効回答者の80パーセント以上からプラスの評価を得るという目標に対して、「研修成果を効果的に活用できている。」という評価を、目標を大幅に上回る90パーセント以上から得ることができた。

■ 課題と対応

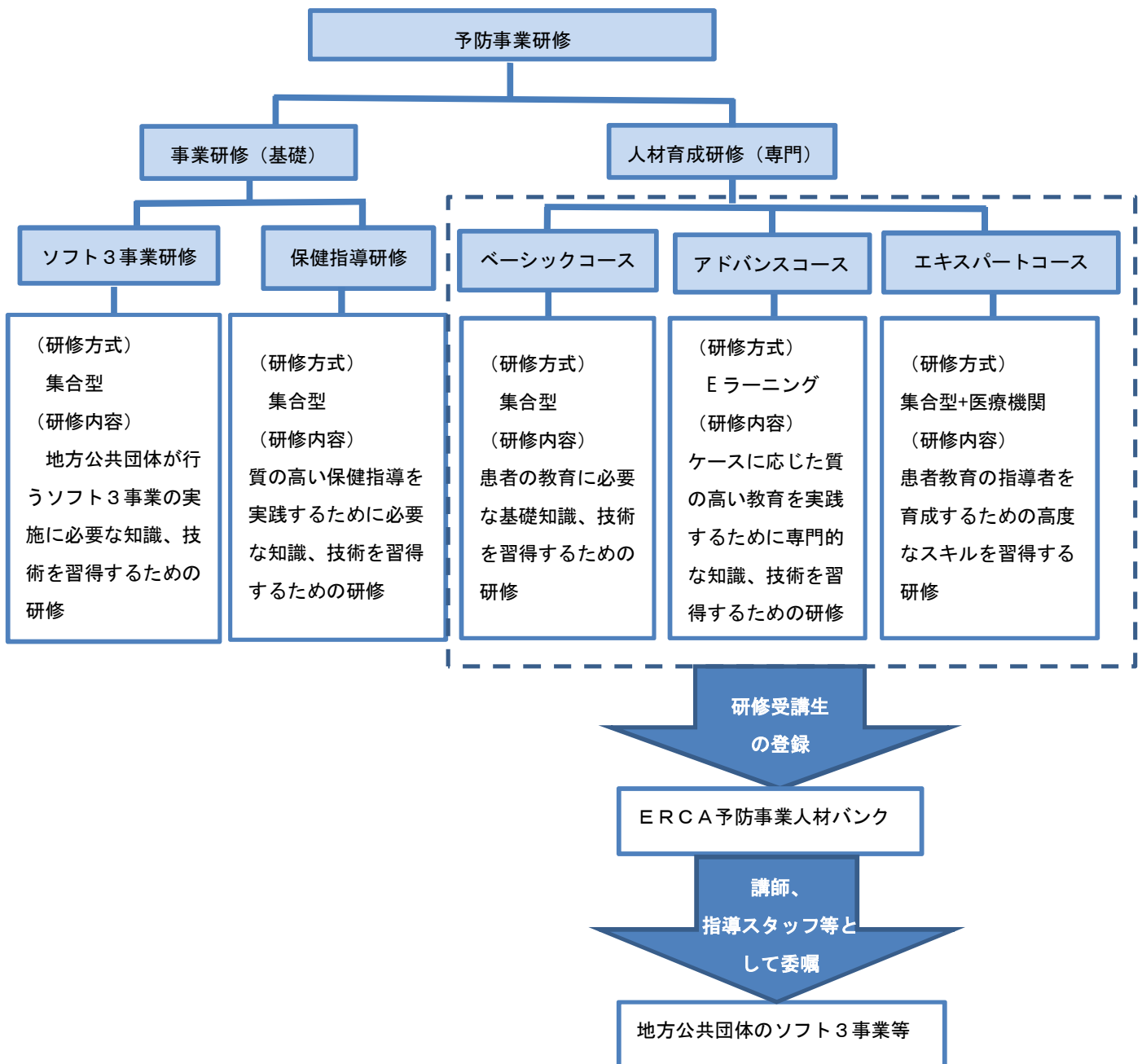
「ERCA 予防事業人材バンク」について、多くの登録者（仮登録）を獲得できているところであるが、平成28年度からの本格実施に向けて、引き続きぜん息やCOPDについて高度かつ専門性の高いスキルを持つ人材の登録（本登録）の推進を積極的に図る必要がある。

■ 主要な業務実績

【重点事項】

(1) 「患者教育の充実に向けた予防事業の人材を担う人材育成・支援に係る取組」の実行

今後の公害健康被害予防事業の効果的な実施に向けた見直しを図るため、平成 26 年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成・支援に関する総合的取組」に基づき、平成 27 年度から、事業に必要な知識や技術を習得する「事業研修」(基礎)と患者教育を指導する人材を育成する「人材育成研修」(専門)に各研修コースを体系的に統合・再編するとともに、患者教育を指導する専門家を育成する通年型の専門研修(エキスパートコース)を新たに実施した。



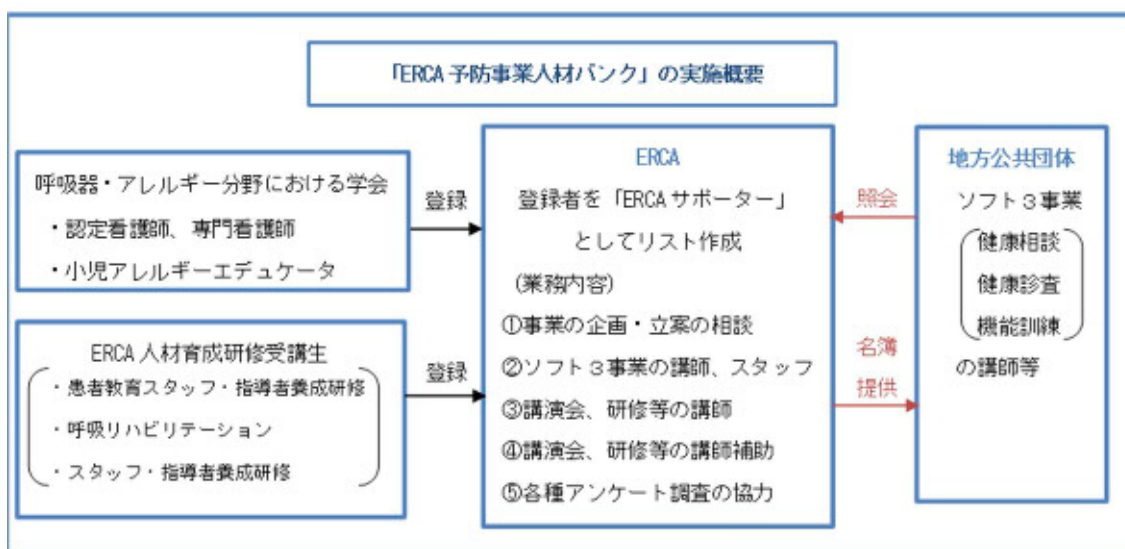
【患者教育指導者養成研修の概要】（新規）

| ぜん息患者教育指導者養成研修 スケジュール | | | | | | | |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------|-------------------|------------------|------------------|------------------------|------------------|------------------|
| 1. 座学 | 第1回 2015/11/7 | 第2回 2015/11/8 | 第3回 2016/1/30 | 第4回 2016/1/31 | 第5回 2016/2/20 | 第6回 2016/2/21 | 審査会 2016/3/19 |
| 8:30 | | | | | | | |
| 9:00 | | | | | | | |
| 9:30 | | | | | | | |
| 10:00 | 模範オリエンテーション | 吸入の指導方法 | | コミュニケーション | 食事指導 | コミュニケーション | グループ発表 |
| 10:30 | | | ぜん息コントロール | | | | |
| 11:00 | 全体オリエンテーション | グループワーク | | | | | |
| 11:30 | | | | | | | |
| 12:00 | | | | | | | |
| 13:00 | 自己紹介 施設研修調整 | | | | 環境整備 | | |
| 13:30 | | 行政における アレルギー事業 | アトピービジネス | グループワーク | 服薬指導 | グループワーク | 全体討議 |
| 14:00 | 行動実習 | | | | | | |
| 14:30 | | まとめ | | | | | |
| 15:00 | | | | | | | |
| 15:30 | | | | | | | |
| 16:00 | スキミングの 指導方法 | | 食物アレルギー | | プレゼンテーション の方法 採録 | | 全体総括 |
| 16:30 | | | | | | | |
| 17:00 | | | | | | | |
| 17:30 | | | | | | | |
| 2.施設実習 | | | | | | | |
| 実習施設：東京都立小児総合医療センター、あいち小児保健医療総合センター、大阪府立呼吸器・アレルギーセンター、国立病院機構福岡病院のいずれか | | | | | | | |
| 実習期間：4日間 | | | | | | | |

（2）ネットワークを活用した人材支援のための仕組みの構築

地域の予防事業の担い手である地方公共団体の体制が縮小傾向にあり、地方公共団体が行うソフト3事業の企画や実施を担う職員や保健師が不足しており、これら事業のスタッフの確保を支援する新たな人材支援のための取組として、機構が実施する患者教育スタッフ育成研修の受講者や呼吸器・アレルギーの学会等が認定する患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者に登録してもらい、その情報を地方公共団体が活用してソフト3事業等の講師や指導スタッフの委嘱等を行う「ERCA 予防事業人材バンク」を立ち上げた。

平成27年度においては、平成28年度からのバンク登録者を地方公共団体に対して情報提供を開始する本格実施に向けて登録者の募集を行い、171名の登録者（仮登録）を獲得することができた。



（3）研修受講者による評価

平成27年度に実施した全ての研修において、受講者によるアンケート調査を実施し、有効回答者の90パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。

また、ソフト3事業の従事者を主な対象とした事業研修については、研修受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関する追跡調査を実施し、「研修成果を効果的に活用できている」ことについて有効回答者の90パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。

上記の研修受講者及びその所属上長からの評価として、80パーセント以上の方から5段階評価で上位2段階までの高評価を得る達成目標としていたが、共に目標を大幅に上回った。

【アンケート調査結果①（研修受講者の評価）】

| 地方公共団体従事者向け研修コース | 平成27年度 | | | |
|------------------|-----------|------|----------|-----------|
| | 実施時期 | 受講者数 | アンケート回答率 | 上位2段階の評価率 |
| ソフト3事業研修 | 6月10日～12日 | 42人 | 95.2% | 95.0% |
| 保健指導研修 | 9月9日～11日 | 59人 | 98.3% | 98.3% |
| 環境改善研修 | 1月14日、15日 | 71人 | 100% | 95.8% |

【アンケート調査結果②（追跡調査（研修受講者の所属上長の後日評価））】

| 地方公共団体従事者向け研修コース | 平成27年度 | |
|------------------|----------|-----------|
| | アンケート回答率 | 上位2段階の評価率 |
| ソフト3事業研修 | 100% | 100% |
| 保健指導研修 | 100% | 96.2% |

【当該年度の実施状況】

(1) 地方公共団体が行う公害健康被害予防事業従事者を対象とする研修

① 環境保健分野

ア. 地方公共団体が実施するソフト3事業（助成対象地方公共団体数：46）の従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術等を理論的・実践的に習得することを目的に研修を実施した。なお、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ等を踏まえ、実技の講義を取り入れるなどカリキュラムの見直しを行った。

イ. 研修の合理化を図るため、「初任者研修」と「機能訓練事業研修」を統合し、「ソフト3事業研修」として研修コースの見直しを行った。

ウ. 予防事業従事者の研修の受講機会の拡大を図るため、年度の初めに研修計画や各研修のカリキュラム内容を地方公共団体へ案内し、年間を通じて計画的に受講できるよう周知を行うとともに、各研修開催前に再度案内を行った。

エ. 研修に参加できない事業従事者に対してぜん息の知識等を習得する機会としての利用を提供するとともに、既受講者の復習を促進するため、環境保健調査研究で開発したeラーニング学習システムを機構ホームページで運用した。

② 環境改善分野

ア. 助成対象地方公共団体において環境改善事業に従事する者を対象とする環境改善研修を実施した。実施に当たっては、前年度の受講者アンケートにおけるニーズ及び最新の大気環境改善分野に関する国等の動向や知見等を踏まえ、PM2.5に関する最新の知見、地域における取組事例、大気浄化植樹事業に関する一層の理解促進を目的としたカリキュラムを構成して実施した。

イ. 有効回答者のうち 90 パーセント以上の受講者から上位 2 段階の評価を得た。

(2) 公害健康被害予防事業対象地域の医療機関等に勤務する看護師、保健師、理学療法士等のコメディカルスタッフを対象とする研修

① 呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修

ア. 受講希望者の増加に対応するため、平成 26 年度に引き続き、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会への派遣型の研修ではなく、機構独自に企画して 12 月に名古屋で実施した。

イ. 有効回答者の 90 パーセント以上の受講者から上位 2 段階の評価を得た。

② ぜん息患者教育スタッフ養成研修

ア. ぜん息患者の療養指導に必要な知識、技術を習得する機会を提供し、地域における患者指導の充実化に資する研修を、12 月に福岡地区で実施した。

イ. 有効回答者の 100 パーセントの受講者から上位 2 段階の評価を得た。

③ 呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修

ア. 地域で呼吸リハビリテーションを指導できる専門性の高い指導者を養成するため、新たに通年型の指導者養成研修を、10 月から 2 月まで東京で実施した。

イ. 有効回答者の 100 パーセントの受講者から上位 2 段階の評価を得た。

④ ぜん息患者教育指導者養成研修

ア. 地域で患者教育を指導できる専門性の高い指導者を養成するため、新たに通年型の指導者養成研修を、11 月から 3 月まで東京他で実施した。

イ. 有効回答者の 100 パーセントの受講者から上位 2 段階の評価を得た。

| 研修コース | 平成 27 年度 | | | |
|------------------------|----------------------------------------|------|----------|-------------|
| | 実施時期 | 受講者数 | アンケート回答率 | 上位 2 段階の評価率 |
| 呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修 | 11 月 12 日、13 日 | 99 人 | 98.0% | 99.0% |
| ぜん息患者教育スタッフ養成研修 | 12 月 3 日、4 日 | 59 人 | 100% | 100% |
| 呼吸ケア・リハビリテーション指導者養成研修 | 平成 27 年 10 月 10 日 ～平成 28 年 2 月 16 日 | 15 人 | 100% | 100% |
| ぜん息患者教育指導者養成研修 | 平成 27 年 11 月 7 日 ～平成 28 年 3 月 19 日 | 15 人 | 100% | 100% |

6. 助成事業

■中期目標

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。

■中期計画

環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。

なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。

環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。

■平成 27 年度計画

環境保健分野に係る助成事業については、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。

なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

また、環境改善分野に係る助成事業については、関係地方公共団体等のニーズを反映しつつ、真に必要な事業に限定して実施する。

さらに、平成 27 年度においては、改正後の新しい助成メニューを関係地方公共団体が活用できるよう、グッドプラクティスの情報共有等のソフト面の支援を行うとともに、環境改善分野に係る助成事業の具体的な見直しを行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえた、より効果的・効率的実施に向けた取組がされているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業

の見直しの具現化の重要性・困難さ。

■ 評定と根拠

< 自己評定 >

A

< 根拠 >

関係地方公共団体が行う公害健康被害予防事業の助成は、公害健康被害予防事業の大きな柱であり、近年のぜん息やCOPDの治療環境の変化及び独立行政法人や基金等に関する事業環境の変化を踏まえて、平成26年度に効果的、効率的な助成事業メニューの抜本的な見直しを行った。

平成27年度から新メニューにより助成事業を実施することとなったが、事業の重点化・効率化により費用の効率化を図ることができた。

また、大幅な事業の見直しを行ったにもかかわらず、地方公共団体から多くの交付要望があり、見直し後のメニューに円滑に移行することができた。これは、メニューの見直しに当たって、地方公共団体のニーズの把握と十分な事前調整を行ったことにより、地方公共団体の理解と協力を得ることができたためである。そして、機構としても地方公共団体が新メニューをより効果的に実施できるよう、地方公共団体職員を対象とした研修の充実やグッドプラクティスの情報共有の機会の提供など地方公共団体をソフト面で積極的・総合的に支援し、ソフト3事業の見直しを効果的に推進した。

一方、環境改善分野においては、環境保健事業のメニュー見直しに引き続き、大都市の一部地域において、大気に係る環境基準が達成できていない状況を踏まえ、地域が抱える環境政策上の課題の解決に向けた計画作成や対策立案が実施できるようにできるようにメニューの見直しを行った。この見直しに当たっては、環境保健分野と同様に地方公共団体に対してアンケート調査、ヒアリングを実施するなどニーズを把握し、メニューに反映させることができた。

本項目は、第三期中期目標期間（平成26～30年度）以降の事業運営において重要かつ難易度が高い業務であり、多くの課題で目指す成果を得ることができたことは、高く評価することができる。

■ 課題と対応

助成事業は、公害健康被害予防事業の見直しの一環として、平成27年度から見直し後の助成事業メニューで実施しているところであるが、定着やレベルアップの好循環を図るために、関係地方公共団体への切れ間のないソフト面での支援を積極的に行う必要がある。

■ 主要な業務実績

【重点事項】

(1) 見直し後の助成事業メニューの実施及び地方公共団体へのソフト面の支援

- ① 公害健康被害予防事業の抜本的な重点化・効率化として平成26年度に見直した新たな助成事業メニューでの初めての実施となる平成27年度は、ソフト3事業の要望のあった全ての地方公共団体に対して、計351百万円の助成を行い、見直し後の効果的な事業内容で実施

しつつ、費用の効率化を図ることができた。

<見直し後の助成事業メニューの地方公共団体の取組状況>

| 事業名 | 取組内容 |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康相談 | 新規に、患者とその家族等を対象としたぜん息やCOPD等に関する知識の普及を図る講演会形式の大規模事業を実施 |
| | 新規に、専門職（患者の教育・指導の担い手である保健師、看護師、教職員、養護教諭等）を対象としたぜん息やCOPD等に関する知識の普及を図る事業を実施 |
| | ぜん息発症のリスクが高いと判断された児に対するフォローアップ事業の実施地方公共団体数が増加 |
| | 地域の健康関連イベントにおいて、換気機能検査装置（オートスパイロメータ等）を活用した肺年齢測定と健康教育を行う事業実施地方公共団体数が増加 |
| 健康診査 | ぜん息発症のリスクをより鋭敏にスクリーニングすることができる1歳6ヶ月以降の児を対象とした健康診査事業の実施地方公共団体数が増加 |
| 機能訓練 | 地方公共団体の企画立案により実施できるように見直しを行った。新規に、運動訓練教室としてサッカー、スケート等を実施。自己管理支援教室としてデイキャンプ、呼吸リハビリテーションやストレッチ体操等の教室を実施 |

- ② 新たな助成事業メニューの定着やレベルアップの好循環を図るためにはソフト面の支援が不可欠であることから、地方公共団体実務者連絡会議や研修の機会を通じて、見直し後の新たな助成事業メニューについての各地方公共団体の実施状況の情報共有、先進事例の紹介などを積極的に実施した。

(2) 環境改善分野における助成事業メニューの見直し

大都市の一部地域において、大気に係る環境基準が達成できていない状況を踏まえ、地域が抱える環境政策上の課題の解決に向けた計画作成や対策立案の実施を可能とするよう助成事業メニューを見直し、平成28年度からの助成に適用すべく「公害健康被害予防に係る助成事業の内容及び実施運営に関する達」を改正した。

【当該年度の実施状況】

(1) 公害健康被害予防事業を実施する地方公共団体に対する助成

① 環境保健分野の助成

平成27年度は、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択し、健康相談事業103(55)百万円、健康診査事業100(152)百万円、機能訓練事業148(206)百万円、ソフト3事業へ計351(413)百万円の助成を行った。

(単位：人)

| 事業名等 | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|--------|-------------|----------|----------|
| 健康相談事業 | 相談参加人数 | 15,794 | 28,752 |
| 健康診査事業 | スクリーニング参加人数 | 162,887 | 72,633 |
| 機能訓練事業 | 事業参加延べ人数 | 27,830 | 24,258 |
| 合 計 | | 206,511 | 125,643 |

② 環境改善分野の助成

平成 27 年度は、大気浄化植樹事業について、5 百万円（10 百万円）の助成を行った。

※（ ）は平成 26 年度実績

(2) 助成事業に関する地方公共団体との連絡調整

地方公共団体との間で、実務者連絡会議（7 月と 12 月）や、指導調査（10～11 月）、要望事業ヒアリング（1～2 月）等の場を通じ、助成事業の適正かつ効果的な実施についての周知や協議を積極的に行った。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

■中期目標

(1) 助成の重点化等

助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。

(2) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間の限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間については、4週間以内とすること。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

■中期計画

環境保全に取り組む民間団体（NGO／NPO）の活動を支援するため、民間団体による環境保全活動に対する助成（助成事業）を行うとともに、環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修（振興事業）を実施する。

(1) 助成の重点化

助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。

(2) 助成先固定化回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

- ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。

■平成27年度計画

(1) 助成の重点化

助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

また、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、市民、民間団体、事業者、行政等の各主体とのパートナーシップ（協働）に基づく環境保全活動への重点化を図るなどして、より効果的な事業を実施する。

(2) 助成先固定化回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成対象の裾野の拡大を図るため、機構ホームページ等の活用及び関係機関との連携などの助成事業に係る周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、助成金を受けたことのない団

体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行う。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、支払申請書受付から支払までの1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果に関する評価の充実を図るなかで、複数年度助成案件については評価要領に基づき、事前目標共有、中間評価、事後評価を適切に実施する。また、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させる。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導などにより、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。

② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、要望書及び支払申請書などの各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにするとともに、中間支援組織等と連携して助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。

③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、環境パートナーシップオフィスなどの関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第3号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|-----------------------|------------|--------------------------------|-------|--------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 企業協働プロジェクトの実施による助成増加額 | — | — | — | 900万円 | | | |
| 若手プロジェクトリーダー育成人数 | 毎年度 10 人程度 | — | 16 人 | 24 人 | | | |
| 評価対象団体数 | — | 8 団体 | 84 団体 | 140 団体 | | | |
| 概算払い団体数 | — | — | — | 18 団体 | | | |
| 他の主体との連携会議実施回数 | — | — | 3 回 | 5 回 | | | |

<その他の指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|-------------------------|--------------|--------------------------------|-------|-------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| これまで助成を受けたことのない団体への助成件数 | 全助成件数の2割以上 | 20% | 26.4% | 23.7% | | | |
| 交付決定処理期間 | 平均処理期間30日間以内 | 30日 | 28日 | 27日 | | | |
| 支払申請処理期間 | 平均処理期間4週間以内 | 28日 | 27.7日 | 25.4日 | | | |

<評価の視点>

—

■ 評価と根拠

<自己評価>

A

<根拠>

以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価を「A」とした。

● 企業協働プロジェクトの実施による助成増加額

平成26年度から発足した、地球環境基金企業協働プロジェクトを活用し、（一社）日本釣用品工業会の寄付による「つり環境ビジョン助成」を創設し、寄付金のうち、900万円を助成費に充てることにより、8件助成を行い、今日の低金利の下、運用益では見込めない助成総額の拡大と活動の実施による環境保全効果を得ることができた。（主要な業務実績（1）

①参照）

● 若手プロジェクトリーダー育成人数

今後の環境保全活動を担う人材の雇用の確保と能力向上を支援するため、若手プロジェクトリーダー育成支援対象者を応募36名の中から10名を採択し、助成事業により賃金を支給し活動に専念させるとともに、振興事業により研修を受講させる、若手プロジェクトリーダーを延べ24名（1期生14名（昨年から2名離脱）、2期生10名）を支援することができた。

若手プロジェクトリーダーを重点的に支援することにより、活動成果が出始めている。(主要な業務実績(1)②参照)

● 評価対象団体数

助成活動の成果を向上させるため、平成25年度までは実地評価だけだったものを、平成26年度に評価要領を改正し、新たな評価制度を導入した。平成27年度からは、複数年(3年間)プロジェクトに対し、事前目標共有(69団体)、中間コンサルテーション(51団体)、書面評価(14団体)、実地評価(6団体)といった新評価制度に基づく一連の4つの評価を実施することができた(計140団体)。評価専門委員によるコンサルティングを行うことにより、助成活動の改善が図られる効果が出始めている。(主要な業務実績(4)①参照)

● 概算払い団体数

更なる助成金の利便向上を図るため、これまで精算払いで行っている助成金の支払について、一部概算払いするための基準として、助成金の支払事務が適正に行われており、計画どおりに執行されている団体(18団体)について最大50%の概算払いを実施することができた。

これにより当該助成団体は、第1回目の精算払い日より約1ヶ月半早く助成金を受領することができ、活動を早く始めることができるようになった。また、つなぎ融資を受けなくて済むなど資金面での不安の軽減も図ることができた。(主要な業務実績(5)①参照)

● 他の主体との連携会議実施回数

環境問題は、様々なステークホルダーが関係しており、問題解決のためには、それぞれの立場で取り組むべき事柄を再確認し、理解を深めていく必要がある。関係団体とのネットワークを構築するため、全国8箇所の地方環境パートナーシップオフィス(以下、地方EPO)と連携して、高松市において助成金内定式、札幌市、仙台市において交付決定式を実施することができた。また、8月に川崎で連絡会議を開催し、地域の環境問題に関する情報提供、広報等について意見交換を行うことができた。さらに、平成28年度助成金説明会を全国9箇所で開催することができた。

他のNGO・NPO支援団体との連絡会議を2回(7月、1月)、JICA東京国際センターとの意見交換会を2回(10月、2月)開催し、連携を深めた。定期的な意見交換を行うことにより、NGO・NPO支援についての各主体の考え方を知ることができ、合同して実施できることや別々でやるべきことなど、支援の方向性を確認することができている。(主要な業務実績(5)⑦参照)

● これまで助成を受けたことのない団体への助成件数

助成対象の裾野の拡大を図るため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない49件(全助成件数の23.7%(新規活動件数の32.2%))の採択を行うことができた。これにより、これまで助成を受けたことのない団体に助成(助成全体の2割以上)の目標を達成した。(主要な業務実績(2)参照)

● 交付決定処理期間

助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間27日で実施した。これにより、交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間(30日以内)の目標を達成した。(主要な業務実績(5)②参照)

● 支払申請処理期間

助成金支払申請の平均処理期間を4週間以内にするため、手引き等を見直すとともに、支払申請事務について厳正な審査をしつつ迅速な処理に努めた結果、25.4日で処理を行った。これにより、支払申請書受付から支払いまでの1件あたりの平均処理期間（4週間以内）の目標を達成した。（主要な業務実績（3）参照）

■課題と対応

—

■主要な業務実績

（1）助成の重点化

① 地球環境基金企業協働プロジェクト「つり環境ビジョン助成」の開始

今日の金利状況においては、寄付により基金を積み増すことにより、運用益による助成総額の増加は見込み難い。地球環境基金企業協働プロジェクトは、企業等からの寄付額の大半を助成金として、寄付者の希望する環境保全活動に充てることとしており、寄付者が寄付したい活動に助成する新たな枠組みである。

平成27年度は第1号として（一社）日本釣用品工業会の寄付による「つり環境ビジョン助成」を創設し、寄付金のうち、900万円を助成費に充てることにより、8件助成を行い、運用益では見込めない助成総額の拡大を図ることができた。

つり環境ビジョン助成に関する事務は、寄付者に対する説明責任を果たす等のため、通常の助成に比べ業務負担の増はあるが、既存の地球環境基金の募集、採択、支払の枠組みを用いる工夫を行うことで、効率的に対応することができた。

この結果、海岸や河岸における清掃活動等の水辺の環境保全活動に18,294人の一般市民が参加し、漂着ゴミや投棄ゴミなど約70,617キログラム※のゴミを回収するなど、活動地域における環境保全効果を得ることができた。

寄付者である（一社）日本釣用品工業会からも、この寄付が釣関連製品の売り上げを原資としていることから「釣り人が、間接的ではあるが環境保全に参加することとなり、業界内の意識の向上につながる」と評価された。

※ゴミ袋1袋（45ℓ）を8.5キログラム（千代田区ごみ換算表による）、軽トラック1台分を350キログラム（最大積載量）で換算した。

○つり環境ビジョン助成の概要

対象活動 : 国内の水辺の環境保全活動（河川、海岸の清掃等）に限定。

対象団体 : 環境活動関連分野における活動実績を1年以上有する団体

助成金額 : 総額900万円の範囲内で助成。

助成件数 : 8件

| | 主な活動成果 |
|------------------|----------------------------------|
| アーキペラゴ | 漂着マッピングとして瀬戸内海の4島のゴミ漂着箇所を特定できた。 |
| 浅間・吾妻エコツーリズム協会 | 野反湖のゴミ状況マップが完成した。 |
| 荒川クリーンエイド・フォーラム | 調べるゴミ拾い95会場に6384人の参加を得た。 |
| いびがわみずみずエコステーション | 揖斐川クリーン大作戦に2500人、環境塾に102人の参加を得た。 |
| 海守さめき会 | 海ゴミレスキュー隊に48人の参加を得た。 |
| JEAN | 調査により16地点のゴミ漂流状況が判明した。 |
| 誇れるふるさとネットワーク | 与論島での365日ゴミ拾いに延3623人の参加を得た。 |
| ワールドオーシャンズデイ | 鎌倉・腰越のアマモ場が10本から700本に広がった。 |

<つり環境ビジョン助成>



■荒川クリーンエイド・フォーラムの活動
(荒川流域河川敷の清掃活動)



■ワールドオーシャンズデイの活動
(アマモ場の育成・地域連携ネットワークの構築)

② 若手プロジェクトリーダーの育成支援

平成26年度より、助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた人材育成プログラムとして、若手プロジェクトリーダー育成支援を開始し、平成27年度は応募36名の中から10名を採択した。若手プロジェクトリーダーは2年目の育成支援として延べ24名(1期生14名(昨年から2名離脱)、2期生10名)となった。研修を受けた若手プロジェクトリーダーによる活動として、例えば次のような成果が現れている。

- ・ 国連気候変動枠組条約COP21に参加し、気候変動対策強化の政策提言や専門的な情報発信を行ったことにより、パリ協定の合意に貢献することができた。活動に関連するメディア掲載実績は日本国内だけで99件にのぼった。また、テロ後のパリで実施されたCOP21に参加した数少ない日本のNGO担当者として、全国各地から講演を依頼されるようになった。
- ・ 獣害対策として、鹿や猪の狩猟と獣肉の加工販売を行うことができる自立的集落モデルを全国普及させる中間支援組織の結成を3年間の活動目標としていたが、鳥獣被害対策を行う全国4団体が連携することによりこの目標を2年目で達成し、更に一般社団法人にまで発展させた。活動成果については、猟師の6次産業化として市販の書籍でも紹介された。
- ・ 市民出資による太陽光発電所の建設と事業コーディネートを3年間の活動目標としていた

が、2年目に早くも目標を達成し、事業実施主体としてNPO団体、民間企業、学識経験者、一般個人等の32名・2団体が発起人となる資本金2,710万円の株式会社が設立され、太陽光発電所204kW（事業費7,500万円）も完成、発電を開始した。

③ 平成27年度の助成について、助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して作成された地球温暖化防止、生物多様性保全等の重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、交付決定207件（国内案件：170件、海外案件：37件）のうち、重点配慮事項の対象活動は、166件（80.2%）となった。

（資料編P38_地球1 平成27年度助成金分野別件数内訳）

④ 海外の助成活動37件については、アジア太平洋地域での活動に重点化し、この地域における助成活動は32件（86.5%）となった。

<NGO・NPOが行う環境保全活動>



■ シャンティ山口の活動
（北タイ地域・森林再生と農村開発）



■ 環境ネットやまがたの活動
（市民参加型再生可能エネルギー普及推進）



■ 地域再生機構の活動
（自然エネルギー学校（小水力発電）の開催）



■ マングローブ植林行動計画の活動
（住民参加によるアグロフォレストリー推進支援）

⑤ 平成28年度の助成について助成専門委員会（10月28日）において国の政策目標や社会情勢等を勘案した重点配慮事項等を含む平成28年度助成金募集案内を決定した。

⑥ 平成 28 年度の助成について、助成専門委員会（3 月 14 日）において採択案を決定し、運営委員会（3 月 30 日）での承認を経て、3 月 31 日付け、223 件の内定を通知した。

（資料編 P40_地球 2 平成 28 年度地球環境基金助成金交付要望審査に当たっての重点配慮事項）

（2）助成先固定化回避

平成 27 年度の助成金採択に当たっては、地球環境基金運営委員会（平成 27 年 3 月 27 日）の審議を経て、助成案件を内定（平成 27 年 3 月 30 日）、交付決定（6 月 11 日）し、207 件の助成を行い、機構ホームページに公表した。なお、3 年を超える継続採択案件はなかった。

また、助成対象の裾野を広げるため、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象に 49 件の助成（全助成件数の 23.7%（新規活動件数の 32.2%））を行い、全助成件数の 2 割以上となった。

<平成 27 年度地球環境基金助成金実施状況>

（単位：件、百万円）

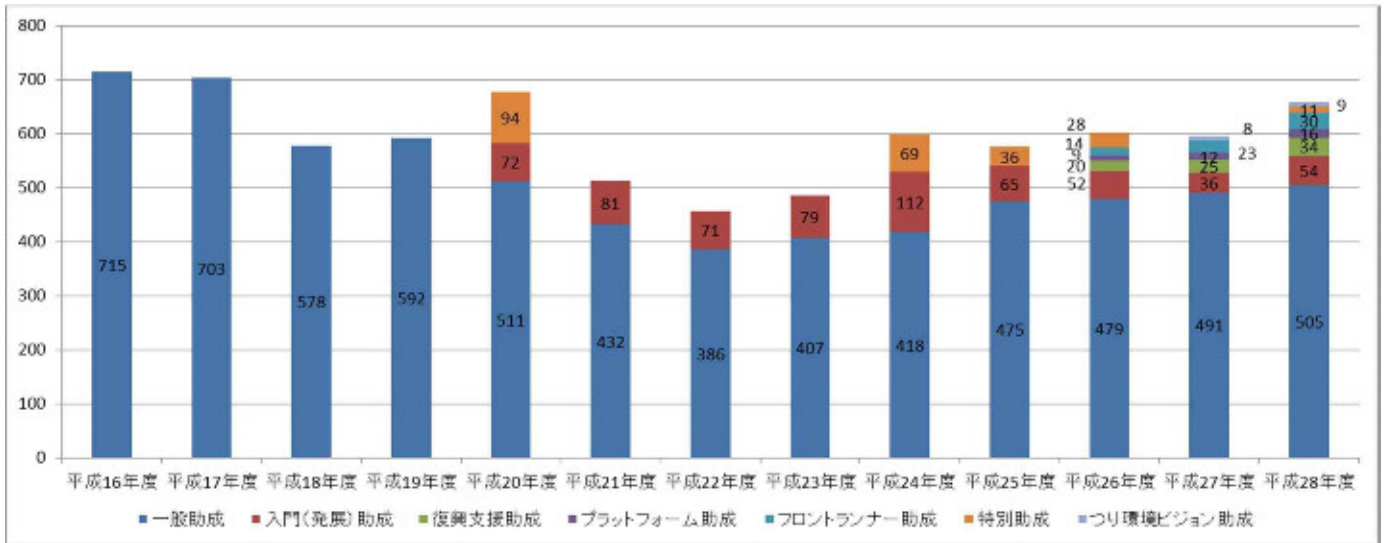
| 年度 | 一般助成 | | 入門助成 | | 特別助成 | | 復興支援助成 | | プラットフォーム助成 | | 700トランナー助成 | | つり環境ビジョン助成 | | 計 | |
|------|------------|-------------|------------|------------|----------|-----------|----------|------------|------------|----------|------------|-----------|------------|----------|-------------|--------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| H26 | 144 | 479 | 32 | 52 | 8 | 28 | 9 | 20 | 2 | 9 | 2 | 14 | | | 197 | 604 |
| うち新規 | 51 (10) | 182 (40) | 32 (32) | 52 (52) | 8 (1) | 28 (2) | 9 (8) | 20 (17) | 2 (1) | 9 (6) | 2 (0) | 14 (0) | | | 104 (52) | 308 (118) |
| H27 | 157 | 491 | 25 | 36 | — | — | 10 | 25 | 3 | 12 | 3 | 23 | 8 | 8 | 206* | 598 |
| うち新規 | 65 (14) | 184 (47) | 25 (25) | 36 (36) | — | — | 2 (2) | 5 (5) | 1 (1) | 3 (3) | 1 (1) | 8 (8) | 8 (6) | 8 (5) | 102 (49) | 247 (107) |

（注）括弧書きは、初めて地球環境基金の助成を受けた団体数
端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

* 交付決定は 207 件に対して行ったが、その後 1 件辞退があったため 206 件となっている。

<地球環境基金助成金額の推移>

(単位：百万円)



(注) 平成 16 年から 27 年度は実績ベース 平成 28 年度は内定ベース

(資料編 P43_地球 3 地球環境基金助成金の推移)

(3) 処理期間の短縮

助成金の支払申請に係る事務については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、平均処理日数を計画どおり 4 週間以内で実施した。

<平成 27 年度支払申請に係る事務処理日数>

| | 目標 | 平成 27 年度 |
|------|-------------|----------|
| 平均日数 | 4 週間 (28 日) | 25.4 日 |

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

① 新たな評価制度に基づく評価の実施

平成 26 年度から再編した新たな評価要領に基づく評価について、平成 26 年度より実施した事前目標共有に加え、平成 27 年度から、中間コンサルテーション、事後評価（書面評価）の対象となる助成団体への 2 つの評価を開始し、事前、中間、事後（書面、実地）と一連の評価を行う新たな評価制度に移行した。

(資料編 P44_地球 4 新評価システムの移行スケジュール及び試行的実施について)

ア. 事前目標共有

事前目標共有は、3 年計画で本年 1 年目の新規活動 69 件を対象に行っている。内定から内定団体説明会の 2 週間程度の短期間に評価専門委員は、地球環境基金から送付した新規活動の要望書の目標設定について確認を行い、コメントシートに記載する。評価専門委員から返信されたコメントは、4 月の助成団体との内定団体説明会において機構職員から団体にフィードバックを行い、事前目標共有の合意形成を図り、団体は、コメントを交付

申請書の記載に反映させ、例えば次のように交付申請書の目標設定の質を向上させている。

● 里山保全への若手ボランティアのマッチングを行う活動に対する事前目標共有の例
(修正前)

- ・「高齢化」、「後継者不足」問題を抱える 15 団体で、若手ボランティアが主体的に活動するようになり、活動が発展する。

(評価専門委員からのコメント)

- ・「上位目標」に掲げられた「県内の森林・里山保全活動団体が持続発展し、県内の森林、里山が将来にわたり市民の手により良好に整備される。」ために、必要な人員数と求められるスキルを、明示してください。

(修正後)

- ・「高齢化」、「後継者不足」問題を抱える 15 団体で、若手ボランティアが主体的に活動するようになり、若者とベテランのボランティアがそれぞれの得意やよさを生かしながら、活動を発展させ、団体の年間活動回数が 150%増加する。それに伴い、活動に参加するボランティアの数も 150%増加する。

イ. 中間コンサルテーション

平成 27 年 9 月～12 月に、平成 27 年度に活動 2 年目を迎える 51 団体について、機構において助成団体の担当者に対し、直接評価専門委員より 45 分間のヒアリングを行い、改善のためのコンサルテーションとアドバイスを行った。

なお、中間コンサルテーションにおける評価専門委員のアドバイスは、例えば次のように、活動の軌道修正を行い、活動の改善に活かされている。

● 東ティモールにおける環境保全型農業の実践を行う活動に対する中間コンサルテーションの例

(評価専門委員のアドバイス)

- ・ 団体からの「現地の政府機関との関わりについて、うまくやる秘訣があれば教えてほしい」との問いに、「環境関係は、JICA と違って政府とのパイプが弱いのが特徴である。まずは、現地の公的機関（学校や町役場等の地方公共団体）との関係を構築してはどうか」とアドバイス。

(団体の対応)

- ・ 評価専門委員のアドバイスを受け、活動地域（海外）の地元の小学校を巻き込む形で活動を展開した。それにより、地元集落の中でこれまでは日本にコーヒーを輸出している生産者グループのメンバーによる活動と認識されていたことが、“地域の活動”という認識に変わり、コーヒー生産者グループのメンバー以外の地域住民への活動の波及効果が高まった。

<中間コンサルテーション>



■ 中間コンサルテーション

| 地球環境基金中間コンサルテーション報告シート | | | |
|----------------------------|--------------|--------------|----------------------|
| 2014年4月～2015年3月 | | | |
| 研究員: 山崎トモトシ(山崎トモトシ・山崎トモトシ) | | | |
| 2014年度～2015年度 地球環境基金助成事業 | | | |
| 1年目の活動内容 | 2年目の活動 | 3年目の活動 | 達成に向けて、2015年度に実施したこと |
| 1年目の活動内容 | 達成できなかった(課題) | 達成できなかった(課題) | |
| 2年目の活動内容 | 達成できなかった(課題) | 達成できなかった(課題) | |
| 3年目の活動内容 | 達成できなかった(課題) | 達成できなかった(課題) | |

■ 中間コンサルテーション報告シート

ウ. 事後評価（書面評価）

平成 26 年度に活動 3 年目を終了した 44 団体の中から、なるべく多くの分野が評価対象となるよう抽出した 14 団体について、事後評価（書面評価）として評価専門委員が計画の妥当性、目標の達成度、実施の効率性、活動の効果、自立発展性に関して団体から提出された書面を元に評価を行った。

エ. 事後評価（実地評価）

平成 26 年度に活動 3 年目を終了し、ウ. 事後評価（書面評価）を行った 14 団体の中から書面評価の得点の上位、中位、下位から 6 団体（国内 5 件、海外 1 件）を抽出し、評価専門委員が、平成 27 年 9 月～12 月の間に活動現場や団体事務所を訪問し、ヒアリング調査を行った。ヒアリングでは、評価専門委員が活動の課題や問題点、今後の活動の発展のために必要な事柄を聴取し、必要に応じて、改善のためのアドバイスをを行った。

<実地評価>



■ 福井県敦賀市
(湿地の希少動植物調査・保全・復元)



■ ラオス・ルアンパバーン
(学校を中心とした持続可能な植林活動)

オ. 助成終了後のフォローアップ調査

平成 23 年度から 25 年度に 3 年間継続して一般助成を受けた団体について、助成事業実

施後の活動状況について、平成 27 年 6 月にフォローアップ調査を実施した。

調査対象 50 団体のうち口案件を除く 44 団体から回答を得た調査結果は、以下のとおりであり、助成活動の実施による波及効果や組織運営面での効果があったことが伺える。

| | 回答項目 | 件数 | 割合 |
|----|------------------------------------------|------------|------------------|
| 1) | 活動が現在も継続している (うち、助成を受けた当時と同等以上の規模で実施) | 35 (27) | 79.5% (77.1%) |
| 2) | 他の団体から問い合わせまたは説明依頼があった | 21 | 48.8% |
| 3) | 他団体等とのネットワークが構築された | 22 | 51.2% |
| 4) | 活動の参加者が増えた。パンフレット等配布物の配布数が増えた | 19 | 44.2% |

※設問によって回答なしを除いた「有効回答数」で割合を表示

(資料編 P45_地球 5 助成事業に関するフォローアップ調査について (平成 27 年度))

② 評価専門委員会の開催

平成 27 年 6 月 28 日に第 1 回評価専門委員会を開催し、助成専門委員会への提言、中間コンサルテーション、実地評価の評価対象活動の選定等について審議した。また、4 月の助成団体との内定団体説明会において合意形成を図った事前目標共有の結果について報告した。

平成 28 年 2 月 9 日に第 2 回評価専門委員会を開催し、事後評価の評価対象活動の選定及び中間コンサルテーションと実地評価の振り返り等を行った。

③ 平成 26 年度事後 (終了年次) 評価の公表

平成 26 年度に一般助成 3 年目となる活動で調査研究を活動形態とする全ての活動 (6 件) を対象に、評価専門委員による事後 (終了年次) 評価を実施し、その結果を評価専門委員会 (6 月 28 日) で取りまとめ、評価対象団体にフィードバックするとともにその結果の概要を機構ホームページで公表 (平成 27 年 8 月) した。

また、評価結果を踏まえ、助成専門委員会への提言を取りまとめ、平成 28 年度募集案内に反映させた。

<平成 26 年度事後評価結果>

| | A 評価 | B 評価 | C 評価 | D 評価 | E 評価 |
|----|------|------|------|------|------|
| 件数 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |

- ・ 評点 A → 極めて高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点 B → ある程度高く評価できる水準・状況・結果である。
- ・ 評点 C → 普通の水準・状況・結果である。
- ・ 評点 D → やや不十分な水準・状況・結果である。
- ・ 評点 E → 極めて不十分な水準・状況・結果である。

(資料編 P54_地球 6 平成 26 年度事後 (終了年次) 評価実施結果 (調査研究)、平成 27 年度事後評価 (実地評価) 実施状況)

(5) 利用者の利便性向上を図る措置

① 一部概算払いの実施

活動2年目、3年目の団体のうち、ア「前年度の支払事務が適正に行われている」、イ「活動が概ね計画どおりに行われている」、ウ「活動計画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘案し、結果18団体(2,500万円)に対して、助成金50%を上限に概算払いを実施した。

② 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理を平均処理期間27日(平均処理期間30日以内)で実施した。

③ 助成金支払申請の利便性向上のため構築したExcelマクロファイルについて、5月の内定団体説明会において利用方法の説明を行うとともに、機構ホームページに平成27年度版を公表した(第1回～第5回の平均利用率77.0%)。また、助成金支払い事務の双方の軽減を目指し、更なる利用率の向上のため、助成団体との個別打ち合わせ等の機会に積極的に利用を促している。

④ 助成金支払早期化のため、支払申請の約3週間前に助成団体宛一斉メールを各支払い毎(年間5回)送信し、申請勧奨を行った。

⑤ 地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、助成金説明会等において提供した。

⑥ 平成28年度の助成に関する募集案内、各種様式、助成団体の活動状況、支払申請Excelマクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。

⑦ 助成事業の周知広報

ア. 助成団体合同説明会の開催

地球環境基金が呼びかけ結成したNGO・NPO支援団体連絡会(後述)が契機となって、毎年、10の助成団体と合同説明会をセブン-イレブン記念財団と機構との共催で9月19日(東京)に開催し、165名の環境NGO・NPO関係者が来場した。

イ. 平成28年度助成金説明会の開催

地球環境基金主催及び他の助成金運営団体と共同で、環境NGO・NPOの数が多い地域、要望件数の少ない地域を中心に各地で助成金説明会を開催した。

<助成金説明会実施状況>

| 開催方法 | 開催場所及び開催日 |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地球環境基金主催 9箇所 (地方EPO等と連携) | 東京(11/19)、松山(11/26)、広島(11/27)、大分(11/30)、 秋田(12/1)、帯広(12/3)、長岡(12/6)、大阪(12/14)、津(12/19) |
| 他のNGO・NPO支援団体との 共同実施 6箇所 | 東京(9/19)、札幌(10/18)、名古屋(11/1)、福岡(11/7)、 尼崎(11/21)、天理(11/22) |

<地球環境基金助成金説明会>




■大分会場



■秋田会場（個別相談）

<内定式・NHKニュースによる報道>

地球環境基金の内定式



民間団体の環境保全活動を支援する「地球環境基金」の助成対象に県内の4つの団体が選ばれ、6日内定式が行われました。独立行政法人の「環境再生保全機構」が行う地球環境基金は、自然保護や地球温暖化の防止などの環境保全活動に取り組む全国の民間団体に対して企業などからの寄付をもとに助成します。今年度の助成対象は全国209の団体でこのうち県内の4つの団体に対する内定式が高松市で行われました。県内で助成を受けるのは▼廃棄されるうどんを燃料などとして再利用する取り組みを進める、「うどんまるごと循環コンソーシアム」、▼自然環境保護に関する資料を集め、研究発表の場を設けている「みんなで作る自然史博物館・香川」、▼行政や学校と連携して海のゴミの清掃を行っている「海守さめき会」それに▼海のゴミの清掃作業をエコツアーとして提案している「アーキペラゴ」の4つの団体です。式では環境再生保全機構の福井光彦理事長がそれぞれの団体の代表に内定通知書を手渡しました。「みんなで作る自然史博物館・香川」の金子之史館長は「これまでの活動に取り組んできたメンバーが高齢化してきているので、助成金は若い人への教育などに役立てたい」と話していました。助成金の交付は来月正式決定するということです。04月06日 18時46分

ウ. 内定式、交付決定式の実施

地方 EPO と連携し、4 月に香川県高松市において内定式を、6 月に札幌市及び仙台市において交付決定式を実施し、機構の役員から助成団体に通知状を手交した。

エ. 地球環境基金助成金に係る周知広報

平成 28 年度地球環境基金助成金募集の周知を図るため、全国の環境 NGO・NPO にメール案内を送信した（約 3,600 件）。また、11 月に募集案内を約 5,000 部作成し、約 1,900 箇所へ送付した。

- ・直近 3 年間に助成を受けた団体 370 箇所
- ・中間支援組織（地方 EPO 等） 297 箇所
- ・全国の環境カウンセラー協会、国際交流協会、温暖化防止センター、全国の社会福祉協議会等 212 箇所

- ・報道機関（新聞社（全国紙・地方紙）、地方放送局） 501 箇所
- ・行政機関、学校等 509 箇所

また、募集案内を簡潔にまとめたリーフレットを約 17,000 部作成し、上記機関・組織等に送付した。さらに、大手検索サイト Yahoo! JAPAN と Google でウェブ上での広告展開（リスティング広告）を平成 27 年 12 月 10 日から平成 28 年 1 月 14 日の（36 日間）の期間に実施した。

オ. 各主体との協働・連携

今日の環境問題は多様な主体が関係する課題が多く、また多岐にわたるため、これらの課題を解決するためには、環境 NGO・NPO の力だけでは難しい。このため、環境問題にかかわるあらゆる主体が連携することにより環境問題の解決策を模索することが重要である。こうしたことから、地球環境基金では各主体との連携を重要課題として掲げ、新たに以下のような多様なステークホルダーとの連携を図った。

（ア）NGO・NPO 支援団体連絡会の開催

平成 26 年度に地球環境基金が、環境保全活動に助成を行う企業等 10 団体に呼びかけ、「NGO・NPO 支援団体連絡会」を結成した。この連携により、環境 NGO・NPO の更なる発展に資することを主な目的として、共通の課題や問題意識について意見交換を行うこととし、7 月に第 3 回目の連絡会を開催（参加 7 団体）、平成 28 年 2 月に第 4 回連絡会を実施（参加 7 団体）した。連絡会では、各支援団体と成果の可視化の実施方法などの情報交換を行った。

また、第 4 回連絡会から 1 団体が追加で参加することとなり、12 団体となった。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・（一社）環境パートナーシップ会議 | ・経団連自然保護協議会 |
| ・（一財）セブン-イレブン記念財団 | ・（公財）損保ジャパン日本興亜環境財団 |
| ・（公財）日本財団 | ・パナソニック NPO サポートファンド |
| ・三井物産環境基金 | ・（独）国際協力機構 |
| ・（公財）助成財団センター | ・（特非）日本 NPO センター |
| ・（公財）トヨタ財団 | ・（独）環境再生保全機構 |

（イ）地方 EPO と地球環境基金との連携

地方 EPO と、助成金説明会、要望案件の情報照会の振り返り、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こしおよび地域の環境施策の状況などについて地方 EPO と意見交換を実施した（平成 27 年 8 月）。

なお、11 月から 12 月にかけて、地方 EPO と協力し、助成金説明会を実施した。

（ウ）助成団体活動報告会、シンポジウム

平成 27 年 12 月 11 日に活動 3 年目の助成団体（46 団体）が活動の成果や魅力を広く伝え、NPO と企業等との協働事業の創出やパートナーシップ構築の契機になることを目

的として、助成団体活動報告会を東京で開催した。平成 27 年度は、エコプロダクツ 2015 の開催期間に合わせるとともに、エコプロダクツ会場近隣施設にて、環境配慮に力を入れている多くの企業等の来場者が参加できるよう、開催場所を工夫して実施した。

トークセッション「CSR 担当者の語る NGO・NPO との連携」では、企業 CSR 担当者から、企業の社会貢献活動や NPO との協働事例を紹介いただき、企業が NPO と連携する際の具体的なポイントについてお話しいただいた。その後、政策提言、自然保護、環境教育、地球温暖化防止・循環型社会形成の 4 分科会に分かれ、各団体より活動報告を行った。

12 月 12 日には、会場をエコプロダクツ 2015 会場内で、シンポジウム「スポーツ×環境保全活動～環境にやさしい東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をめざして～」を開催した。シンポジウムには、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、スポーツや東京オリンピックに向けた環境保全活動を行っている地球環境基金の助成団体、環境省にパネリストとして参加いただき、東京 2020 オリンピック・パラリンピックが歴史に刻む持続可能性のレガシーについて、それぞれの立場から発言いただいた。

このシンポジウムは東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が公の場で市民と議論する初めての場として貴重な機会となった。

なお、助成団体活動報告会の広報に当たっては、地球環境基金から企業の CSR 担当者宛（約 500 件）へのメール広報や、日本経済団体連合会 1%クラブ、日本商工会議所の協力を得て、多くの企業に向けて広く広報を行った。

<助成団体活動報告会・シンポジウム>



■ トークセッション



■ 分科会



■ シンポジウム「スポーツ×環境保全活動」



■ チラシ



■ 発表要旨集

開催日：平成27年12月11日（金）、12日（土）

会場：TFFビル、東京ビッグサイト会議棟

参加者数：198名（うち企業36名）

2. 振興事業に係る事項

■中期目標

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

(2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。

■中期計画

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。

また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。

(2) 研修事業の効果的な実施

実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

■平成 27 年度計画

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

研修事業については、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、若手プロジェクトリーダー研修などの助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。

また、民間団体を支援している他の助成団体などと情報交換等を行うなどの連携を図る。

なお、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。

(2) 研修事業の効果的な実施

研修事業の効果等に関する評価として、第三者の評価や参加者のフォローアップなどを行い、今後の研修に反映させる。また、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 4 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------|------------|------------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 （前中期目 標期間最終 年度値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 学生との交流事業の実施回数 | — | — | — | 1回 | | | |
| 若手プロジェクトリーダー研修実施回数 | 各コース 年3回 | — | 1コース3 回 | 2コース6 回 | | | |
| 受講者アンケート満足度 | 「有意義 であった」 との評価 を有効回 答者のう ち 80%以 上から得 る | 80% | 89.0% | 98.5% | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

—

■ 評定と根拠

<自己評定>

A

<根拠>

以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価を「A」とした。

● 学生との交流事業実施回数

広く国民環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を創設することができた。

全国ユース環境ネットワーク促進事業は、年度計画になかった事業であるが、平成 27 年 9 月に環境省からの要請により、環境省と共同で実施することとなった。予算措置もなかったことから、振興事業のうち他の事業を縮減して経費を捻出し、実施したものである。

12 月に全国ユース環境活動発表大会の出場校を募集し、全国の高校から応募があった（照会 131 件、応募 104 件）。その後、有識者による選考を経て、2 月に選考された 20 校が発表を行う発表大会を行うことができた。

本事業は、これまで行われていなかった学生を対象に環境保全活動の意義を訴える新たな取組である。環境省及び環境再生保全機構が主催となったことにより、国連大学を会場とすることができ、環境大臣が出席して大臣賞の授与を行うなど、民間団体が実施していた昨年までに比べ、大会の質が向上し、参加した学校からは、活動の大きな励みになるとの声が寄せられた。（主要な業務実績（1）①参照）

● 受講者アンケート満足度

研修事業の受講者アンケートの有効回答者のうち 98.5%の者から「有意義であった」との評価を得ることができた。

本アンケートは、平成 26 年度から見直し研修生の理解度や研修の活用度などを把握できるように、連続研修の開始時、中間、終了 1 ヶ月後に行っている。

委託による研修においては、研修の専門家にアドバイザーを委嘱し、アドバイザーが研修現場をチェックし研修運営団体に指導をすることで、研修プログラムの改善に取り組んでいる。チェックは、事前準備や受講者への配慮などにも及び、改善事項を研修運営団体との実務者ミーティングにおいて共有することで、全国各地で行っている研修の質の改善を図っている。

受講生が参加しやすい日程を調整したり、研修生のフォローアップの連絡を丁寧に行うようにしたりといった丁寧な改善を重ね、受講者アンケートにおいて高い評価が得られているものである。（主要な業務実績（2）参照）

● 若手プロジェクトリーダー研修実施回数

今後の環境保全活動を担う若手人材に対し、若手プロジェクトリーダー研修を 7 月、10 月、1 月に直轄で 2 コース計 6 回実施した。研修の企画運営は直轄で行っており、助成金の担当者も兼ねる 4 名の職員で 6 回の研修を運営した。

研修では、活動の戦略づくり、ステークホルダー分析、ファシリテーション、マーケティング、ファンドレイジング（資金調達）、広報・PR など、プロジェクトを推進するために必要かつ、NPO からの要望の高いプログラムを提供し、それぞれの活動を効果的に進めるため

の実践的な演習、ワークショップを行った。研修を受けることで、若手プロジェクトリーダーの中で、多くの意識の変化が現れている。(主な業務実績(1)②参照)

■課題と対応

—

■主要な業務実績

(1) 調査事業、研修事業の重点化

① 全国ユース環境ネットワークの発足と全国ユース環境活動発表大会の実施

持続可能な社会の担い手を育むため、平成27年9月に、環境省と共同で全国ユース環境ネットワーク促進事業を発足した。情報誌『全国ユース環境ネットワーク』を発行するとともに、高校生が行う環境活動を通じて得た学びの共有など、自身の活動を更に発展させるため発表の機会として「全国ユース環境活動発表大会」を平成28年2月に開催した。

全国ユース環境活動発表大会は、全国の高校から環境保全活動事例を募り、有識者による地区選考を経た上で、20校が全国大会で発表を行い、学識経験者等の審査委員が審査を行い、優れた活動事例に対し、環境大臣賞及び環境再生保全機構理事長賞等を授与した。



<全国ユース環境活動発表大会>





開催日：平成 28 年 2 月 13 日（土）、14 日（日）

会場：国際連合大学 ウ・タント国際会議場

参加者数：162 名（うち一般参加 36 名）

| 賞 | 学校名 | プロジェクト名 |
|------------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 環境大臣賞 | 静岡県立静岡工業高校 松葉研究班 | 三保松原の環境づくりを目的とした循環型 松原共生プロジェクト |
| 環境再生保全機 構理事長賞 | 京都市立伏見工業高校 マイクロ水力発電グループ | 水車プロジェクト |
| 高校生が選ぶ特 別賞 | 愛知県立佐屋高校 除草船隊アヒレンジャー | アヒル農法でホタル舞う水田環境を実現 |
| 先生が選ぶ特別 賞 | 東筑紫学園高校 理科部 | 広谷湿原保全プロジェクト |

② 研修事業

- ・平成 26 年度より助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた「若手プロジェクトリーダー育成支援」を開始し、1 期生と 2 期生を対象に、7 月、10 月、1 月の計三回、1 泊 2 日の合宿形式で若手プロジェクトリーダー研修を直轄事業として実施した。
- ・地域の環境 NGO・NPO 活動を推進するため、スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修（基礎研修）を 4 月から 7 月までの間、全国 8 ブロック 16 会場において実施した。また、応用研修を 8 月から 12 月までの間全国 8 ブロック 16 会場において実施した。
- ・9 月に、国際協力の振興と実践活動を担う人材を育成するため、パラオ共和国において、海外派遣研修を短期コース（9 日間）、長期コース（16 日間）の 2 コース実施した。

<平成 27 年度実施の概要>

| 研修名 | 概要 |
|--------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進 レベルアップ実践 研修 | <p>NGO・NPO の組織運営における課題解決のため、知識技術の向上を目的としたスタッフ向け研修を全国 8 ブロック 16 会場で実施。</p> <p><基礎研修></p> <p>北海道（旭川、石狩） 「ボランティアマネジメント」 東北（仙台、山形） 「課題解決、NPO と企業との連携」 関東（東京、つくば） 「広報・資金調達のマニュアル作成」 中部（名古屋、大垣） 「広報戦略」 近畿（大阪、近江八幡） 「広報・資金調達のマニュアル作成」 中国（鳥取、福山） 「広報戦略、資金調達」 四国（高松、徳島） 「広報戦略、資金調達」 九州（熊本、始良） 「広報・資金調達のマニュアル作成」</p> <p><応用研修></p> <p>北海道（札幌、東川） 「ボランティアマネジメント」 東北（仙台、山形） 「協働・資金調達・広報ツール、短中長期戦略」 関東（東京、つくば） 「協働・資金調達・広報ツール、短中長期戦略」 中部（名古屋、大垣） 「ファドレイジング」 近畿（大阪、近江八幡） 「協働・資金調達・広報ツール、短中長期戦略」 中国（岡山、廿日市） 「広報戦略、資金調達」 四国（松山、上勝） 「広報戦略、資金調達」 九州（熊本、始良） 「協働・資金調達・広報ツール、短中長期戦略」</p> |
| 海外派遣研修 | <p>パラオ共和国における環境問題解決のための模擬 NPO を結成し、実際に活動を行うとともに、取組から得られた成果を現地関係者の前でプレゼンテーションを実施。長期コース（9 日、参加 6 名）、短期コース（16 日、参加 4 名）の 2 コース。</p> |

<スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修（基礎研修）>



■北海道ブロック（現場実習）



■四国ブロック（広報戦略）

<スタッフ向け環境 NGO・NPO 活動推進レベルアップ実践研修（応用研修）>



■ 中部ブロック（資金調達）



■ 東北ブロック（企業との連携）

<海外派遣研修（パラオ）>



■ コンポスト協力家庭の訪問



■ 現地小学生へのエコたわし作成指導

<若手プロジェクトリーダー研修>



■ ファンドレイジング個別指導



■ NPO リーダーとのトークセッション

■ 2年目プログラム

| <7月> マーケティング | <10月> ファンドレイジング | <1月> 広報、PR |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <講義> ・環境分析 ・ターゲット設定 ・ポジショニング ・5C（価値・コスト・利便性・コミュニケーション、快適さ） ・マーケティング管理・実行・改善 | <講義> 「5W1H考えるファンドレイジング」 <個別メンタリング> 「5W1H プランニングシート」、「資金調達事業評価」、「ペルソナシート」、「ステイクホルダーピラミッド」のうち、自団体に最も必要と思われるワーク | <講義> 「広報意識とメディア対応」 <ロールプレイ、ワーク> 「記者向けブリーフィング」「個別取材対応」 「報道資料作成のポイント」 <講義・添削> 「チラシの基礎レイアウトデザイン講座」 |

若手プロジェクトリーダー研修では、活動の戦略づくり、ステークホルダー分析、ファシリテーション、マーケティング、ファンドレイジング（資金調達）、広報・PR など、プロジェクトを推進するために必要かつ、NPO からの要望の高いプログラムを提供し、それぞれの活動を効果的に進めるための実践的な演習、ワークショップを行った。

若手プロジェクトリーダー研修では、研修生に対するアンケート結果によれば、次のような学び、気づき、意識の変化が現れたとの回答が得られている。

● 1年目のプログラム（活動の戦略づくり）

- ・ 今回の事業に関して、3年後の目標設定はしていたが、その先の10年後の目標までは自分の中ではっきりと設定がされていなかったため、その必要性を指摘してもらえたのが良かった。より具体的に設定することが、支援地への影響の持続性につながるという基本的なことにも気づけた。
- ・ 何より、同様な活動に取り組む同年代の方たちと知り合うことができたことが大きな収穫でした。他のNPOやNGOとの交流が中々掘げられない中、とても貴重な経験となりました。
- ・ 日々の活動に追われて、団体のことやプロジェクトのミッション・ビジョンとのつながりなど考える時間が取れていなかった。振り返る機会を与えてもらったことがありがたい。プロジェクトの計画もそうだが、組織がより発展するよう色々と試していきたい。

● 2年目のプログラム（ファンドレイジング）

- ・ この間、団体内で検討を続けている財政課題の再整理ができたこと。今後の団体内での議論の材料として、ワークで実践したことの中からいくつかを共有してみたい。
- ・ ここに書ききれない程色々なことを学びました。団体として働きかけるべき人たち（ターゲット）を明確にできそうですので、代表・メンバーと共に急ぎ分析し新しいしくみをつくっていかうと思います。
- ・ テーブルごとにアドバイザーの先生がいらっしやったので、たくさん相談にのっていただき、分かっている「つもり」になっている部分についてもう一度考えることができました。

帰ってから、自団体の内部で共有することに今回の研修の意味があると思うので、頑張っ
て伝えようと思います。毎回、自分にとって実のある研修になっています。

(資料編 P56_地球 7 平成 27 年度研修・講座実施状況)

(資料編 P58_地球 8 平成 27 年度研修・講座のアンケート結果・意見・要望等)

③ 調査事業

平成 27 年度は、環境 NGO・NPO 活動状況調査を行った。内閣府 NPO データベース等から全
国約 18,000 団体に調査票を送付し、団体連絡先情報のほか、組織の人数、年齢構成、収入、
連携の度合いなど、環境 NGO・NPO の現状を把握するための情報を収集した。収集した情報
を整理し、平成 28 年度に環境 NGO・NPO 総覧データベースとしてホームページに公開する予
定である。

○調査概要

調査対象団体 17,160 件 (内閣府 NPO データベース等から環境団体を抽出)
調査期間 平成 27 年 11 月 12 日～平成 28 年 1 月 27 日
回収数 5,466 件

(2) 研修事業の効果的な実施

研修・講座の計画に当たっては、第三者を振興事業アドバイザーとして選任した。また、研
修評価に当たって、事前、事後、フォローアップと研修効果を把握するため、アンケート項目
の統一を図り、環境 NGO・NPO スタッフ向けレベルアップ実践研修において同アンケートを用
いた評価を開始した。

また、受講者に対するアンケート調査を行い、有効回答者のうち 98.5%の者から「有意義
であった」との評価を得た。

平成 28 年 2 月に研修運営団体との実務者ミーティングを実施し、振興事業アドバイザーか
ら研修評価のフィードバックを行うとともに、運営団体と研修等の改善をテーマに意見交換を
行った。



■実務者ミーティング

| 項目 | 評価 | 結果 | コメント | |
|-----|-----------------|----|------|-----------------|
| 研修 | 講師の経験が豊富で分かりやすい | 5 | 2 | 講師の経験が豊富で分かりやすい |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| | 講師の経験が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| | 講師の経験が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| | 講師の経験が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| | 講師の経験が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 5 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| 35歳 | 講師の経験が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| | 講師の経験が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| | 講師の経験が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| | 講師の経験が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |
| | 講師の経験が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の経験が豊富で実践的 |
| | 講師の知識が豊富で実践的 | 3 | 2 | 講師の知識が豊富で実践的 |

■アドバイザーのチェックシート

なお、平成 26 年度の実務者ミーティングの結果見出された反省点を、研修運営団体において例えば次のように平成 27 年度に改善を図り、研修効果を高めている。

- ・ 昨年度の反省を活かし、最初の集合研修の終了時に、参加者の達成したいことを明示してもらった。
- ・ 昨年の反省を踏まえて参加者同士で意見交換する時間を多く持つように改善したことで参加者同士が繋がった。
- ・ 応用研修におけるクラウドファンディングへの挑戦は、参加者と担当の講師・事務局で、SNS メッセージを通じて手厚いサポートができたことが効果的だった。本研修後にもクラウドファンディングに挑戦する参加者もあり、同様のサポート体制を築くことを予定している。
- ・ 今後さらに「所属団体内での改善戦略・計画推進支援」「ネットワーク構築・協働促進」のため、フォローアップ講座終了後も、引き続き受講者からの個別の相談依頼に対応・支援を行い、受講者の成果拡大のためのフォローアップをしていく。

3. 地球環境基金の運用等について

■中期目標

本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

■中期計画

地球環境基金事業開始から20年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成25年度末までの5か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。

また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。

■平成27年度計画

広報・募金活動の強化に向けて構築した「寄付金推進委員会」での検討を踏まえ、これまでの取組について国民・事業者等の理解を促進するため、新聞紙面や各種環境イベント等を通じた総合的かつ効果的な広報活動に取り組み、地球環境基金のより一層の造成に努める。

また、地球環境基金の運用については、低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視して、運用方針に基づく安全で有利な運用に努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第15条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|-------------------------------------|----------------|------------------------------------|----------------------|----------------------|------------|------------|------------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額 | 新たな寄付の獲得 | 0社 0千円 | 1社 (10,000千円) | 3社 (12,000千円) | | | |
| ポイント寄付提携カード数 | 平成25年度の実績数 | 7カード | 7カード | 9カード | | | |
| 募金システム数 | 平成25年度の実績数 | 1システム | 3システム | 3システム | | | |
| 広報・募金活動分野数 | 平成25年度の実績数 | 5分野 | 5分野 | 5分野 | | | |
| 寄付件数（計画値） | 最終年度に3,776件 | — | 755.2件 | 755.2件 | 755.2件 | 755.2件 | 755.2件 |
| 寄付件数（実績値） | | 789件 （前中計最終年度の寄付件数） | 874件 | 899件 | | | |
| 達成度 | — | — | 115.7% | 119.0% | | | |
| 寄付額（計画値） | 最終年度に237,621千円 | — | 47,524.2千円 | 47,524.2千円 | 47,524.2千円 | 47,524.2千円 | 47,524.2千円 |

| | | | | | | | |
|--------------|---------------|-------------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--|--|--|
| 寄付額 (実績値) | | 17,316 千円 (前中計 最終年度 の寄付 額) | 18,170 千円 | 18,712 千円 | | | |
| 達成度 | — | — | 38.23% | 38.24% | | | |
| 基金の運用額 | 年度計画予算における実績額 | — | (計画額) 210百万円 (実績額) 212百万円 | (計画額) 201百万円 (実績額) 210百万円 | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。
- ・寄付額（計画値）の5ヶ年計画については、平成26年度が「地球環境基金企業協働プロジェクト」等の新たな取組の導入初年度であることを踏まえ、各種取組の更なる周知・広報、「カードポイントによる寄付」等新たな取組の導入に向けた検討など今後を見据えた取組が行われているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

【地球環境基金を取り巻く状況】

● 広報・募金活動等

- ・地球環境基金への大口寄付（年間100万円以上）は、平成18年度の8社をピークに減少しており、第三期中期計画期間（平成26～30年度）の初年度である平成26年度には1社となっている。
- ・大口寄付が減少している主な要因として、以下の点が考えられる。
 - ① 特に東日本大震災を機に、企業による寄付先の見直し（地元への支援への重点化など）が行われたこと
 - ② 今日では単なる寄付ではなく、社員を参加させるなど企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献活動に取り組んでいること
 - ③ 地球環境基金への寄付は、受けた寄付を一旦基金に組み入れて、その運用益により事業を行う仕組みであることから、企業の貢献度が見えにくいこと

- ④ 今日の低金利状況下において、運用益を見込めない基金へ新たに組み入れる意義が見出せないこと

【平成 27 年度の取組】

● 広報・募金活動等

- ・平成 26 年度より企業等による大口の寄付を得ることを目的とした「地球環境基金企業協働プロジェクト」及び、個人、企業から継続的な寄付を得ることを目的とした「地球環境基金サポーター」制度を創設した。
- ・平成 27 年度は、記念事業として賛同が得られる可能性のある企業に対し、地球環境基金企業協働プロジェクトへの参加の働きかけを行った。
- ・さらに、企業の CSR 担当者が集まる機会を捉え、地球環境基金企業協働プロジェクトの仕組み、企業側のメリット等の説明を行うとともに、後日、地球環境基金企業協働プロジェクトの成果を、セミナーに参加している企業の CSR 担当者に説明をし、地球環境基金企業協働プロジェクトへの参加の働きかけをあらためて行った。
- ・また、新聞等のメディア媒体を活用し、地球環境基金事業の紹介や、「地球環境基金企業協働プロジェクト」、「地球環境基金サポーター」に関する広報を実施するとともに、環境イベント等でのブース出展を通じた直接の働きかけ、継続寄付者への事業の実施状況の説明を行うことで寄付の獲得に努めた。

● 基金の運用

運用方針に従い、市場の状況や金利の優位性を勘案して債権を購入するなど、基金の安全な運用に努めるとともに、安定的な収入の確保に努めた。

【平成 27 年度の成果】

● 広報・募金活動等

- ・「地球環境基金企業協働プロジェクト」に参画している業界団体からは継続して大口寄付を受け入れることができた。
- ・「全国ユース環境ネットワーク促進事業」（振興事業）の実施に当たって、「地球環境基金企業協働プロジェクト」の枠組みを活用し、企業 2 社からの寄付を受け入れることができた。
- ・カードポイントからの寄付については、新たに提携カードを増やすことができ（7 カードから 9 カード）、当該カードから寄付を受け入れることができた。
- ・その他、各種の広報・募金活動に努めた結果、寄付件数、寄付額とも、昨年度を上回ることもできた（寄付件数：899 件（対前年度 2.86%増）、寄付額：18,711,549 円（対前年度 2.89%増））。なお、寄付件数については、独立行政法人となって以降（平成 16 年度以降）最大の件数を獲得でき、第二期中期計画期間中の件数（3,776 件（年平均 755.2 件））を上回るペースを維持している。

● 基金の運用

計画額を上回る利息収入を得ることができた。

■課題と対応

「地球環境基金企業協働プロジェクト」について、より多くの企業の参画を得る。このため、企業が賛同できる適切な助成分野（テーマ）の検討を行っていく。さらには、多くの企業を会員に持つ商工会議所と連携を図り、地球環境基金事業の紹介とともに「地球環境基金企業協働プロジェクト」に参画を得るための周知を行っていく。

■主要な業務実績

(1) 広報・募金活動等

地球環境基金事業の理解の促進、広報の拡充及び寄付獲得の増大を目的とした「広報・募金活動計画」を策定し、計画に沿って次の取組を実施した。特に今年度は、平成 26 年度に大口寄付獲得に向け創設した「地球環境基金企業協働プロジェクト」、個人・企業等から継続的な寄付獲得に向け創設した「地球環境基金サポーター」について積極的に周知活動を行った。

① 新聞・雑誌による広報

新聞・雑誌等を活用し、地球環境基金事業の紹介及び助成要望件数増加に向け助成金要望案内及び「地球環境基金企業協働プロジェクト」、「地球環境基金サポーター」等の周知を行った。

| 新聞・雑誌等名 | 掲載月 | 主な掲載内容 |
|-------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 東京新聞 | 平成 27 年 5 月 | ・地球環境基金事業の紹介 |
| オルタナ 11 月号 | 10 月 | ・企業協働プロジェクトの紹介 |
| 「ロハスフェスタ in 万博公園」パンフレット | 10 月 | ・地球環境基金事業の紹介 ・企業協働プロジェクト及び基金サポーターの紹介 |
| 読売新聞 | 11 月 | ・助成金募集案内 ・業協働プロジェクト及び基金サポーターの紹介 |
| 東京新聞（もぎたて便） | 12 月 | ・基金サポーターの紹介 ・エコプロダクツ出展の告知（助成活動報告会開催も併せて告知） |
| 日本経済新聞（エコプロダクツガイド 2016） | 12 月 | ・地球環境基金事業の紹介 ・企業協働プロジェクト及び基金サポーターの紹介 ・助成活動報告会開催の告知 |
| 東京新聞 | 12 月 | ・助成金募集案内 ・企業協働プロジェクト及び基金サポーターの紹介 ・エコプロダクツ出展の告知（助成活動報告会開催も併せて告知） |

| | | |
|-------------|---------|--------------------------------|
| 日経新聞（朝刊別刷） | 12月 | ・エコプロダクツ出展の告知（助成活動報告会開催も併せて告知） |
| 生活情報誌「ぱど」 | 12月 | ・本 de 寄付の周知 |
| 日経MJ | 平成28年1月 | ・地球環境基金事業の紹介 ・基金サポーターの紹介 |
| 東京新聞（もぎたて便） | 1月 | ・助成金募集締め切り告知 ・企業協働プロジェクトの紹介 |
| 読売新聞 | 1月 | ・助成金募集締め切り告知 ・基金サポーターの紹介 |
| 生活情報誌「ぱど」 | 2月 | ・本 de 寄付の周知 |



（読売新聞）



（ロハスフェスタ in 万博公園パンフレット）



（エコプロダクツガイド）

② イベント等への出展

企業で活躍するキャリア向けのフォーラムでのブース出展や、環境意識が比較的高い市民が集まる環境イベントにブース出展（新たに地方で開催するイベントにも参加）し、地球環境基金事業の広報及び募金活動を行うとともに、来場者に対してパンフレット等を直接手交等することで周知を図った。

| イベント名称 | 開催日 | 場所 | 来場者数 |
|-------------------------------------|-------------------------|------------------|----------|
| 2015「NEW 環境展/地球温暖化防止展」 | 5月26日(火) ～30日(金) | 東京ビックサイト | 167,540人 |
| エコライフ・フェア 2015 | 6月6日(土) ～7日(日) | 代々木公園 | 116,028人 |
| COOL CHOICE CITY | 7月17日(金) ～8月9日(日) | TBSハウジング渋谷 | 5,437人 |
| 国立環境研究所「夏の大公開」 | 7月18日(土) | 国立環境研究所 | 4,033人 |
| レイクタウン「ACT GREEN ECO WEEK 2015」 | 10月17日(土) ～18日(日) | イオン越谷レイクタウン | 37,840人 |
| 日経 WOMAN Networking forum プレミア 2015 | 10月24日(土) | 東京コンファレンスセンター・品川 | 300人 |
| 第24回ロハスフェスタ in 万博公園 | 10月31日(土) ～11月1日(日) | 大阪万博公園 | 75,464人 |
| エコプロダクツ 2015 | 12月10日(木) ～12月12日(土) | 東京ビックサイト | 169,118人 |

<「地球環境基金サポーター」の説明及び手交>



(ロハスフェスタ in 万博公園)



(エコプロダクツ 2015)

③ 広報誌の発行

「地球環境基金便り」の発行(9月、3月:各35,000部)

- ・第39号 特集:『環境で地域を元気にする』(9月)
- ・第40号 特集『世界で活躍する日本の環境NGO・NPO』(3月)

各号とも、寄付者、自治体、図書館、商工会議所、NPOセンター等約8,000箇所に送付した。

④ その他の広報

ア. Twitterによる情報発信

助成団体の活動情報、イベント等の周知を繰り返して行うなど、地球環境基金事業の活動情報を発信した（ツイート 95 件、フォロワー101 人）。フォロワーを通じて 225,198 人に情報が届いた。

イ. YouTubeによる地球環境基金事業等の広報

助成団体の環境保全活動や活動の成果等を映像として収録し、YouTube への掲載を通じて、地球環境基金事業に関する広報を行った。

ウ. 助成団体の活動紹介パンフレット「ききんレポート 2015」の発行（2月：3,000部）

環境保全活動について理解を深め、かつ、寄付での支援につなげるため、助成団体の活動内容を取りまとめた冊子「ききんレポート 2015」を発行し、ご支援いただいた寄付者に配布した。

エ. 地球環境基金オリジナル「しおり」の全国展開

地球環境基金事業を幅広く知ってもらい、かつ、環境保全活動への支援につなげる目的で作成した「しおり」を、新たに協力が得られた熊本県書店商業組合を通じ、各書店に設置した。

| 書店商業組合名 | 設置書店数 | 設置枚数 (H27. 4. 1~H28. 3. 31) |
|-----------|-------|--------------------------------|
| 東京都書店商業組合 | 152 店 | 55,500 枚 |
| 京都府書店商業組合 | 23 店 | 6,900 枚 |
| 北海道書店商業組合 | 146 店 | 45,800 枚 |
| 熊本県書店商業組合 | 66 店 | 20,000 枚 |



(表) (裏)

オ. 商工会議所会報誌への掲載による周知

協力が得られた商工会議所が発行する会報誌に「地球環境基金企業協働プロジェクト」を掲載し、会員企業等に周知を行った。

⑤ 募金関係

ア. 既存寄付者への対応

- ・寄付者に謝意を表すため、領収書の発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化（週単位）に努めた。
- ・継続寄付者、一定額以上の寄付者への事業の実施状況の説明及び寄付に対する感謝の意を示すため、寄付者 7 名（個人 1、企業 4、団体 2）に対し感謝状を贈呈した。

イ. 新規寄付の開拓

- ・記念事業として賛同が得られる可能性のある企業に対し、地球環境基金企業協働プロジェクトへの参加の働きかけを行った。
- ・企業のCSR担当者が参加する民間のCSRセミナーに説明者として参加し、地球環境基金事業の紹介及び「地球環境基金企業協働プロジェクト」の仕組み、企業側のメリット等の説明を行うとともに、後日、地球環境基金企業協働プロジェクトの成果を、セミナーに参加している企業のCSR担当者に説明をし、地球環境基金企業協働プロジェクトへの参加の働きかけをあらためて行った。
- ・企業で活躍するキャリア向けのフォーラム（日経 WOMAN Networking forum プレミア 2015）においてブース出展を行い、参加者に対し地球環境基金事業を紹介するとともに「地球環境基金企業協働プロジェクト」及び「地球環境基金サポーター」の周知を行った。
- ・エコを実践する環境イベント「ロハスフェスタ」、国内最大級の環境展示会「エコプロダクツ」のガイドマップにおいて、「地球環境基金企業協働プロジェクト」及び「地球環境基金サポーター」を、インパクトのあるガイドマップ裏面全面を活用して周知を行った（来場者数：ロハスフェスタ（約7.5万人）、エコプロダクツ（約17万人））。
- ・一般財団法人休暇村協会及び一般社団法人国民宿舎協会の協力を得、全国の休暇村等宿泊施設に、地球環境基金への寄付を呼びかけるパンフレットの設置を行った。（休暇村：35施設、国民宿舎：99施設）
- ・各種カードのポイントを利用した寄付の拡充のため、各カード運営会社12社に対し地球環境基金事業の紹介と、提携先についての協議を行った。
- ・今年度より開始した「全国ユース環境ネットワーク促進事業」に対し、直接事業に充てるための寄付の呼びかけを行った。



（日経 WOMAN Networking forum プレミア 2015）



（休暇村・国民宿舎設置パンフ）

<寄付の実績>

(単位：件、千円)

| 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 |
|----------|-------------------|--------------------|
| 件数 (件) | 874 | 899 |
| 寄付額 (千円) | 18,170 (9,000) | 18,712 (10,466) |

※ () 書きの数値は、「地球環境基金企業協働プロジェクト」により用途が特定されて受け入れた寄付金のうち直接事業に充てた額で、寄付額の内数である。

(2) 基金の運用

安全かつ収入の安定的確保に努めており、総額約 141 億円（政府出資金 94 億、民間等出せん金 47 億円）について、財政投融資資金預託金等による運用を行った。

(単位：百万円)

| | 平成 26 年度 | | | 平成 27 年度 | | |
|------|----------|-----|-----------|----------|-----|-----------|
| | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) |
| 運用収入 | 210 | 212 | 1.51 | 201 | 210 | 1.49 |

(資料編 P60_地球 9 地球環境基金造成状況について)

(資料編 P116_共通 10 運用方針について)

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

■中期目標

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。

また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。

■中期計画

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）及びPCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定、安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。

■平成 27 年度計画

環境大臣が指定する者からの助成交付申請を適正に審査した上で交付する。

また、本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 5 号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------------|-----------------|------------------------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数 | 100% | 100% | 100% $\left(\frac{3,993 \text{ 件}}{3,993 \text{ 件}}\right)$ | 100% $\left(\frac{3,680 \text{ 件}}{3,680 \text{ 件}}\right)$ | | | |
| 助成対象事業の実施状況等の公表回数 | 年5回 (四半期+決算) | 5回 | 5回 | 5回 | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請（3,680件）の全件を適正に処理して助成金を交付した。
- 本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、年5回機構ホームページで公表した。

■課題と対応

- ・PCB廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する者からの支払申請を適正に審査して実施する。

- ・本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について機構ホームページで公表する。

■主要な業務実績

(1) 軽減事業への助成金の交付

中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用軽減のための助成（軽減事業）については、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で平成 27 年 5 月 15 日に交付決定し、四半期ごとの支払申請に対して助成金の交付を行った。

また、審査基準や助成対象事業の実施状況などについて、機構ホームページで公表した。

- ・第 1・四半期分 交付対象処理件数 981 件、2,338 台処理 平成 27 年 8 月 3 日公表
- ・第 2・四半期分 交付対象処理件数 967 件、2,371 台処理、平成 27 年 11 月 2 日公表
- ・第 3・四半期分 交付対象処理件数 952 件、2,113 台処理、平成 28 年 2 月 1 日公表
- ・第 4・四半期分 交付対象処理件数 780 件、2,076 台処理、平成 28 年 5 月公表予定

(2) 振興事業への助成金の交付

PCB 廃棄物処理に関する研究促進のための助成（振興事業）については、環境大臣が指定する事業者からの交付の申請を審査した上で平成 27 年 8 月 3 日に交付決定を行った。

事業実施後においては事業実績報告書を審査し、研究テーマ等の事業の採択状況を機構ホームページで公表した。

- ・平成 27 年度研究テーマ：「平成 27 年度超大型機器等の撤去に向けた現場処理技術に係る調査業務」

(参考) 軽減事業及び振興事業の実施状況

(単位：件、台、千円)

| 区分 | 平成 26 年度 | | | 平成 27 年度 | | |
|------|----------------|----------------|------------------------|----------------|----------------|------------------------|
| | 件数 | 台数 | 金額 | 件数 | 台数 | 金額 |
| 軽減事業 | 3,993 〔287〕 | 9,507 〔782〕 | 2,143,764 〔302,230〕 | 3,680 〔299〕 | 8,898 〔569〕 | 2,139,889 〔222,470〕 |
| 振興事業 | | | 59,994 | | | 100,000 |

(注)・〔 〕書きは、平成 26 年 4 月 7 日の交付要綱改正により交付対象となった個人又は破産手続中等の法人に係る数値で、内数である。

(3) PCB 廃棄物処理基金の造成状況

PCB 廃棄物処理基金の造成状況は下表のとおりである。

また、基金の管理状況について、機構ホームページで公表した。

(単位：千円)

| 区分 | 項目 | ①平成26年度末残高 | 平成27年度 | | ①平成27年度末残高 (①+②-③) |
|------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------------------|
| | | | ②当期拠出等 | ③当期助成額 | |
| 軽減事業 | 国 | 19,051,171 | 700,000 | 1,069,945 | 18,681,227 |
| | 都道府県 | 18,575,493 | 651,437 | 1,069,945 | 18,156,986 |
| | 運用利息 | 1,689,188 | 52,245 | | 1,741,433 |
| | 小計 | 39,315,853 | 1,403,682 | 2,139,889 | 38,579,646 |
| 振興事業 | 民間出えん金 | 83,088 | 0 | 65,157 | 17,931 |
| | 運用利息 | 18,760 | 91 | 18,760 | 91 |
| | 消費税戻り分(※) | 16,081 | 4,444 | 16,081 | 4,444 |
| | 小計 | 117,931 | 4,535 | 100,000 | 22,466 |
| 基金残高 | | 39,433,784 | 1,408,217 | 2,239,889 | 38,602,112 |

(注) 各欄と小計欄及び残高欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(※) 「消費税戻り分」とは、助成対象者である環境大臣が指定する事業者が、助成事業に伴う事業経費のうち消費税等仕入控除税額部分について還付を受けることから、機構が交付要綱に基づき当該消費税等仕入控除税額について助成対象者に請求し返還を受けた額である。

(資料編 P61_PCB1 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金業務について)

(資料編 P63_PCB2 ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理基金拠出状況について)

(4) 基金の運用

PCB 廃棄物処理基金の運用については、流動性と安全性を重視した基金の運用を行った。

(単位：百万円)

| | 平成26年度 | | | 平成27年度 | | |
|------|--------|-----|--------------|--------|-----|--------------|
| | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) | 計画額 | 決算額 | 平均利回り (%) |
| 利息収入 | 47 | 58 | 0.15 | 54 | 52 | 0.135 |

(資料編 P115_共通 10 運用方針について)

<維持管理積立金の管理業務>

■中期目標

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

■中期計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。

■平成 27 年度計画

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況に応じた適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を定期的に通知する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 6 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条の 5

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------|------|------------------------|------|----------------------------------------------------------------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 | 基準値 （前中期目標期間最終年度値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 積立者に対する運用状況等の情報提供率 | 100% | 100% | 100% | 100% $\left(\frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}}\right)$ | | | |

| | | | | | | | |
|-------------|---------------------------|---|------------------|------------------|--|--|--|
| 積立金の 運用額 | 年度計画 予算にお ける実績 額 | - | (計画額) 267 百万円 | (計画額) 265 百万円 | | | |
| | - | | (実績額) 307 百万円 | (実績額) 298 百万円 | | | |

<その他の指標>

-

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 本積立金の運用については、安全かつ有利な運用により、計画額（265 百万円）を上回る運用収入（298 百万円）を確保した。
- 資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に平成 27 年度運用利息額の通知を平成 28 年 3 月末付で送付した。

■ 課題と対応

- ・維持管理積立金の積立て及び取戻し等について適切に対応し、維持管理積立金の管理を適切に行う。
- ・維持管理積立金の運用については、最終処分場の維持管理に要する資金を預かっているという資金の性質から、取戻請求に対応することを考慮し預金による短期運用を中心に行っているが、運用可能な資金の把握を正確に行うことで、予定外の資金需要に対応できる余裕を取りつつ、より長い期間で利率のよい債券を購入し、計画額を上回る運用収入を確保する。
- ・資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を定期的に通知する。

■ 主要な業務実績

(1) 維持管理積立金の適切な管理

① 積立て及び取戻し

最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立て及び取戻しについて、それぞれ適切に対応し、積立て及び取戻しに係る最終処分場設置者への預り証書の発行・送付を遅滞無く行った。

また、最終処分場設置の許可権者（93 都道府県等）に対し、平成 26 年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を平成 27 年 6 月に通知した。

＜維持管理積立金の積立て及び取戻し状況（平成 28 年 3 月末現在）＞ （単位：千円）

| 区 分 | 積 立 | | 取 戻（△） | | 残 高 |
|----------------------|-------------|------------------------|--------|-----------|------------|
| | 最終処分場数 | 金額 | 最終処分場数 | 金額 | 金額 |
| 平成 26 年度 （うち過年度分） | 742 (27) | 5,831,946 (84,828) | 68 | 2,001,470 | 83,069,831 |
| 平成 27 年度 （うち過年度分） | 793 (76) | 8,397,589 (276,420) | 60 | 1,347,846 | 90,119,574 |

＜機構が維持管理積立金を管理する最終処分場数（平成 28 年 3 月末現在）＞

| 区 分 | 最終処分場数 合計 | 内 訳 | | 取戻終了 |
|-----------|--------------|-------|-----|------|
| | | 積立中 | 取戻中 | |
| 平成 26 年度末 | 1,194 | 1,083 | 111 | 264 |
| 平成 27 年度末 | 1,190 | 1,079 | 111 | 278 |

（資料編 P64_維持 1 維持管理積立金管理業務について）

② 利息の通知と払渡し

最終処分場設置者に対し維持管理積立金の平成 27 年度運用利息額の通知を平成 28 年 3 月末付けで送付した。

平成 27 年度中に払渡請求書に基づく利息の払渡しを行った（434 最終処分場）。

③ 平成 27 年度維持管理積立金に関する連絡

許可権者より機構に平成 27 年度算定額の通知が送付され次第、最終処分場設置者に維持管理積立金の払込金融機関と積立期限（平成 28 年 2 月 26 日）を連絡した。

（2）維持管理積立金の適切な運用

最終処分場の埋立終了等に伴う取戻しに対応するため、預金による短期運用を中心としつつ、資金需要を考慮して債券による中・長期の運用を行い、計画額を上回る運用収入を確保できた。

（単位：百万円）

| | 平成 26 年度 | | | 平成 27 年度 | | |
|------|----------|-----|--------------|----------|-----|--------------|
| | 計画額 | 決算額 | 平均利回り （%） | 計画額 | 決算額 | 平均利回り （%） |
| 運用収益 | 267 | 307 | 0.37 | 265 | 298 | 0.355 |

（資料編 P115_共通 10 運用方針について）

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

■中期目標

- (1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。
- (2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。

■中期計画

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取組を行う。なお、制度のより適切な運営のため、労災保険制度等他制度との連携に努める。

- (1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。
また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口へ情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。
- (2) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。

■平成 27 年度計画

- (1) 認定等の迅速かつ適正な実施

申請段階より医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努め、1回の判定で済むケースを増加させることで、療養中の方々からの認定申請について、特殊な事情を有する案件を除き、本中期目標期間中における平均処理日数を前中期目標期間中より短縮するようにする。

また、労災保険制度の対象になり得る申請について労災保険窓口へ随時、情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図る。

- (2) 迅速かつ適正な支給

被認定者が受診する医療機関等に対し医療費の支給手続きを分かりやすくお知らせするなど、被認定者からの請求が円滑に行われるよう努め、支給に係る事務を適切に行う。

また、認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|----------------------|---------------|--------------------------------|-------------|-------------|------|------|------|
| 指標等 | 達成目標 （参考値） | 基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 療養中の申請から認定等決定までの処理日数 | 前中期目標期間中より短縮 | 151日 （前中期目標期間中の処理日数）注1) | 116日 注2) | 106日 注2) | | | |

注1) 前中期目標期間中における平均値。

注2) 石綿繊維計測案件（特殊事例）を除いた日数。

（参考）

- ・前中期目標期間の平均処理期間 151日
- ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115日

<その他の指標>

- ・療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の支給までの処理期間

<評価の視点>

（1）認定等の迅速かつ適正な実施

- ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。
- ・労災保険制度等の他制度との連携を図るなど、国民サービスの向上につながる取組が行われているか。

（2）迅速かつ適正な支給

- ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

A

<根拠>

以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価を「A」とした。

（1）認定等の迅速かつ適正な実施

- 判定が困難な中皮腫の症例について、環境省への申出前から医療機関に病理標本等の資料の提出を求め、案件毎の進捗管理を徹底するなど期間短縮に向けた取組によって、石綿

繊維計測の特殊事例を除く平均処理日数は106日（前年度実績116日）であり、前中期目標期間の平均151日と比べて期間短縮（29.8%減）が図られている。

（2）迅速かつ適正な支給

- 医療機関向けの質疑応答事例の作成や医療費の未請求者への手続の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を増やしている。
- 救済給付の支給については、前中期目標期間の平均を下回る処理期間で適正な支給を行うことができている。このうち、療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の支給までの処理期間については、前中期目標期間の平均23日から18日と短縮（21.7%減）されている。
- 認定更新の申請漏れを防ぐ取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。

■課題と対応

（1）認定等の迅速かつ適正な実施

- ・引き続き医療機関から可能な限り資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らし処理期間の短縮に努めること。

（2）迅速かつ適正な支給

- ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施すること。
- ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続の案内、申請状況の確認及び未申請者への再案内を適切に実施すること。

■主要な業務実績

（1）認定等の迅速かつ適正な実施

① 受付と認定等の状況

平成27年度に1,046件の申請を受け付け、前年度未処理案件347件と合わせた1,393件について999件（前年度実績875件）の処理を行った。

受付件数は前年度より増加している（前年度比13.7%増）が、迅速に処理を進めた結果、未処理件数は394件（28.3%）であり前年度の割合（28.4%）と同水準となっている。

なお、未処理件数が前年度より増加している主な要因は、平成28年3月の環境省の医学的判定の審議日程が月末に近かったことから、判定結果の通知が翌年度（平成28年4月）になったことによるものである。

ア. 受付状況

<平成 27 年度の進捗状況>

(単位：件)

| | 前年度未処理 | 受 付 | 処 理 | 未処理 |
|--------|--------|-------|-----|-----|
| 療養中の方 | 272 | 868 | 839 | 301 |
| 未申請死亡者 | 68 | 159 | 142 | 85 |
| 施行前死亡者 | 7 | 19 | 18 | 8 |
| 計 | 347 | 1,046 | 999 | 394 |

(注) 新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分は除く。未処理の計 394 件のうち 304 件 (77.2%) は医学的判定に進んでいる。

平成 27 年度の受付 1,046 件の内訳は、療養中の方 868 件、未申請死亡者の遺族 159 件及び施行前死亡者の遺族 19 件であり、前年度の実績 (920 件) と比べ 13.7% の増となっている。このうち療養中の方からの申請は 14.2% 増、未申請死亡者の遺族からの請求は 12.8% 増、施行前死亡者の遺族からの請求は同数となっており、療養中の方と未申請死亡者の遺族からの申請 (請求) が増加している。

<平成 27 年度受付状況>

(単位：件)

| 申請者 | 申請疾病 | | | | | 計 |
|--------|--------------|--------------|------------|------------|------------|----------------|
| | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性胸膜肥厚 | その他 | |
| 療養中の方 | 654 (583) | 130 (119) | 34 (26) | 40 (22) | 10 (10) | 868 (760) |
| 未申請死亡者 | 106 (97) | 35 (31) | 9 (6) | 6 (4) | 3 (3) | 159 (141) |
| 施行前死亡者 | 12 (11) | 5 (4) | 2 (4) | 0 (0) | 0 (0) | 19 (19) |
| 計 | 772 (691) | 170 (154) | 45 (36) | 46 (26) | 13 (13) | 1,046 (920) |

(注) () 書きは、平成 26 年度の実績。

申請疾病別では、中皮腫は 772 件であり前年度の実績 (691 件) と比べ 11.7% の増、肺がんは 170 件であり前年度の実績 (154 件) と比べ 10.4% 増となっている。このうち、療養中の方の中皮腫は 12.2% 増、肺がんは 9.2% 増となっている。

未申請死亡者、施行前死亡者については、前年度と同程度に推移している。

イ. 認定等状況

平成 27 年度の認定状況は療養中の方 690 件、未申請死亡者の遺族 109 件及び施行前死亡者の遺族 11 件の計 810 件であり、前年度と比べ 16.5% 増となっている。このうち中皮腫は全体で 17.3% 増、肺がんは同 7.4% 増となっている。

また、認定と不認定の件数からみた認定率は全体で 85.1% (前年度 82.4%)、中皮腫と肺がんでは 89.8% (同 88.5%)、石綿肺とびまん性胸膜肥厚では 24.6% (同 13.2%) となっている。

<平成 27 年度認定状況>

(単位：件)

| 申請疾病 申請者 | 決定 内容 | 中皮腫 | 肺がん | 石綿肺 | びまん性 胸膜肥厚 | その他 | 計 |
|-------------|----------|----------|----------|--------|--------------|------|----------|
| 療養中 の方 | 認定 | 573(486) | 105(101) | 0(2) | 12(6) | — | 690(595) |
| | 不認定 | 41(35) | 24(25) | 25(27) | 19(23) | 0(0) | 109(110) |
| | 取下げ | 31(20) | 6(2) | 1(0) | 2(1) | 0(0) | 40(23) |
| 未申請 死亡者 | 認定 | 81(68) | 24(18) | 0(0) | 4(1) | — | 109(87) |
| | 不認定 | 11(17) | 10(9) | 3(5) | 4(2) | 0(0) | 28(33) |
| | 取下げ | 4(3) | 1(0) | 0(1) | 0(0) | 0(0) | 5(4) |
| 施行前 死亡者 | 認定 | 9(11) | 1(2) | 0(0) | 1(0) | — | 11(13) |
| | 不認定 | 0(0) | 4(3) | 1(2) | 0(0) | 0(0) | 5(5) |
| | 取下げ | 1(3) | 0(2) | 1(0) | 0(0) | 0(0) | 2(5) |
| 計 | 認定 | 663(565) | 130(121) | 0(2) | 17(7) | — | 810(695) |
| | 不認定 | 52(52) | 38(37) | 29(34) | 23(25) | 0(0) | 142(148) |
| | 取下げ | 36(26) | 7(4) | 2(1) | 2(1) | 0(0) | 47(32) |

(注) () 書きは、平成 26 年度の実績。計数は新資料の提出による再審査、及び原処分取消後の処分を除く。

「その他」とは申請時に疾病名が明かでなかったもの、指定疾病以外で申請のあったものなど。

(資料編 P65_石綿 1 申請書等の受付状況と認定等状況 (平成 27 年度))

(資料編 P68_石綿 2 審査中の案件に係る状況 (平成 27 年度))

(資料編 P69_石綿 3 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (平成 27 年度))

(資料編 P70_石綿 4 認定申請書及び特別遺族弔慰金等請求書の受付状況 (法施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの累計))

(資料編 P71_石綿 5 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (平成 27 年度))

(資料編 P72_石綿 6 医療費及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況 (法施行日から平成 28 年 3 月 31 日までの累計))

ウ. 療養中の方に係る処理日数の状況

電子顕微鏡による石綿繊維計測の結果によって判定が行われた特殊事例 7 件を除く、申請から認定等決定までの平均処理日数は 106 日 (前年度 116 日) である。このうち、1 回の医学的判定で認定等の決定がされたものは平均 67 日 (同 69 日)、追加資料が必要とされた案件は平均 175 日 (同 167 日) である。

27 年度では、申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り資料を収集し判定申出を行ったことなどにより、1 回の医学的判定で結果が得られた割合は 64.0%と、前年度 (51.8%) と比べ 12.2 ポイント増となり、その結果、期間短縮を図ることができた。

なお、石綿繊維計測による特殊事例 7 件 (平均処理日数 1,088 日) を含めた平均処理日数は 115 日であり、このうち 4 件は本年度より開始した民間の検査機関の石綿繊維の計測結果により申出を行い判定が行われたものである。

<平成 27 年度療養中の方に係る平均処理日数等> (単位：日、件)

| 区 分 | 認定等決定までの平均処理日数 | | 判定申出までの平均日数 | 件 数 |
|---------------|-----------------------|-----------------------|--------------------|-----------------------|
| | | | | |
| 1 回の医学的判定 | 106 (116) [115] | 67 (69) | 32 (25) [33] | 507 (357) |
| 追加資料が必要とされたもの | | 175 (167) [197] | | 285 (331) [292] |

(注) () 書きは、平成 26 年度の実績。計数は取下げ、再審査、及び原処分取消後の処分を除く。

[] 書きは石綿繊維計測案件（特殊事例）を含めた場合の日数と件数。

(参考)

<平成 27 年度 療養中の方に係る平均処理日数分布状況>

| 認定等決定までの日数 | 件数 | 件数累計 | 累計の比率 | 26 年度 |
|------------|-------|-------|--------|--------|
| 26～60 日 | 232 件 | 232 件 | 29.3% | 21.5% |
| 61～90 日 | 168 件 | 400 件 | 50.5% | 42.0% |
| 91～120 日 | 112 件 | 512 件 | 64.6% | 52.8% |
| 121～150 日 | 101 件 | 613 件 | 77.4% | 71.9% |
| 151 日以上 | 179 件 | 792 件 | 100.0% | 100.0% |
| 総 計 | 792 件 | | | |

(資料編 P73_石綿 7 認定等に係る処理日数 (平成 27 年度))

② 厚生労働省・労災保険制度との連携強化

本来労災保険制度に申請すべき者が、救済制度に申請する事案があることから、厚生労働省から当該申請者等に労災保険制度の請求を勧奨してもらえよう、機構から労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を厚生労働省に情報提供した。(情報提供した件数 49 件、うち 5 件が労災保険制度にて支給決定。)

(2) 迅速かつ適正な支給

① 円滑な請求・適正な支給に係る取組

被認定者からの救済給付の請求が円滑に行われ、適切な支給を行うため次の取組を推進した。

- ・被認定者が受診する医療機関等向けの医療費請求に関する質疑応答事例の作成。
- ・時効により救済給付の請求ができなくなることを防ぎ、早めに手続が行われるようにするため、遺族への手続の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費（償還）の請求を行っていない被認定者に対する手続の再案内の開始。
- ・遺族向けの請求案内資料の改善（必要書類一覧・チェックリストの改訂等）。
- ・認定日に応じて支給までの期間を短くするよう支払日を複数化する取組の継続。

- ・併給調整の対象となる他の法令による給付状況について、全ての制度の所管官庁等（34 法令、延べ 34 機関）に照会するなど、適正な支給に係る取組の推進。

② 救済給付の支給状況

平成 27 年度は、被認定者等に対し総額 32 億 4,437 万円の支給を行った（前年度比 11.9% 増）。

医療費及び療養手当の増加は療養中の被認定者数が増えていることなどが要因として考えられる。

<平成 27 年度 救済給付の支給状況>

（単位：件、千円）

| 給付種類 | 医療費 | 療養手当 | 葬祭料 | 特別遺族弔慰金等 | 救済給付調整金 | 計 |
|------|----------------------|--------------------------|---------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 件数 | 16,092 (15,484) | 7,053 (6,591) | 540 (433) | 121 (109) | 316 (241) | 24,122 (22,858) |
| 金額 | 458,566 (433,896) | 1,845,991 (1,712,155) | 107,460 (86,167) | 362,879 (324,091) | 469,478 (342,143) | 3,244,374 (2,898,452) |

（注）（ ）書きは前年度の実績。

（資料編 P75_石綿 8 救済給付の支給件数・金額（経年変化））

③ 救済給付の支給に係る処理期間の状況

- ・各給付ともに、前中期計画期間の平均より短い期間で支給を行った。
- ・療養者関係の給付では、医療費の償還払いについて、①に記載の取組に加え、平成 26 年度下半期より開始した保険者に高額療養費支給額の照会を行う際に、回答期限を明記する取組を継続し、未回答者へのフォローなども行ったことにより、処理期間は、前年度より短縮されている。
- ・被認定者遺族等への給付では、①に記載の取組に加え、遺族に対して請求に必要な書類等の案内を個別に、より丁寧に行い、今年度も迅速な処理に努め、いずれの給付の処理期間も前年度より短縮されている。
- ・特別遺族弔慰金・特別葬祭料については、処理期間は、未申請死亡、施行前死亡ともにほぼ前年度並みとなっている。

<平成 27 年度 支給までの処理期間>

(単位:日)

| 区 分 | | 処理期間 | | | | 第二期中期 目標期間 |
|--------------------|-------------|----------|-----------------|----------|-----------------|---------------|
| | | 平成 27 年度 | | 平成 26 年度 | | |
| | | | 特殊案件を 除く(注1) | | 特殊案件を 除く(注1) | |
| 療養者関係 | ・ 医療費 (償還) | 59 | 59 | 63 | 63 | 64 |
| | ・ 療養手当 (初回) | 18 | 18 | 17 | 17 | 23 |
| 被認定者遺族等 関係 | ・ 葬祭料 | 30 | 29 | 36 | 31 | 36 |
| | ・ 未支給の医療費等 | 52 | 51 | 64 | 59 | 83 |
| | ・ 救済給付調整金 | 63 | 63 | 78 | 70 | 91 |
| 特別遺族弔慰金 ・ 特別葬祭料 | ・ 未申請死亡 | 15 | 15 | 18 | 15 | 17 |
| | ・ 施行前死亡 | 16 | 16 | 15 | 15 | 20 |

(注1)「遺族の申出により労災保険給付の請求結果が確定するまで救済給付の支給を保留していた案件」及び「救済給付の請求をした遺族が当該支給を受ける前に死亡した案件」を除いた実績。

(注2) 療養手当 (初回) 及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

(注3) 処理期間は、いずれも平均値。期間中に支給を行ったものを対象としている。

④ 認定更新業務の実施

認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう、丁寧に手続を進め、更新申請の意思がないことが確認された者を除き、認定の有効期間満了2か月前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行った。具体的には次の取組を実施した。

ア. 申請漏れ防止の取組

- ・ 認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理
- ・ 満了月の7か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付
- ・ 満了月の4か月前に認定更新の申請状況を確認、未申請者への状況確認・再案内を開始

イ. 認定更新の状況

平成 27 年度は、平成 27 年 6 月から平成 28 年 5 月までに有効期間が満了する者を対象に満了月の2か月前を目処に認定更新等の決定を行った。

平成 27 年度より、平成 22 年 7 月に指定疾病に追加された「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として認定された者の認定更新等及び中皮腫・肺がんで認定更新を行ってから5年を経過した者の再度の認定更新 (2回目) 等についても決定を行っている。

平成 28 年 5 月までに認定の有効期間が満了する 111 件のうち 105 件の申請を受け付け、更新等の決定 (更新 100 件、更新しない 5 件) を行った。6 件については、更新申請の意思がないことが確認された。なお、平成 23 年 3 月からの認定更新者の累計は 388 名となっている。

<認定更新の状況>

(単位:人)

| 更新等 決定年度 | 認定の有効期 間満了月 | | 認定疾病 | 被認定者 | 更新等 対象者 | 更新 | | |
|---------------------------------|---------------------------------------------|----------|--------------|--------------|------------|-----------|-----------------|--------|
| | | | | | | 申請者 | 更新 更新 しない | |
| 平成 22 年度 ～ 平成 25 年度 | 平成 23 年 3 月 ～ 平成 26 年 5 月 | | 中皮腫 肺がん | 1,418 396 | 165 88 | 164 84 | 160 76 | 4 8 |
| | | | 計 | 1,814 | 253 | 248 | 236 | 12 |
| 平成 26 年度 | 平成 26 年 6 月 ～ 平成 27 年 5 月 | | 中皮腫 肺がん | 370 79 | 32 28 | 32 23 | 32 20 | 0 3 |
| | | | 計 | 449 | 60 | 55 | 52 | 3 |
| 平成 27 年度 | 平成 27 年 6 月 ～ 平成 28 年 5 月 | 1 回 目 | 中皮腫 | 371 | 37 | 37 | 37 | 0 |
| | | | 肺がん | 63 | 20 | 18 | 16 | 2 |
| | | | 石綿肺 | 4 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| | | | びまん性 胸膜肥厚 | 18 | 8 | 8 | 8 | 0 |
| | | | 計 | 456 | 67 | 65 | 63 | 2 |
| | | 2 回 目 | 中皮腫 | 61 | 35 | 33 | 30 | 3 |
| 肺がん | | | 15 | 9 | 7 | 7 | 0 | |
| 計 | | | 76 | 44 | 40 | 37 | 3 | |
| | | 計 | 532 | 111 | 105 | 100 | 5 | |
| 累計 | | | 中皮腫 | 2,220 | 269 | 266 | 259 | 7 |
| | | | 肺がん | 553 | 145 | 132 | 119 | 13 |
| | | | 石綿肺 | 4 | 2 | 2 | 2 | 0 |
| | | | びまん性 胸膜肥厚 | 18 | 8 | 8 | 8 | 0 |
| | | 計 | 2,795 | 424 | 408 | 388 | 20 | |

(注) 被認定者欄の値は、更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の満了する日が、認定の有効期間満了月欄の範囲に含まれる被認定者数である。

平成 27 年度の 1 回目は、申請から 5 年を経過し初めて認定更新を行う場合、2 回目は、認定更新から 5 年を経過し再度更新を行う場合を示す。

⑤ 石綿肺の診断等に関する支援業務の実施

- ・著しい呼吸機能障害までは認められないものの石綿肺又はびまん性胸膜肥厚とされる方の重症化防止や、放射線画像の不足等により著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺等とは判定されない方の適切な再申請に資することを目的に、平成 22 年度から開始した本業務について、平成 27 年度も環境省からの委託を受け実施している。
- ・業務の主たる内容は、著しい呼吸機能障害が認められるには至らないと判定された石綿肺等の方を対象とする健康管理と、放射線画像の不足等により不認定と判定された方を対象とする画像撮影補助である。
- ・平成 27 年度の対象者は 9 名（健康管理 7 名、画像撮影補助 2 名）となっている。
- ・医師で構成された専門委員会を 3 回開催し、各対象者に係る健康管理の方針等を検討した。
第 1 回：平成 27 年 8 月 12 日 第 2 回：平成 28 年 1 月 6 日
第 3 回：平成 28 年 3 月 2 日
- ・専門委員会で決定した実施内容に基づき、健康管理対象者への事業案内、健康診断受診者

への保健指導及び画像撮影補助対象者との調整等を行った。また、専門委員会で、呼吸機能検査等の結果が、救済制度の医学的判定に資すると考えられた者（1名）に対しては、再申請の検討を案内し、環境大臣の医学的判定を経て認定することができた。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

■中期目標

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。

■中期計画

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。

■平成 27 年度計画

特別事業主からの特別拠出金の徴収業務を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------|------|------------------------------------|------|--------------|------|------|------|
| 指標等（参考） | 達成目標 | 基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 （実績） | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 特別拠出金の徴収率 | | 100% | 100% | 100% | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 特別拠出金の全納分及び延納分の徴収すべき額を徴収しているため。

■課題と対応

特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。

■主要な業務実績

特別事業主4社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、2事業主から延納申請（4期に分納）が出され、全納分及び延納分の徴収すべき額を徴収した。

3. 制度運営の円滑化等

■中期目標

- (1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。
- (2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。
- (3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。
- (4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。

■中期計画

- (1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。
- (2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。
- (3) 認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。
- (4) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。
- (5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。
- (6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。

■平成 27 年度計画

- (1) 保健所等への情報提供
各地域で保健所等への説明会を実施し、担当者の相談・受付業務の知識を深め、申請手続の円滑化を図る。
- (2) アンケート調査
救済制度の適切な運営等に資するため、被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度周知広報及び相談・受付業務の改善等の参考にする。
- (3) 医療機関等への申請手続等の周知
申請等に係る手引を送付するなど、医療機関等に対して、申請手続等の周知を行う。
- (4) 調査・情報収集の実施
環境省等とも連携して、中長期的視点を踏まえ、被認定者の石綿ばく露に関する調査等を行う。
- (5) 医療機関等への知見の還元等
診断技術の向上を図るため、中皮腫の確定診断に係る細胞診について中皮腫実習研修会を実施するほか、石綿関連疾患に関わる学会等でセミナーを開催する。
- (6) 救済制度に関する情報の公開

救済制度の認定・給付の状況等について随時及び年次でホームページ等により情報を公開する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|-------------------------|------|------------------------------------|----------|----------|------|------|------|
| 指標等（参考） | 達成目標 | 基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関 | | 1,452 病院 | 1,539 病院 | 1,618 病院 | | | |
| 石綿関連疾患に係る医師向けセミナー等開催数 | | 11 回 | 12 回 | 12 回 | | | |

<評価の視点>

- ・ 医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 医療機関への制度周知として申請に係る手引き等に加え、新たに訴求効果の高いポスターを作成するとともに、これらの配布先医療機関を拡大した（1,539→1,618 病院）。
- 医師向けに石綿関連疾患や制度を適切に周知するため、学会における共催セミナーの実施や自治体主催の医師向け研修会について、昨年度と同程度実施した（12 回）。また、中皮腫細胞診実習研修会等の開催により、医師及び細胞検査士等に対し石綿関連疾患に関する知識

及び診断技術の向上を図った。

- 新たな取組として、医師会研修会でのセミナーのほか、院内の業務用モニターや医師向けサイトを活用した医師、医療従事者向けの制度周知を行った。

■課題と対応

- ・引き続き医療機関への制度周知を図る。

■主要な業務実績

(1) 保健所等への情報提供

① 保健所説明会

保健所等窓口担当者の申請手続や相談について、制度及び医学的事項に関する知識の向上を図るための保健所担当者説明会を9ブロック（参加数226名）で行うとともに、自治体説明会（5か所：参加数64名）を開催した。

説明会では、機構から救済制度及び申請・給付の手続きについての説明、各労働局による労災保険制度の説明、専門医による石綿関連疾患についての説明を行った。

<保健所説明会の様子>



② 自治体研修会

自治体が主催する石綿関連の研修会において、医師、保健師、看護師、自治体担当者を対象とし、顧問医師及び専門医より医学的講演、機構職員により制度等に関する説明を行い、石綿関連疾患及び救済制度の周知を図った。（5か所：参加者223名）

<群馬県研修会>



<千葉県研修会>



(資料編 P76_石綿 9 平成 27 年度保健所説明会等実績)

(2) アンケート調査

アンケート調査の実施内訳は次のとおり。

- ① 制度利用（石綿健康被害救済手帳所持者）アンケート（4月実施、回収 887）
- ② 被認定者（療養者）アンケート（認定時、回収数 473）
- ③ 未申請死亡者遺族アンケート（認定時、回収数 80）
- ④ 施行前死亡者遺族アンケート（認定時、回収数 9）
- ⑤ 学会セミナーアンケート（11 か所、回収数 498）
- ⑥ 保健所説明会アンケート（14 か所、回収数 251）
- ⑦ 中皮腫細胞診実習研修会アンケート（東京開催分 回収数 40、神戸開催分 回収数 39）

(資料編 P77_石綿 10 平成 27 年度被認定者等アンケート概要)

(3) 医療機関等への申請手続等の周知

① 申請等に係る手引等の送付

医師、医療機関向けに制度周知を行うため、これまでに申請等に係る医学的資料の作成実績がある医療機関 1,618 箇所、保健所 529 箇所、自治体 143 箇所、環境省地方環境事務所 11 箇所の計 2,301 か所に医師、医療機関向け手引きや各種パンフレットを送付した。

さらに医療機関及び来院者への制度周知を強化すべく、2012 年に中皮腫で亡くなった作家の故藤本義一氏を起用したポスターを作成し同医療機関等へ送付した。(12/25)

② 院内ビジョン

全国 118 病院において、院内の医療従事者エリア内(医局、検査室、ナースステーション、病棟、職員用食堂)に設置した院内業務連絡用大型モニター(4,887 台)で、映像による制度の周知を行った。(9/1~9/30)

<がん研有明病院>



<南大阪病院>

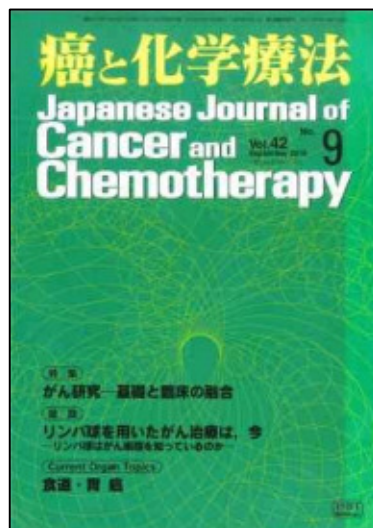


③ 医療専門誌

医師、医療機関向け専門誌 12 誌において、制度に関する広告掲載を行った。(9~10 月)

| 掲載誌一覧 | |
|-------|--------------|
| 1 | 癌と化学療法 9 月号 |
| 2 | 画像診断 10 月号 |
| 3 | 癌の臨床 8 月号 |
| 4 | 呼吸と循環 10 月号 |
| 5 | 医学の歩み 9 月号 |
| 6 | 胸部外科 10 月号 |
| 7 | 病理と臨床 9 月号 |
| 8 | 臨床画像 10 月号 |
| 9 | 日本肺癌学会誌 |
| 10 | 日本医事新報 10 月号 |
| 11 | Mebio 10 月号 |
| 12 | 日本呼吸器学会誌 |

<掲載誌>



<広告>



④ 医師・医療従事者専用サイト

医師等に対して機構の石綿ホームページへの閲覧誘導を行うため、医師・医療従事者専用サイト（会員数 60 万人）である「m3.com」の会員向けにバナー広告を実施した。（10/20～11/2）

<ウェブバナー抜粋>



⑤ 病院新聞

多数の医療機関等が購読している病院新聞（発行部数：約 1 万 8000 部）に広告を掲載した。（7/30）

また、学会（第 56 回日本人間ドック学会：7/30, 横浜）において 300 部の配布を行った。

<広告掲載面>



⑥ 医師会主催研修会

鹿児島県医師会及び秋田県医師会主催の医師を対象とした研修会において、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。(4/10・6/13)

<秋田県>



<鹿児島県>



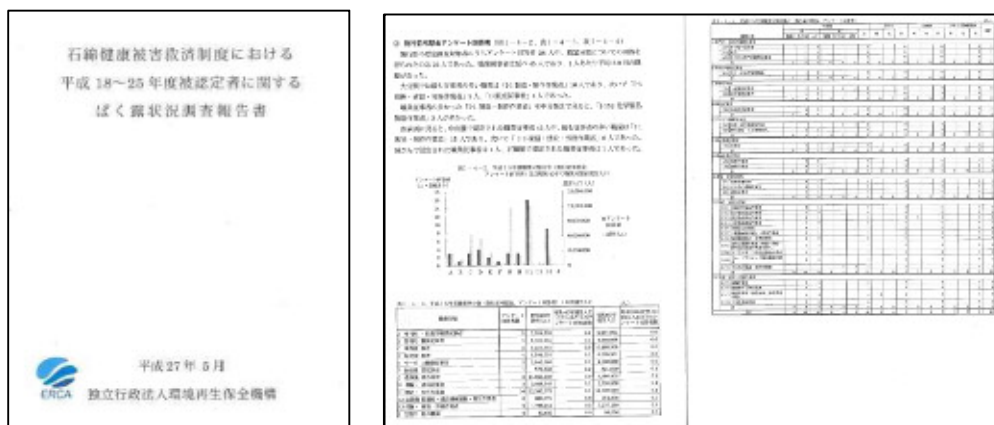
(4) 調査・情報収集の実施

制度の円滑な運営を図るため、以下の事業を実施した。

① 被認定者に関するばく露状況調査

救済制度における被認定者の職歴や居住歴等から、石綿ばく露の実態を把握することを目的として、本年度もデータの集計等を行った。

また、すでに集計が完了している過年度分の「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。



② 中皮腫登録事業

中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や、医療機関に対し情報提供することを目的に、環境省からの委託業務として実施している。本年度も救済制度で認定された中皮腫症例に関する478件の情報をデータベースに登録し、データの整理、集計等を行った。

③ 肺がん申請の石綿ばく露調査

環境省の依頼を受けて、救済制度における肺がんの申請のうち、被害者の当時の石綿ばく露作業を客観的な資料からどの程度まで確認ができるか調査を行った。

(5) 医療機関等への知見の還元等

認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、以下の事業を実施した。

① 中皮腫細胞診実習研修会の開催

医療機関を対象に中皮腫の確定診断の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として実施した。

- ・ 関東地区：東京 細胞検査士等 40 名参加 (8/22)
- ・ 関西地区：神戸 細胞検査士等 39 名参加 (1/30)

<中皮腫細胞診実習研修会の様子>



(東京)



(神戸)

② 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として実施した。

本年度も各医療機関（13 機関）の参加により、第一回検討委員会（8/5）において実施方針を決定の上、石綿小体標本の計測を実施し、その結果については第二回検討委員会（2/20）において各医療機関の検査技師等を含めて誤差要因等の分析等を行い、計測の技術に関する議論をした。

<精度管理事業の様子>



③ 医師向けセミナー等の開催

医師等への石綿関連疾患・制度の周知のため医学的各種セミナー等を12か所で開催した。

| 学会名 | 開催日 | 場所 | 参加者 |
|--------------------|-----------|----------------|---------|
| 日本医師会認定産業医研修 | 4月10日(金) | 鹿児島県医師会館 | 42名 |
| 第104回日本病理学会総会(春) | 4月30日(木) | 名古屋国際会議場 | 83名 |
| 第88回日本産業衛生学会 | 5月16日(土) | フランフロント大阪 | 63名 |
| 秋田県医師会産業医研修会・労災研修会 | 6月13日(土) | 秋田県医師会館 | 47名 |
| 第65回日本病院学会 | 6月19日(金) | 軽井沢プリンスホテル | 68名 |
| 第56回日本人間ドック学会 | 7月30日(木) | パシフィコ横浜 | 100名 |
| 第57回全日本病院学会 | 9月12日(土) | ホテルさっぽろ芸文館 | 69名 |
| 第22回石綿・中皮腫研究会 | 10月31日(土) | 川崎ソリッドスクエア・ホール | 65名 |
| 第61回日本病理学会秋季特別総会 | 11月5日(木) | 東京大学医学部総合中央館 | 120名 |
| 第54回日本臨床細胞学会 秋期大会 | 11月22日(日) | 名古屋国際会議場 | 284名 |
| 第63回日本職業・災害医学会学術大会 | 11月23日(月) | 昭和大学旗の台キャンパス | 36名 |
| H27 アスベスト関連疾患研修会 | 2月4日(木) | 群馬県庁 | 39名 |
| 計12回 | | | 計1,016名 |

(資料編 P79_石綿11 セミナー等アンケート概要)

<学会の様子>



(6) 救済制度に関する情報の公開

申請・認定状況等を始めとする最新情報をホームページ上で公表し、下記②、③、⑤については報道発表を行った。

- ① 毎月の申請等受付・認定状況
- ② 被認定者に関するばく露状況調査の報告について
- ③ 石綿健康被害救済制度運用状況に関する統計資料
- ④ 石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果報告書
- ⑤ 石綿健康被害救済制度に関する広報について

4. 救済制度の広報・相談の実施

■中期目標

- (1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。
- (2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。

■中期計画

- (1) 年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。
- (2) 救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。

■平成 27 年度計画

(1) 制度に関する広報等

広報に関する計画を定め、新聞広告等により広範な広報を実施するとともに、地域別の被認定者の認定状況なども参考に、地方公共団体主催のイベント等とも連携して制度の周知を図る。

(2) 制度等に関する相談等

申請者等からの救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて、救済制度及び申請手続について分かりやすく説明を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|--------------------|----------|-----------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 指標等 （参考） | 達成目 標 | 基準値（参考） （前中期目標期 間最終年度値 等）25 年度 | 26 年度 | 27 年度 | 28 年 度 | 29 年 度 | 30 年 度 |
| 広報の手法 | | ・新聞 14 紙 ・車内広告 17 路 線 | ・新聞 28 紙 ・車内広告 | ・従来の媒 体による広 報に加え、 全国テレビ CM | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------------------|--|--------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|
| | | ・石綿関連業界 専門誌 2 誌 | 17 路線 ・関西主要 4 駅にお ける大型 広告 ・石綿関連 業界専門 誌 38 誌 | (地上波 62 局・BS5 局)を実施 ・全国地上 波45局パブ リシティ ・新聞6紙 ・院内ビジ ョン719病 院 ・交通広告 20路線 ・全国ネッ トラジオ34 局 ・新設WEB ・地方ロー カルTV8局 ・石綿関連 業界専門誌 6誌 ・故藤本義 一氏による ポスター等 を作成し 1,618箇所 の医療機関 や529箇所 の保健所等 に配布 | | | |
| 無料電話相 談件数(代 表フリータ イヤル) | | 4,832件 ※1) | 4,832件 | 5,884件 | | | |

※1) 今中期目標期間初年度件数

<その他の指標>

- ・新たな取組の状況

<評価の視点>

- ・制度周知が適切に行われているか。
- ・石綿による健康被害者が多数いる関西圏での広報が行われているか。

■ 評定と根拠

< 自己評定 >

A

< 根拠 >

以下により、年度計画を上回る取組を実施したため、上記のとおり、自己評価を「A」とした。

- 新たな取組としてテレビCM（全国地上波 62 局・BS 放送 5 局）及びテレビ番組パブリシティ（地上波 45 局）を活用して制度周知を行った結果、救済制度のフリーダイヤルによる相談件数が大幅に増大するなど制度の認知度を高めたと考えられる。（H26 年度 4,832 件⇒H27 年度 5,884 件）

また、病院内ビジョン（719 病院）、新聞（6 紙）、ラジオ（文化放送全国 34 局）、交通広告（JR 路線 20 路線）、地方ローカル番組（8 局）などによる広報も実施した。

- 関西における制度周知として、自治体との連携による講習会（奈良県 4 箇所）を行い住民に対して直接的な制度周知を行った。また、上記のうち関西において、テレビCM（日テレ系列、フジテレビ系列 2 局：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山）、病院内ビジョン（105 病院）、新聞（2 紙）、ラジオ（6 局）、交通広告（JR 西日本 12 路線）、関西地方ローカル番組（3 局）などによる広報を実施した。さらに、関西のラジオ番組（ラジオ大阪）において、石綿救済制度等の特別コーナーの放送を実施した。

■ 課題と対応

- ・引き続き救済制度の周知を推進し、救済制度の認知度を向上させる。
- ・平成 27 年度に実施した広報の結果を踏まえ、今後の制度周知について検討する。

■ 主要な業務実績

(1) 制度に関する広報等

本年度は制度発足 10 年目を迎え今一度制度の周知徹底を図るため、全国を対象にマスメディアを中心とした以下の各媒体のメディアミックスによる制度の集中広報を実施した。

また、石綿による健康被害者が多数いる関西圏については強化をした。

① 一般向け広報

ア. 新聞

全国紙及地方紙（読売新聞・毎日新聞・北海道新聞・中日新聞・神戸新聞・西日本新聞）へ広告を行った。（1/16・1/17）

<読売新聞>



<神戸新聞>



イ. テレビCM

広報媒体において最も効果が高いといわれているテレビを活用し、地上波 62 局・BS 放送 5 局において全国でCMを実施した。（1/12~1/25）

また、地上波 45 局の各情報番組等で司会者やキャスターによる 30~60 秒の制度紹介も行った。（1/12~3/31）

<CMカット>



(資料編 P81_石綿 12 石綿健康被害救済制度広報 TVCM実施内訳)

ウ. 交通広告

公共交通機関における制度周知として、首都圏 8 路線及び関西圏 12 路線で車内ビジョン（JR東日本トレインチャンネル・JR西日本WESTビジョン）による広報を実施した。（1/18～1/24）

< JR山手線 >



< JR京都線 >



エ. ラジオ

(ア) 全国ラジオ

全国 34 局ネットの人気番組（文化放送：武田鉄矢 今朝の三枚おろし）において各局 40 秒スポットCMを 20 本ずつ放送し、救済制度等の周知を行った。（1/12～25）

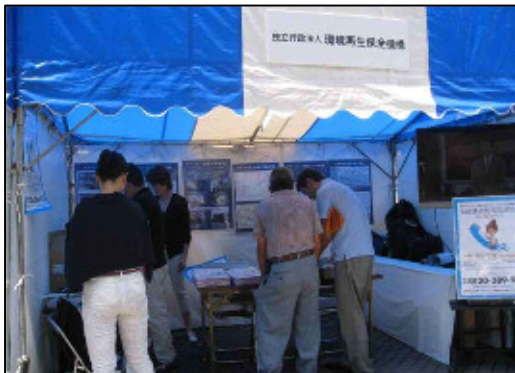
(イ) 関西圏ラジオ

石綿取扱工場が多くあった関西圏のラジオ番組（ラジオ大阪：高岡美樹のべっぴんラジオ）において「教えて！アスベストの健康被害と救済制度」という 5 分程度の特別コーナーを設け 1 ヶ月間にわたり 4 回放送した。また、期間中司会者による 180 秒生CMを 2 回、20 秒スポットCMを 10 本流し、（関西圏での）制度周知を実施した。（9/1～30）

(ウ) ラジオ局主催イベント

東海エリアにおいて、地元ラジオ局（CBCラジオ）が主催する一般向けイベントにブース出展し、来場者に石綿のばく露機会や、疾病等に関する説明をするとともにパンフレット配布や相談会を行った。また、ブース出展の事前案内と制度周知に関してラジオCM20 秒スポットを 10 本放送した。（7/25・7/26）

< 救済制度紹介ブースの様子 >



オ. 講演会

新聞社（琉球新報社）が地域住民に対して行う健康に関する講演会において、新聞で事前案内広告を行った上で救済制度等について講演し、米軍基地におけるばく露や返還前の制度の取扱い等について説明を行うとともに、併せて相談会も行った。（11/10 参加者約 130 名）

<事前告知：琉球新報>

石綿(アスベスト)やその健康影響をご存知ですか？

中皮腫 肺がん 石綿肺
びまん性胸膜肥厚

石綿が原因でこれらの病気にかかった方やご遺族の方は、労災等給付で補償されない場合、「石綿健康被害救済制度」により、救済給付が受けられます。

アスベストに関する講演会 参加無料 当日参加OK

【参加費】無料
【参加者】石綿健康被害救済制度の対象者
【参加者】石綿健康被害救済制度の対象者
【参加者】石綿健康被害救済制度の対象者

まずは、ご相談ください。

【参加時間】9:30-17:30

【お問い合わせ先】0120-389-931

<講演会>



<相談会の様子>



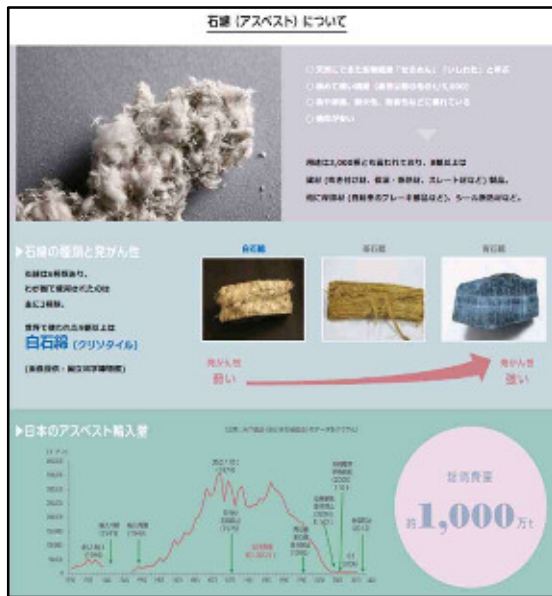
カ. インターネット

(ア) 特設サイト

石綿に関する各種情報をより分かりやすく伝えるために従来のサイトに加え、特設サイトを制作した。また、初となるスマートフォン専用のサイトも併せて制作した。

（スマートフォン専用サイトに表示される無料電話番号をクリックすると自動で機構フリーダイヤルを呼出する。）

<特設サイト>



<スマートフォン専用トップページ>



(イ) インリード広告

ウェブニュース(産経ニュース・西日本新聞・時事ドットコム等)の閲覧時にテレビCMと同様の動画広告を閲覧画面中央に表示するインリード広告を実施した。

<動画広告(赤枠部分)>



(ウ) リスティング広告

石綿トップページへのアクセスを促すため、2種類の検索エンジン(Google・Yahoo!)によるリスティング広告を行った。(Google: 6/1~8/31 Yahoo!: 11/1~2/29)

(エ) ホームページでの情報提供

機構ホームページの石綿トップページにおいて、制度の周知、申請の方法、認定の状況等に関する情報提供を行った。

<サイトアクセス件数(平成27年度実績 95,815件、前年度実績 82,246件)>

キ. その他

地方ローカル局の各情報番組において、石綿関連疾患や救済制度の紹介を行った。

| 放映日 | 放送局 | 番組名 | 時間 |
|-------------------|---------|-------------|--------|
| 平成 27 年 6 月 5 日 | 群馬テレビ | ひるポチッ! | 約 7 分 |
| 平成 27 年 6 月 11 日 | テレビ神奈川 | ありがとッ! | 約 10 分 |
| 平成 27 年 7 月 24 日 | 兵庫サンテレビ | 2時コレ!しっとお!? | 約 2 分 |
| 平成 27 年 9 月 14 日 | 奈良テレビ | ゆうドキッ! | 約 7 分 |
| 平成 27 年 9 月 15 日 | 京都放送 | ぼじポジたまご | 約 7 分 |
| 平成 27 年 11 月 17 日 | テレビ埼玉 | ごごたま | 約 10 分 |
| 平成 28 年 1 月 6 日 | とちぎテレビ | イブニング6 | 約 8 分 |
| 平成 28 年 2 月 11 日 | ちばテレビ | ビジネススタイル | 約 5 分 |

<兵庫サンテレビ>

これまで1万人以上が認定

石綿健康被害救済制度とは

目的と救済対象

| | |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的 | ●アスベストによる健康被害の迅速な救済 |
| 対象 | ●労災保険などで補償されない、アスベストによる以下の病気に罹った方のご家族 ①中皮腫 ②石綿による肺がん ③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 ④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 |

大事なお知らせです。

環境再生保全機構

さあはやく きゅうさい

☎0120-389-931

受付時間 9:30~17:30

※土・日・祝・年末年始(12/29~1/3)を除く

<ちばテレビ>

アスベストによる病気

中皮腫

原因は石綿。

肺を取り囲む胸膜、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜などに発生する悪性腫瘍。

石綿ばく露から発症までの潜伏期間は40年前後。

予後が非常に悪い。(2年生存率約30%)

肺がん、石綿肺、胸膜中皮腫、びまん性胸膜肥厚、腹膜中皮腫

Business Style

ビジネススタイル

さあはやく きゅうさい

電話 無料 **0120-389-931**

<http://www.erca.go.jp/asbestos/>

9:30-17:30 独立行政法人環境再生保全機構

制作著作 **ちばテレビ**

(資料編 P83_石綿 13 ウェブリスティング広告実績、交通広告路線)

(資料編 P84_石綿 14 ホームページ(石綿トップページ)アクセス数等)

② 患者・家族向け広報

ア. 院内モニター

来院者に対して石綿関連疾患や救済制度に関する情報提供を行うため、全国の 719 病院の

待合所に設置している病院ビジョン（1,066台）で広報を実施した。（1/1～1/31）

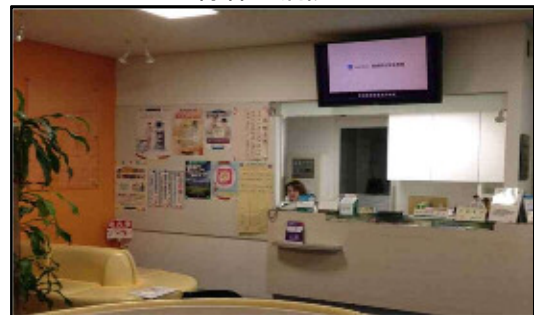
<都内の病院>



<神戸の病院>



<青森の病院>

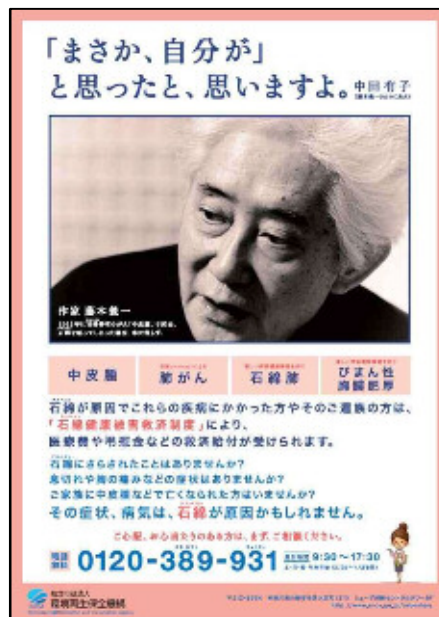


イ. 院内ポスター

来院者に対して救済制度の情報提供を行うため、2012年に中皮腫で亡くなった作家の故藤本義一氏を起用したポスターを作成し、1,618箇所の医療機関に配布した。

また、救済制度の申請や相談の窓口となっている保健所等683箇所にも配布した。

<故藤本義一氏ポスター>



③ 特定業種向け広報

ア. 建設労働組合に対する講習会

全国建設労働組合総連合に所属する神奈川県建設労働組合連合会下の各組合代表者等に対して、石綿やその健康影響、救済制度における認定状況、建設等に関わる方のばく露等について講習会を実施した。(7/17)

イ. 石綿関連業種に関する専門誌

石綿によるばく露機会が多いとされる業種に関する専門誌 6 誌「電気と工事 2 月号」、「E-Contecture1 月号」、「日本海事新聞 1 月 13 日号」、「ボイラ・ニュース 2 月号」、「空衛 1 月号」、「月間廃棄物-創刊 40 周年記念特集号」に制度案内の広告を行った。

<掲載誌>

<広告面>



ウ. 業界誌への寄稿等

産廃処理業者・官公庁・自治体等が購読している専門誌である上記「月間廃棄物-創刊 40 周年記念特集号」への広告に併せて寄稿により制度紹介を行った。(10/1)

<掲載誌>

<寄稿>

<広告>



④ 関連機関向け広報

ア. 各自治体東京事務所への説明会

自治体においても救済制度を周知してもらうため、各自治体の東京事務所職員を対象に制度説明会を行った。(4/27)

イ. 地方環境事務所

申請受付窓口でもある地方環境事務所に対して制度等に関する情報提供を行うため、「平成 27 年度地方環境事務所環境対策課長会議」で、救済制度等の説明を行った。(5/21)

(2) 制度等に関する相談等

外部講師による電話応答の研修を実施するなど電話応答の質の向上に努めた。(9/3)

また、社会保険制度等に関して、外部講師による研修会を実施し職員の専門知識の習得を行った。(2/24)

① 窓口相談・無料電話相談

ア. 窓口相談件数 42 件（前年度 32 件）

イ. 無料電話相談件数（代表フリーダイヤル）5,884 件（前年度 4,832 件）

<受付窓口の様子>



(資料編 P85_石綿 15 平成 27 年度窓口相談・フリーダイヤル件数)

② 住民説明・相談会

奈良県が主催する県内の石綿関連企業の工場周辺の 4 地域（斑鳩町・王寺町・三郷町・平群町）の住民に対する「アスベストに関する講習会」において、石綿関連疾患や救済制度の説明を行うとともに、申請等に関する相談会を実施した。(8/17・8/25)

本説明会の様子については、テレビ奈良の政府広報番組「県政フラッシュ」にて放送され、相談会に参加された住民のうち 2 名の方は、その後救済制度において認定された。

<住民説明会>



<奈良県広報番組「県政フラッシュ」>



5. 安全かつ効率的な業務の実施

■中期目標

認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。

■中期計画

- (1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。
- (2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。

■平成 27 年度計画

(1) 認定・給付システムの運用等

認定・給付業務を効率的に実施するため、情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付の進捗状況等を随時把握することで業務を適切に管理する。

(2) 個人情報の保護等

職員に個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修を実施し、申請書類等の管理を厳格に行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|------------------------|------|------------------------------------|------|------|------|------|------|
| 指標等（参考） | 達成目標 | 基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率 | | 100% | 100% | 100% | | | |

<評価の視点>

- ・情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 個人情報保護及び情報セキュリティへの対応を適切に行うため、石綿健康被害救済業務に携わる全ての職員（派遣職員等を含む）に対して研修を2回実施した。
- 認定業務等において誤送付による個人情報の漏えいリスクを軽減するため、認定通知等に使用する封筒を窓付封筒に変更した。

■ 課題と対応

- ・引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。

■ 主要な業務実績

(1) 認定・給付システムの運用等

システムの安定的運用を継続させるため、より高度な情報セキュリティ強化をすべく平成25年度にサーバ機器等のハードウェアをデータセンターに移行し、引き続き安定的運用を行った。

(2) 個人情報の保護等

① 職員研修

個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、石綿健康被害救済部の全職員（派遣職員等を含む）を対象に以下の研修を実施した。

ア. 情報セキュリティ規則や実施手順に係る個人情報保護及び情報セキュリティ研修
(4/27・4/28)

イ. 情報セキュリティ専門の外部講師による個人情報保護研修 (2/18・2/19)

＜外部講師による個人情報保護研修の様子＞



② 専門研修

情報セキュリティ対策の最新情報を得るため、情報システムセキュリティ担当者である職員を以下の研修等に参加させた。

ア. 総務省主催の情報システム統一研修（5/20～22）

イ. 民間企業（NEC）主催の情報セキュリティに関するセミナー「サイバー攻撃への最新情報と対応例」（6/11）

ウ. 地方公共団体情報システム機構主催の住民基本台帳ネットワークセキュリティ研修（11/30）

③ 個人情報の漏えい防止

ア. 認定等決定通知において誤送付による個人情報の漏えいリスクを軽減するため、使用する封筒を窓付き封筒に変更し、必要なシステム改修を行った。

イ. 情報セキュリティを高めるため、認定・給付システムのある業務用ネットワークをインターネットから遮断した。（3月）

6. 救済制度の見直しへの対応

■中期目標

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

■中期計画

法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。

■平成 27 年度計画

環境省における救済制度の見直しの検討状況について、情報の収集に努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | | | | | | | |
|------------------------------|------|------------------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|-------|
| 指標等（参考） | 達成目標 | 基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等） | 26 年度 | 27 年度 | 28 年度 | 29 年度 | 30 年度 |
| 環境省との 意見交換会 の実施の有 無 | | 有 | 有 | 有 (10/22、 2/15 実施) | | | |

<評価の視点>

- ・ 情報収集が適切に行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 環境省との意見交換を行い、情報収集に努めている。

■課題と対応

今後とも引き続き意見交換を行う。

■主要な業務実績

環境省と定期的に意見交換を行うなどして情報収集に努めた。

また、被認定者に関する石綿ばく露状況調査の結果や制度運用に係る統計資料を環境省に提供するとともに、救済制度の見直しに必要となるデータの収集・整理を行った。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

■中期目標

(1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。

また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。

(2) 内部統制の強化

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、コンプライアンスを実践するための手引き書である「コンプライアンス・マニュアル」等を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、内部統制の強化を図ること。

あわせて、情報セキュリティポリシー規程等に従い適切な情報セキュリティレベルを確保すること。

また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施すること。

■中期計画

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、効率的な業務実施体制及び適正な人員配置の見直しの検討を適宜行う。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。

また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。

(2) 内部統制の強化

役職員が法令を遵守し、適正に業務を執行するため、コンプライアンス・マニュアルを随時見直しとともに、職員研修を定期的実施する。

理事長による統制環境を確保するため、職員との意見交換、リスクの点検、監査結果を業務運営への確に反映させるなど、取組の充実を図る。

適切な情報セキュリティレベルを確保するため、情報セキュリティポリシー規程等に従い情報システムの管理を行う。

また、第三者を含めた委員会等により、内部統制の運用状況等を確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

■平成 27 年度計画

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに、環境問題の動向に迅速かつ適切に対応し得る組織を構築するため、人員配置、人事評価制度、職員研修等の業務運営体制について、引き続き見直しを行う。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を継続する。

また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るための検討を継続する。

(2) 内部統制の強化

内部統制システムを改めて整備し、統制環境など機構の目的を達成するための内部統制の基本要素の拡充・強化を進める。

コンプライアンスに関する研修等を計画的に実施するほか、理事長による職員との意見交換、業務におけるリスクの点検、内部監査結果の業務運営への的確な反映など、各種取組の充実に図り、内部統制の拡充・強化を推進する。

情報セキュリティ委員会において、情報セキュリティリスク及び施策の確認等を行うとともに、情報セキュリティ監査を定期的実施し、適切な情報セキュリティレベルの確保を図る。

また、内部統制推進委員会を設置し、定期的法令等の遵守及び業務の適正な執行等の内部統制状況に関する確認等を行うとともに、監事による内部統制の評価を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。

■評定と根拠

<自己評定>

A

<根拠>

以下の取組により、所期の目標を上回る実績を上げており、着実かつ適切な対応がなされていると考えられたため、上記のとおり、評定を「A」とした。

- 第三期中期目標期間中に業務の実施体制の見直しの検討を行い結論を得るとしていた承継業務において、債権残高の縮小等の動向を踏まえ、本年度をもって事業管理部財務資金課を廃止し、債権管理課へ統合することを前倒しで決定した。引き続き、債権管理、債権回収

の業務の実施状況等を踏まえて、事業管理部の他部門への統合を含めた縮減等の検討を進めている。

また、管理業務についても、効率化の実施として、新たな経理システムの構築、出退勤システムへの時間外勤務管理機能の追加、年末調整事務のアウトソーシング、資金運用業務の集約化の推進など、さまざまな取組を通じて定例的な事務量の圧縮に努めた。

- 平成 27 年度を「内部統制システム再構築の元年」として、平成 23 年に制定していた内部統制基本方針を全面的に見直すなど、昨年度から独立行政法人に求められている内部統制の拡充・強化の内容に自主的な見直しを加え、統制環境の整備を図った。具体的には、機構内の各種委員会の見直しを行った上で理事長を委員長とする内部統制推進委員会を新たに設置するとともに、内部統制システム整備計画を当機構で自主的に策定した上で、同計画に基づく個別課題への対応、業務の法令等への準拠確認や業務フロー図の作成、内部統制担当理事との面談や全役職員に向けた内部統制研修の実施など、さまざまな取組を通じて、組織の内部統制推進体制の拡充・強化を図った。

また、これらの対応状況については、コンプライアンス推進委員会を発展改組した、外部有識者を含む内部統制等監視委員会から検証を受ける仕組みを当機構として自主的に作ることで、適切な P D C A サイクルを回すための基盤を整備した。

- 他法人のサイバー攻撃の事例にかんがみ、保有する個人情報の流出等を未然に防止するために必要な多重的な措置として、インターネットアクセス時のプロキシ認証や業務ネットワークのインターネットからの遮断を、当機構で自主的に判断し導入した。また、内部者による情報持ち出しへの対策など、情報セキュリティレベルの向上に向け、予定していた各種取組を年度内に完了しており、そのレベルを確保するために研修や監査といった取組も実施した。

また、マイナンバー制度の導入に係る規程等の整備や情報漏洩を防止するための委託先での「個人情報の保護に関する確認」を実施するなど、情報セキュリティに関する体制を整備した。

■課題と対応

—

■主要な業務実績

(1) 業務の実施体制の見直しと組織の縮減について

① 業務実施体制の見直しについて

ア. 承継業務については、本中期計画期間中に正常債権以外の債権の残高を 100 億円以下にするという目標の達成に向けて順調に業務が進んでいることや、今年度内に財政融資資金借入金等の償還を終えたことなどから、事業管理部財務資金課を本年度をもって廃止し、債権管理課と統合することを決定した。

イ. 引き続き、債権回収、債権管理の業務の実施状況等を踏まえつつ、事業管理部の他部門への統合を含めた縮減等の検討を進めている。

② 事務処理の効率化について

ア. 組織運営の効率化を進める観点から、今年度は新経理システムの構築を終え、28年4月から稼働させたほか、出退勤システムへの時間外勤務管理機能の追加により機構内各部署で一定の業務量となっていた総務・人事関連業務の効率化を図った。

イ. 働きやすい職場の実現、機構のミッションを効率的に達成できる組織の実現を目指して、今年度は時間外労働時間の1割削減を目標に、各種取組を展開し、時間外労働時間の対前年度比17.6%削減を達成した。特に時間外労働が逡増していた総務部門においては、現状分析、原因を究明した上で、年末調整事務のアウトソーシングを実現するなど、定例的業務量の圧縮を進めた。また、平成28年度からの旅費システムの導入に向けた検討を進めた。

ウ. 資金運用を主管する経理部会計課と各種基金を管理する事業部門との情報共有の詳細化及びルーチン化を進め、金利の低下が急速に進行する環境下において、会計課主導で将来予測を含めた資金運用の在り方を整理するなど、効率的・機動的な資金運用の確保に努めた。

(2) 内部統制の強化

① 内部統制の推進に関する取組

当機構においては、平成23年3月に内部統制基本方針を定め、内部統制を有効に機能させるための仕組みを整備するとともに、適切な運用を図ってきたが、平成26年に独立行政法人通則法が改正され、総務省から「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」が示されたことなどから、平成27年度を内部統制再構築の年と位置づけ、各種取組を展開した。

ア. 内部統制基本方針を改正し、内部統制強化の目的が、当機構の役職員の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人環境再生保全機構法その他の関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していくことにあることを明確にした。

イ. 内部統制システムの整備を確実にを行うため、理事長を委員長とする内部統制推進委員会を新たに設置するとともに、「内部統制システムの整備に関する計画」を毎年度策定し、PDCAサイクルにより、自律的かつ継続的に内部統制の推進に取り組んでいく体制を整備した。

（資料編 P87_共通 1 内部統制の推進に関する組織体制（新体制 H27.9～））

ウ. 27年度内部統制システム整備計画については、同計画に沿って、業務方法書に記載された内部規程等の整備を進めるとともに、情報セキュリティ対策の強化、マイナンバー導入への対応等といった重要課題への各種対応を迅速かつ適切に行った。また、コンプライアンスやリスク管理に係る取組の根幹となる、各部業務の法令等への準拠確認と主要業務

の業務フロー図を作成することで、内部統制上の課題やリスクの洗い出しを行った上で、各部における内部統制の現状と問題点・課題を抽出するため、内部統制担当理事が各部の部課長全員と約3週間にわたって個別面談（1月）を実施し、その面談結果をもとに、今後整備すべき事項を整理し、平成28年度内部統制システム整備計画の策定準備を進めた。

エ. 役職員一人ひとりの内部統制に対する意識の向上を図る目的で、非常勤職員を含む全役職員向けの内部統制研修（10月）やコンプライアンス研修（3月）等を実施するとともに、若年層の職員（5～6等級）と中堅層の職員（3～4等級）でグループを作り、そこに理事長が加わって、人材育成をテーマとした意見交換（11月）を2日間にわたって実施した。

オ. 内部統制、コンプライアンス、リスク管理については、従前から内部管理拡充の要として、外部有識者を含むコンプライアンス推進委員会がその取組状況を監視することとしていたが、内部統制の再構築に当たり、同委員会を「内部統制等監視委員会」に発展改組し、同委員会において内部統制の推進状況について検証を受けることを通じて、適切なPDCAサイクルを回すための基盤を整備した。また、機構の業務運営における当面の課題及び内部統制の推進について、理事長と監事との意見交換会を実施（3月）した。

② 情報セキュリティに関する取組

情報セキュリティ対策については、当機構において国民の個人情報を取り扱う業務があることから、従前から拡充、強化に努めてきたが、当年度、他法人でサイバー攻撃による被害が発生したこと等を受け、保有する情報の流出等を未然に防止するために必要な多重的な措置を講じるとともに、万が一、外部からの侵入があった場合に備え、その拡大や活動を阻止、検知するシステム対策の実施を進めた。

ア. サイバー攻撃対策の実施

インターネットアクセス時の認証（プロキシ認証）を導入（10月）し、不審な接続先の自動遮断機能をプロキシ上で稼働させることで、ウイルス感染によるインターネット経由の情報漏洩等のリスクを軽減した。

業務システム及び重要情報を安全に管理する取組方針を情報セキュリティ委員会で決定（7月）し、その方針に基づいて、業務ネットワークをインターネットから遮断するため、インターネットアクセスを業務に必要なものに限定した専用ネットワークを新規構築（3月）した。なお、この間、サイバー攻撃を完全に排除することはできないとの認識の下、標的型攻撃等の不審メール受信時の対策を徹底するため、全職員を対象とした訓練の実施等、情報セキュリティ教育を繰り返し実施した。

また、26年度に引き続き、現行の外部公開サーバーの情報セキュリティレベルを検証するため、外部専門業者による機構ネットワークの脆弱性診断を実施し、「概ね適切なセキュリティ対策が実施されている」との報告を受けた（3月）。

イ. 外部委託業者による情報漏洩の防止等

個人情報の取扱いを含む業務を委託する契約について、情報の漏洩防止の観点から、確認票による委託先での「個人情報の保護に関する実態確認」を実施（12月）するとともに、特に機密性の高い情報を扱う委託先等を選定し、実地検査を行う（2月）ことで、委託先での個人情報の漏洩防止に努めるとともに個人情報の安全な管理を確保した。

ウ. マイナンバー制度導入

マイナンバー制度の導入に備えて、マイナンバーを取り扱う上で必要となる規程等を整備（10月）した。具体的には「機構における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」の策定、個人情報保護管理規程の改正及び安全管理措置を定めた「保有個人情報等実施手順書」を新たに作成した。

また、全職員向けのマイナンバーに関する研修を実施（12月）し、マイナンバー制度の周知徹底を図るとともに職員への給与支払い、外部講師等への謝金支払時のマイナンバーの適正な収集、取扱いを確保するため、個人番号を取り扱う事務に従事する者（事務取扱担当者）向けの研修を実施（3月）するなど、マイナンバーの適切な管理の徹底を図った。

エ. 情報持ち出し管理の強化

次の施策により、社外への情報持ち出し管理を強化した。

- ・社外への添付ファイル付メール送信の際、自動的に上司に転送される仕組みの導入
- ・社外ウェブ上のアップロードの禁止設定
- ・外部媒体管理（機構支給品以外の使用禁止設定、強制暗号化 USB メモリの導入等）

オ. 各部の保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検の実施

保有個人情報の管理及び利用状況点検表により各部において点検を行い（2月）、保有個人情報等の適切な管理の措置について確認を行った。

カ. 情報セキュリティ委員会の開催

次のとおり、情報セキュリティ委員会を必要に応じて随時開催し、情報セキュリティ課題及び対策の共有と検討を実施した。

また、上記ア～オの取組については、情報セキュリティ委員会において検討し、情報セキュリティ体制の強化、適切な情報セキュリティレベルの確保及び個人情報等の情報漏洩防止に向けたシステムの構築に取り組んだ。

| 開催状況 | 主な議題 |
|-------------------|-----------------------------------------|
| 第1回（平成27年4月24日開催） | 平成26年度情報セキュリティ監査報告等 |
| 第2回（平成27年7月3日開催） | 平成27年度情報セキュリティ対策推進計画、マイナンバー（個人番号）対応等 |
| 第3回（平成27年9月15日開催） | 業務ネットワークのインターネット遮断対応、インターネット接続時の認証機能導入等 |

| | |
|-------------------|------------------------------------------|
| 第4回（平成27年11月9日開催） | 委託先における個人情報に関する管理状況の検査等 |
| 第5回（平成28年3月28日開催） | 保有個人情報等実施手順書の改正、保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検結果等 |

③ その他

ア. 役員懇談会の実施

機動的な意思決定及び役員間の情報共有を促進するために、26年度に引き続き、理事長、理事、監事その他関係者を集めた役員懇談会を全19回開催した。役員懇談会では、それぞれの課題について担当部署の職員からの報告を踏まえて課題解決のための検討を行い、可能なものから業務等へ反映した。

特に、人事評価制度の再構築についてはテーマとして計3回（9月、12月、1月）取り上げて検討を重ね、28年度からの新制度運用開始につなげた。

イ. 「ERCA 業務継続計画（BCP）」に基づく訓練の実施

災害時の初動体制の強化を図ることを目的として、機構事務所から12km圏内に居住する職員を対象に徒歩による参集訓練を行った（6月）。また、「ERCA 業務継続計画（BCP）」において非常時優先業務として位置付けている石綿健康被害救済給付金の支払業務に関する手続と会計処理の訓練を、災害時に使用可能な機器・設備が限定された状況下を想定して行った（3月）。このほかにも、機構の業務継続状況をホームページで公開するための詳細な実施手順書を作成するなど、訓練等を通じて「ERCA 業務継続計画（BCP）」の実効性の検証を行い、同計画の効果的な見直しにつなげた。

④ 内部統制評価等

ア. 内部監査

平成27年度は、契約手続、会計担当職の事務引継ぎ、旅費の請求手続及び労務管理等に係る監査を実施し、監査結果報告書を理事長に提出するとともに理事会で報告し改善に向けて検討を要する事項等について周知を図った。

イ. 監事監査

監事からは内部統制システムに関し、報告書の提出を受けた。（以下、一部抜粋。）

「内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。」

ウ. 保有個人情報の管理及び利用状況に関する監査等

各課に配置している個人情報保護管理者を対象に、保有個人情報の管理及び利用状況に関する点検を実施し（2月）、その結果を受け監査を実施した。（3月）

2. 業務運営の効率化

■中期目標

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。

① 一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行うこと。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を各勘定で行うこと。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行うこと。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。

■中期計画

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行う。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4%を上回る削減を各勘定で行う。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行う。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に引き続き努めることとし、以下の取組を推進する。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）第21条の3の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

■平成27年度計画

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（6.5%）を達成すべく所要の削減を見込んだ平成27年度予算を作成し、効率的執行に努める。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（4%）を達成すべく所要の削減を見込んだ

平成 27 年度予算を作成し、効率的執行に努める。

③ 人件費等

機構の給与水準について、引き続き検証を行い、給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、契約手続審査委員会の審査により、入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等の更なる徹底を図る。また、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度作成する「調達等合理化計画」等に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）に付する。

また、契約手続審査委員会等による事前の審査及び契約監視委員会による事後の点検等を受けることにより、随意契約、一者応札等の改善に取り組み、競争性の確保に努める。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

(単位：千円、%)

| 区分 | 平成 26 年度 (中期計画) A | 平成 26 年度 (年度計画) | | 平成 27 年度 (年度計画) | | 前年度 増減 C - B | |
|----|-------------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-----------------|
| | | B | 中期計画比 (B/A) | C | 中期計画比 (C/A) | | |
| 共通 | 420,955 | 計画予算 | 434,003 | 3.1 | 414,030 | ▲1.6 | ▲19,973 |
| | | 実績 | (86.5) 375,572 | ▲10.8 | (97.9) 405,422 | ▲3.7 | (7.9) 29,850 |

(注 1) B・C 欄の上段 () 書きは計画予算に対する執行率である。

(注 2) B 欄の計画予算額は、経費の配賦率を見直した影響により A 欄の数字を上回っている。

(単位：千円、%)

| 区分 | 平成26年度 (中期計画) A | 平成26年度 (年度計画) | | 平成27年度 (年度計画) | | 前年度 増減 C-B | |
|------|-----------------------|------------------|---------------------|------------------|---------------------|------------------|-------------------|
| | | B | 中期計画比 (B/A) | C | 中期計画比 (C/A) | | |
| 公健勘定 | 315,853 | 計画予算 | 315,853 | 0.0 | 312,631 | ▲1.0 | ▲3,222 |
| | | 実績 | (79.5) 251,190 | ▲20.5 | (91.4) 285,813 | ▲9.5 | (13.8) 34,623 |
| 石綿勘定 | 249,778 | 計画予算 | 249,778 | 0.0 | 296,669 | 18.8 | 46,891 |
| | | 実績 | (74.9) 187,025 | ▲25.1 | (87.6) 259,764 | 4.0 | (38.9) 72,739 |
| 基金勘定 | 820,901 | 計画予算 | 820,901 | 0.0 | 810,660 | ▲1.2 | ▲10,241 |
| | | 実績 | (88.7) 728,384 | ▲11.3 | (93.2) 755,793 | ▲7.9 | (3.8) 27,409 |
| 承継勘定 | 132,178 | 計画予算 | 132,178 | 0.0 | 119,281 | ▲9.8 | ▲12,897 |
| | | 実績 | (58.7) 77,560 | ▲41.3 | (87.0) 103,800 | ▲21.5 | (33.8) 26,240 |
| 合計 | 1,518,710 | 計画予算 | 1,518,710 | 0.0 | 1,539,241 | 1.4 | 20,531 |
| | | 実績 | (81.9) 1,244,159 | ▲18.1 | (91.3) 1,405,170 | ▲7.5 | (12.9) 161,012 |

(注) B・C欄の上段()書きは計画予算に対する執行率である。

(資料編 P88_共通2 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係)

(2) 人件費等

<ラスパイレス指数推移(平成21~27年度)>

| 項目 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----------------|
| ラスパイレス指数 (対国家公務員指数) | 112.1 | 112.8 | 108.5 | 108.3 | 106.4 | 108.0 | 110.7 (見込み) |

(3) 随意契約等の見直し

① 調達等合理化計画の実施状況

(単位：件、百万円)

| | 平成 26 年度 | | 平成 27 年度 | | 比較増△減 | |
|-------------------|---------------|----------------|---------------|----------------|------------------|------------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | (77.5%) 62 | (65.3%) 512 | (86.5%) 45 | (52.9%) 330 | (△27.4%) △ 17 | (△35.5%) △182 |
| 企画競争・公募 | (22.5%) 18 | (34.7%) 272 | (7.7%) 4 | (29.8%) 186 | (△77.8%) △ 14 | (△31.6%) △ 86 |
| 競争性のある 契約 (小計) | (100%) 80 | (100%) 784 | (94.2%) 49 | (82.7%) 516 | (△38.8%) △ 31 | (△34.2%) △268 |
| 競争性のない 随意契約 | (-%) 0 | (-%) 0 | (5.8%) 3 | (17.3%) 109 | (-%) 3 | (-%) 109 |
| 合 計 | (100%) 80 | (100%) 784 | (100%) 52 | (100%) 625 | (△35%) △ 28 | (△20.3%) △159 |

② 一者応札・応募の状況

(単位：件、百万円)

| | | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 比較増△減 |
|-------|----|-------------|------------|----------------|
| 2 者以上 | 件数 | 75 (93.7%) | 49 (100%) | △26 (△34.67%) |
| | 金額 | 738 (94.1%) | 516 (100%) | △222 (△30.08%) |
| 1 者以下 | 件数 | 5 (6.3%) | 0 (-%) | △5 (-%) |
| | 金額 | 46 (5.9%) | 0 (-%) | △46 (-%) |
| 合 計 | 件数 | 80 (100%) | 49 (100%) | △31 (△38.75%) |
| | 金額 | 784 (100%) | 516 (100%) | △268 (△34.18%) |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

・経費の効率化・削減等

- ① 一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。
- ② 業務経費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。
- ③ 給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取組状況について公表が行われているか。

・随意契約等の見直し

入札及び契約手続きにおける透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。

■ 評価と根拠

< 自己評価 >

B

< 根拠 >

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

(1) 一般管理費及び業務経費の効率化・削減

① 一般管理費

一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 27 年度予算を作成し、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努め、平成 27 年度実績額は第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲3.7%の水準を達成した。

② 業務経費

業務経費については、各業務の対象経費（石綿健康被害救済関係経費を除く）について中期計画の削減目標を達成すべく所要の額を見込んだ平成 27 年度予算を作成し、公健勘定における汚染負荷量賦課金の徴収等に必要な業務経費及び各勘定の管理諸費それぞれについて業務の効率化に努め、目標を上回る削減を達成した。また、石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費について、広報経費を拡充する平成 27 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。この結果、業務経費の平成 27 年度実績額は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲7.5%の水準を達成した。

③ 人件費

平成 26 年度ラスパイレス指数は、前年度から 1.6 ポイント上回る水準となっているが、当機構の比較対象職員は例年 80～90 人程度と比較的少数である中、国からの管理職ポストへの出向者の異動等指数対象職員の変動が増減の大きな要因の一つとなっている。

(2) 随意契約等の見直し

① 契約に係る競争の推進

平成 27 年度に締結した契約において、サイバー攻撃に備えた情報セキュリティ対策の強化のための契約等、緊急性、秘匿性のため随意契約とした 3 件を除いては、競争性のある契約（規格競争・公募を含む）に付した。また、一者応札・応募の発生は無く、類似業務に係る集約化を進めることにより、コストの縮減等を図った。

競争性のない随意契約、一者応札・応募の改善を目的とした人材育成等のため、「契約事務マニュアル」等を整備するとともに、契約に係る研修を実施した。

② 調達に関するガバナンスの徹底

ア. 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約によることができる事由について、会計規程等においてより明確化を図った。また、平成 27 年度に新たに発生した 3 件の随意契約については、契約手続審査委員会に

において、会計規程に規定された「随意契約によることができる事由」との整合性等を十分に審査、契約監視委員会委員への事前説明と承認を得た上で、調達を行った。

イ. 契約に係る審査体制の活用

(ア) 機構内における審査体制

契約手続審査委員会により、52 案件の審査及び契約手続等の統一的なルール等について適切に審査を行った。

(イ) 契約監視委員会による審査

平成 27 年 4 月に委員会を開催し点検を受けたが、指摘はなかった。

平成 27 年度に発生した公募 2 件について、各委員に報告し、また、新規の随意契約 3 件について各委員へ適切に報告した。

ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組

不祥事の発生の未然防止等のため、会計規程等の改正を実施した。また、階層に応じた契約事務研修を行うとともに、契約事務を含むコンプライアンス遵守に関する研修も実施した。

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組

新経理システムの開発に併せて、給与等の支払義務が確定している経費について手続きの簡素化を図るなどの業務改善を行った。

■課題と対応

(1) 経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。人件費等については引き続き、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。

(2) 随意契約等の見直し

今後も引き続き、契約に係るルール等の適切な策定に努め、契約監視委員会及び契約手続審査委員会を適切に開催するとともに、新たに作成した調達等合理化計画の下で P D C A を行い、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。

■主要な業務実績

(1) 経費の効率化・削減等

① 一般管理費の効率化・削減

一般管理費（平成 27 年度計画予算額→平成 27 年度実績額）：▲9 百万円

（414 百万円→405 百万円）

一般管理費（人件費を除く。）については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 27 年度予算（414 百万円）を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めるとともに、平成 27 年度の喫緊の課

題であったサイバー攻撃に備えた情報セキュリティ対策の強化を行うなどの取組を行った上で、平成 27 年度実績額（405 百万円）は第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲3.7%の水準を達成した。なお、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 27 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費の効率化・削減

業務経費（平成 27 年度計画予算額→平成 27 年度実績額）：▲134 百万円

（1,539 百万円→1,405 百万円）

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく所要の額を見込んだ平成 27 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

また、石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、制度発足から 10 年目を迎える平成 27 年度において、未だ救済されていない救済制度の対象者を救済すべく、より効果的な制度周知を実施するため、広報経費を拡充（平成 26 年度予算 92 百万円→平成 27 年度予算 170 百万円）する平成 27 年度予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

この結果、業務経費の平成 27 年度実績額（1,405 百万円）は、第三期中期目標の初年度（平成 26 年度）比で▲7.5%の水準を達成した。

なお、業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、平成 27 年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

③ 人件費等

平成 26 年度の検証結果や取組状況、国家公務員の給与水準と比較したラスパイレス指数に関する資料をホームページ上で公表した。（平成 27 年 6 月）

なお、平成 26 年度のラスパイレス指数は、対国家公務員指数 108.0（地域・学歴勘案 107.4）と出向職員数を反映して微増となった。また、平成 27 年人事院勧告を踏まえ、職員給与の改定等を行った。

（2）随意契約等の見直し

① 契約に係る競争の推進

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画（以下「調達等合理化計画」という。）を策定した。平成 27 年度調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析し

た上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。

ア. 契約に係る競争の推進

平成 27 年度は契約件数 52 件、契約金額 625 百万円の契約を行ったが、サイバー攻撃に備えた情報セキュリティ対策の強化のための契約等、緊急性、秘匿性のため随意契約とした 3 件、109 百万円の契約を除いては、競争性のある契約（企画競争・公募を含む）に付した。

イ. 一者応札・応募に関する改善

前年度に一者応札・応募が 5 件発生したこと等を受け、平成 27 年度は下記取組を実施し、一者応札・応募の発生はなかった。

(ア) 公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保。

(イ) 調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図る。(メールマガジン登録者数：平成 27 年 6 月 79 者→平成 28 年 4 月 108 者)

(ウ) 契約の発注に当たっての適切な地域要件等の設定。

ウ. 類似業務に係る調達の集約化

コストの縮減及び事務効率化を推進していく観点から、平成 27 年度は下記取組を実施し、約 20%の節減を達成した。

(ア) 類似業務の発生が見込まれる場合は、可能な限り調達業務を集約化。

(イ) 可能な範囲で調達時期の調整を行い、まとめて調達を実施。

[27 年度の集約化実績]

- ・ 年間を通じて配布している印刷量の多いパンフレットの印刷業務について、年間 2 回の実施から年間 1 回に集約（節減率 36%）。

- ・ 労働者派遣契約による業務補助者の確保について共同実施（節減率 12%）。

(注) () 内は調達を集約化した場合としなかった場合との経費の節減率

② 調達に関するガバナンスの徹底

ア. 随意契約に関する内部統制の確立

(ア) 随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化

内部統制強化のための業務方法書の変更に伴い、総務省の指針「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日総務省行政管理局長通達）の趣旨を受けて、会計規程等で定めていた随意契約によることができる事由に係る規程の整備を行い、より明確化を図った。

(イ) 該当事案に係る審査の厳格化

新たに随意契約を締結することとなる案件については、当機構内に設置された契約手続審査委員会（平成 25 年度設置、総括責任者は経理部担当理事）に事前に全件を報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けることとした。平成 27 年度に新

たに発生した3件の随意契約については、契約手続審査委員会において、会計規程に規定された「随意契約によることができる事由」との整合性等を十分に審査、契約監視委員会委員への事前説明と承認を得た上で、調達を行った。

イ. 契約に係る審査体制の活用

(ア) 機構内における審査体制

a. 契約手続審査委員会による審査

平成25年度に設置した契約手続審査委員会及び分科会(以下「委員会等」という。)において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。委員会等は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、委員会29回、分科会16回を開催し、52案件の審査及び契約手続等の統一的なルール等の策定を行った。

【策定した主なルール等】

- ・総合評価方式を実施する場合は基礎点項目と加点項目を区分し、加点を行う際の基準を明確にして評価を行う
- ・資格審査通知書の提出の要旨、提出時期を明確にする

b. その他の審査等

・少額随契案件の審査

少額随契等(委員会等の審査対象外)は、昨年度に引き続き経理部において全件審査を実施した。

・予定価格の設定

予定価格の設定に当たっては、「予定価格算定にあたっての留意点について」(平成25年8月1日付契約担当職(取決め))等に基づき対応しているところであるが、予定価格の設定状況及び入札額の動向を継続的に検証できるように契約手続審査委員会において入札率のデータ収集を行った。

・100万円以上の予定価格の設定

100万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、経理担当理事の審査を実施している。

・100万円以上の契約

毎月理事会に報告し点検のうえ、ホームページで公表した。

(イ) 契約監視委員会による審査

平成27年4月に開催した契約監視委員会において、平成26年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況について、事後評価を受けたが、意見はなかった。また、機構の契約の全体像について説明し、今後も引き続き適切に管理していくことを報告した。なお、平成27年度に発生した公募2件、新規の随意契約3件については、各委員に事前説明を行い、承認を得た上で調達を行った。

ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組

(ア) 規程の整備

業務方法書の改正を受け「入札不調により中期計画等の達成が困難となる場合の対応」、「談合情報がある場合の緊急対応」について独立行政法人環境再生保全機構会計規程、会計規程実施細則、契約事務取扱細則、及び契約手続審査委員会の設置に関する達の改正を実施した。

個人情報管理規定を改正し、個人情報を取扱う業務を外部へ委託する場合の委託業者に年1回以上の検査を実施し、取扱が適正に行われているかを確認した。

(イ) 研修等の実施

当機構では、調達に関する契約手続事務マニュアルを作成しており、必要に応じて改訂を行っている。また、初任者から経験者まで、階層に応じた契約事務研修を行うとともに、契約事務を含むコンプライアンス遵守に関する研修も実施している。

平成27年度も、契約手続事務マニュアルについては、他法人における不祥事の事例を踏まえて改訂を行うとともに、研修についても契約事務を含むコンプライアンス遵守に関する事例を取り上げて、階層別に研修を実施するなど、調達担当職員のスキルアップを図る。

- ③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第21条の3の趣旨を踏まえた対応
当機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めており、平成27年度においては、「平成27年度海外派遣研修の企画・運営業務」の1件及び昨年からの複数
年契約として「スタッフ向け環境NGO・NPOレベルアップ実践研修（各地域別）」8件がNPO等との契約となっている。

(資料編 P89_共通 3-① 平成27年度環境再生保全機構の契約の現状)

(資料編 P91_共通 3-② 平成27年度契約に関する取組状況)

(資料編 P94_共通 4 契約監視委員会等の概要について)

(資料編 P96_共通 5 平成27年度独立行政法人環境再生保全機構調達等合理化計画)

(資料編 P99_共通 6 一者応札（応募）改善方策)

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組

- ① 決算の合理化や独立行政法人会計基準改正への対応を行うため、プロジェクト管理等の分析機能や共通経費の自動配賦などの経理システムの再構築作業を実施し、平成28年度から本格稼働させることとした。

これに併せて更なる業務の効率化に資するため、新経理システムの機能を利用して給与等の支払義務が確定している経費等について支払手続きを簡素化することとし、会計規程等の改正を行った。

- ② 予算の配分、見直し等について、各種の評価結果等を踏まえて行うことをルール化するため会計規程等の改正を行った。

3. 業務における環境配慮

■中期目標

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。

- (1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。
- (2) 温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実にを行うこと。

■中期計画

温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。

また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。

■平成 27 年度計画

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施する。

また、平成 26 年度の事業活動に係る環境配慮等の状況に関し、環境報告書を作成し、公表する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

（平成十六年法律第七十七号）第 9 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要な経年データ | | | | | | | | |
|------------------------|---------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------|------|------|------|-----------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 温室効果ガス排出量 (温室効果ガス量) | 18年度比で35%削減(25年度実績) | 18年度比(25年度比) | ▲44.2% (確定値) ※▲41.4% は平成26年度業務実績報告書掲載の暫定値に基づく。 (▲16.4%) | ▲49.5% (確定値) (▲28.7%) | | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

年度計画に対して十分な取組がなされているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 環境報告書2015では業務実施に付随する環境配慮の記載にとどまらず、人材育成、ダイバーシティ、社会貢献活動の推進などの取組を幅広く取り上げ、機構の事業を効果的に伝える広報ツールとして活用した。

- 社会貢献活動の推進体制の整備については、CSR・環境配慮推進実行委員会を立ち上げ、地元川崎における活動を中心に地域に根ざした積極的な取組を推進した。
- 業務における環境配慮については、温室効果ガス排出削減等のための実施計画の改正や環境配慮実行計画の策定、環境物品等の調達を推進を図るための方針の策定、電気使用量や用紙削減に向けた各種取組を行った。特に当年度までに照明のLED化を完了したほか、用紙削減については、目標達成に向け使用実態の把握等に努めている。

■課題と対応

—

■主要な業務実績

(1) 環境報告書の作成、公表

機構の事業活動そのものがより良い環境の創出に寄与するものであることを踏まえ、業務の実施に付随する環境配慮の記載にとどまらず、広報ツールとしての活用を念頭に、「人材育成」を横串として機構の各種事業における取組を取り上げ紹介した。

機構の各種事業を支えていただいている方々を対象とする取組として、環境保全活動を牽引するNPO・NGOの若手プロジェクトリーダーを育成する取組、国際環境協力を担う人材を育成する取組、地域や医療機関においてぜん息・COPD患者をサポートする保健指導従事者、呼吸リハビリテーション指導従事者及び患者教育スタッフ等を養成する取組を取り上げた。

また、機構内部の人材育成として、平成26年度に策定した環境施策のエキスパート育成を目指したERCA研修計画、ダイバーシティへの対応及び職員の社会貢献活動を推進する取組を取り上げた。

さらに、職員の通勤や機構の業務活動に伴う二酸化炭素排出量を算出した。

以上の内容からなる「環境報告書2015—環境の未来を拓く人材の育成—」を作成し、ホームページに公表(9月)するとともに、関係機関等に配付した(10月、約3,500部)。



『環境報告書2015』

★社会貢献活動の推進体制の整備★

機構全体で職員による社会貢献活動を推進するため、CSR・環境配慮推進実行委員会を立ち上げ（9月）、①職員個人による自発的なボランティア活動、②職員の業務専門性を活かした社会貢献、③社会的ニーズに対応した社会貢献を柱とする地域に根差した取組の推進に着手し、地元川崎との関係構築に取り組んだ。

・非常食の寄付（6月）

防災備蓄品の入れ替えに伴う賞味期限前の非常食を寄付。

・CSR基礎研修会の開催（10月）

CSR活動の普及と推進に取り組むNPO法人の代表を講師とする研修。実行委員及び希望者計15名が参加。

・ミューザ川崎おそうじイベントへの参加（11月）

事務所周辺の清掃活動への参加

・「2015川崎国際多摩川マラソン」の運営ボランティア（11月）

職員8名が運営ボランティアに参加。

・公害健康被害補償予防制度に関する出前講座（11月）

川崎生涯学習財団とNPO法人かわさき市民アカデミーが協働して運営する川崎市民アカデミーにおいて、身近な環境とみどりをテーマとするワークショップの講師を職員が担当（11月）

・川崎市内NPO交流会への参加（1月）

地元川崎のCSR活動団体等との交流

・古着 de ワクチン開催（3月）

役職員に、不要となった古着の提供を求め、回収した古着を寄付

・多摩川駅伝運営ボランティア（3月）

職員個人の自発的なボランティア活動場として情報提供・参加

（2）業務における環境配慮

- ① 温室効果ガスの排出抑制のため平成20年度に策定した「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を改定し、平成27年度から平成30年度までの第3期中期計画期間中、温室効果ガス排出量について平成25年度実績値（18年度比-35%）をさらに下回ることを目標として削減に努めた結果、平成27年度は平成18年度比49.5%の削減を達成した。なお、パリ協定以降、政府レベルの地球温暖化対策に関する新たな計画が定められており、平成28年度には抜本的な計画の見直しを実施する予定である。

（資料編 P101_共通 7 独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画）

- ② 平成27年度の環境配慮のための実行計画を定め、同計画に基づき、年に2回全役職員を対象に自己点検を実施した。

（資料編 P106_共通 8 平成27年度環境配慮のための実行計画）

③ 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、平成 27 年度の環境物品等の調達の推進を図るための方針を定め、同計画に目標設定を行った品目について 100% の調達を達成した。

④ 入居ビル専有部分の OA 機器、照明等の電気使用量を対象とし、昨年度に引き続き以下の項目に留意し電気使用量の削減に日常的に取り組んだ。

- ・ 執務室内の照明一部取り外し
- ・ 昼休みや退出時の自主的な部分消灯
- ・ 執務室エリアの照明のゾーン管理
- ・ 離席時の PC モニターの電源オフ

以上のほか、平成 26 年度から推進していた照明の LED 化について、平成 27 年度内に切り替えを完了し、電気使用量の削減に寄与した。

(参考) ※ 平成 27 年度の温室効果ガス量は暫定値

| 年度 | 電気使用量 | 対 18 年度増減比 | 温室効果ガス量 | 対 18 年度増減比 |
|----|-------------|------------|---------------------------|------------|
| 27 | 82,885 Kwh | ▲63.3% | 41,857 Kg-CO ₂ | ▲49.5% |
| 26 | 91,665 Kwh | ▲59.4% | 46,291 Kg-CO ₂ | ▲44.2% |
| 25 | 101,664 Kwh | ▲55.0% | 53,861 Kg-CO ₂ | ▲35.0% |
| 24 | 115,796 Kwh | ▲48.8% | 60,641 Kg-CO ₂ | ▲26.8% |
| 23 | 117,089 Kwh | ▲48.2% | 54,036 Kg-CO ₂ | ▲34.8% |
| 22 | 182,562 Kwh | ▲19.2% | 66,743 Kg-CO ₂ | ▲19.5% |
| 21 | 185,982 Kwh | ▲17.7% | 69,246 Kg-CO ₂ | ▲16.5% |
| 20 | 190,956 Kwh | ▲15.5% | 78,358 Kg-CO ₂ | ▲5.5% |
| 19 | 206,578 Kwh | ▲8.6% | 86,559 Kg-CO ₂ | 4.4% |
| 18 | 225,975 Kwh | | 82,890 Kg-CO ₂ | |

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画

■中期目標

自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

■中期計画

別紙のとおり

毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

■平成 27 年度計画

別紙のとおり

（注）中期計画及び平成 27 年度計画における「別紙」は省略する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・ 計画予算と実績について「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。
- ・ 運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努めた結果、国から財源措置された運営費交付金の縮減が図れた。
- 市場情勢が変化する中、効果的な資金の管理・運用に努めることによって、運用効率を概ね維持することができた（資金運用比率 平成 26 年度：97.66%→平成 27 年度：97.52%）。

また、金利低下が一段と進行する中、事業財源の獲得及び将来的な金利変動に対応した柔軟で効果的な運用を実施した。

■課題と対応

今後も引き続き、一般競争入札の徹底等業務運営の効率化により経費の節減に努め、国から財源措置された運営費交付金の縮減を図っていく。

■主要な業務実績

1. 27年度計画予算と実績（概略）

法人総計としての収入は、計画額約 628 億円に比し実績額約 621 億円と▲7 億円(▲1.2%)の減少となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 646 億円に比し実績額約 596 億円と▲50 億円(▲7.7%)の減少となった。

各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。

【法人総計】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|--------|--------|--------|
| 収入 | 62,808 | 62,072 | ▲735 |
| 支出 | 64,554 | 59,568 | ▲4,987 |

【公害健康被害補償予防業務勘定】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|--------|--------|--------|
| 収入 | 45,015 | 42,426 | ▲2,589 |
| 支出 | 45,173 | 42,315 | ▲2,858 |

収入のうち、賦課金等の業務収入が納付金の減少等に伴い予算に比し計画を下回ったため▲2,589 百万円の減少となった。

支出については、公害健康被害補償予防業務経費における認定患者数が予算に比し計画を下回ったため▲2,858 百万円の減少となった。

【石綿健康被害救済業務勘定】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|-------|-------|--------|
| 収入 | 5,203 | 5,127 | ▲77 |
| 支出 | 5,129 | 4,042 | ▲1,087 |

収入は、石綿健康被害救済基金の運用による利息収入等が 64 百万円増加したものの、政府交付金（厚生労働省）が▲155 百万円予定を下回ったことにより、▲77 百万円の減少となった。

支出については、患者等に対する救済給付費が計画に比し少なかったこと等から、▲1,087 百万円の減少となった。

【基金勘定】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|-------|-------|--------|
| 収入 | 2,803 | 2,811 | 8 |
| 支出 | 4,466 | 3,464 | ▲1,002 |

収入は、都道府県補助金収入で▲49百万円計画を下回ったものの、運用収入等の増加により計画に比し8百万円の増加となった。

支出については、PCB廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため、▲1,002百万円の減少となっている。

【承継勘定】

(単位：百万円)

| 事項 | 計画予算 | 実績 | 差額 |
|----|-------|--------|-------|
| 収入 | 9,786 | 11,708 | 1,922 |
| 支出 | 9,786 | 9,747 | ▲39 |

収入は、業務収入(事業資産の譲渡収入及び貸付回収金)等が計画に比し5,585百万円予定を上回った一方で、業務収入の増加により資金調達が必要となり▲3,700百万円減少したこと等から、1,922百万円の増加となった。

支出については、サービサー委託に伴う債権回収委託費が予定を下回ったこと等による。

平成 27 年度の計画額及び実績額

(1) 予算

| | |
|------------------|------|
| ① 総計 | 別表－1 |
| ② 公害健康被害補償予防業務勘定 | 別表－2 |
| ③ 石綿健康被害救済業務勘定 | 別表－3 |
| ④ 基金勘定 | 別表－4 |
| ⑤ 承継勘定 | 別表－5 |

(2) 収支計画

| | |
|------------------|-------|
| ⑥ 総計 | 別表－6 |
| ⑦ 公害健康被害補償予防業務勘定 | 別表－7 |
| ⑧ 石綿健康被害救済業務勘定 | 別表－8 |
| ⑨ 基金勘定 | 別表－9 |
| ⑩ 承継勘定 | 別表－10 |

(3) 資金計画

| | |
|------------------|-------|
| ⑪ 総計 | 別表－11 |
| ⑫ 公害健康被害補償予防業務勘定 | 別表－12 |
| ⑬ 石綿健康被害救済業務勘定 | 別表－13 |
| ⑭ 基金勘定 | 別表－14 |
| ⑮ 承継勘定 | 別表－15 |

平成27年度計画予算(総計)

(単位:百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|----------------|--------|--------|---------|
| [収入] | | | |
| 運営費交付金 | 1,686 | 1,686 | - |
| 国庫補助金 | 942 | 938 | △ 4 |
| その他の政府交付金 | 12,142 | 11,985 | △ 157 |
| 都道府県補助金 | 700 | 651 | △ 49 |
| 長期借入金 | 3,700 | - | △ 3,700 |
| 業務収入 | 42,275 | 45,267 | 2,992 |
| 受託収入 | 4 | 4 | △ 0 |
| 運用収入 | 1,153 | 1,204 | 51 |
| その他収入 | 205 | 336 | 131 |
| 計 | 62,808 | 62,072 | △ 735 |
| [支出] | | | |
| 業務経費 | 54,496 | 49,538 | △ 4,958 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 44,903 | 42,035 | △ 2,868 |
| うち人件費 | 349 | 310 | △ 39 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 4,844 | 3,774 | △ 1,070 |
| うち人件費 | 297 | 244 | △ 53 |
| 基金業務経費 | 4,325 | 3,324 | △ 1,001 |
| うち人件費 | 139 | 122 | △ 17 |
| 承継業務経費 | 424 | 404 | △ 20 |
| うち人件費 | 234 | 225 | △ 9 |
| 受託経費 | 4 | 4 | △ 0 |
| 借入金等償還 | 9,185 | 9,185 | - |
| 支払利息 | 53 | 49 | △ 3 |
| 一般管理費 | 817 | 792 | △ 25 |
| うち人件費 | 403 | 387 | △ 16 |
| 計 | 64,554 | 59,568 | △ 4,987 |

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

| 区分 | 補償事業 | | | 予防事業 | | | 合計金額 | | |
|----------------|--------|--------|---------|-------|-----|------|--------|--------|---------|
| | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
| [収入] | | | | | | | | | |
| 運営費交付金 | 326 | 326 | - | - | - | - | 326 | 326 | - |
| 国庫補助金 | 42 | 38 | △ 4 | 200 | 200 | - | 242 | 238 | △ 4 |
| その他の政府交付金 | 8,052 | 8,050 | △ 2 | - | - | - | 8,052 | 8,050 | △ 2 |
| 業務収入 | 35,700 | 33,093 | △ 2,607 | - | - | - | 35,700 | 33,093 | △ 2,607 |
| 運用収入 | - | - | - | 686 | 699 | 13 | 686 | 699 | 13 |
| その他収入 | 8 | 19 | 11 | 1 | 1 | 0 | 9 | 20 | 11 |
| 計 | 44,128 | 41,526 | △ 2,602 | 887 | 900 | 13 | 45,015 | 42,426 | △ 2,589 |
| [支出] | | | | | | | | | |
| 業務経費 | 43,978 | 41,189 | △ 2,789 | 925 | 846 | △ 79 | 44,903 | 42,035 | △ 2,868 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 43,978 | 41,189 | △ 2,789 | 925 | 846 | △ 79 | 44,903 | 42,035 | △ 2,868 |
| うち人件費 | 198 | 173 | △ 25 | 151 | 137 | △ 14 | 349 | 310 | △ 39 |
| 一般管理費 | 142 | 146 | 4 | 128 | 134 | 6 | 270 | 280 | 10 |
| うち人件費 | 71 | 74 | 3 | 63 | 68 | 5 | 135 | 143 | 8 |
| 計 | 44,120 | 41,335 | △ 2,785 | 1,053 | 980 | △ 73 | 45,173 | 42,315 | △ 2,858 |

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|--------------|---------|---------|----------|
| [収入] | | | |
| その他の政府交付金 | 4,090 | 3,935 | △ 155 |
| 業務収入 | 1,035 | 1,049 | 14 |
| 受託収入 | 4 | 4 | △ 0 |
| その他収入 | 74 | 138 | 64 |
| 計 | 5,203 | 5,127 | △ 77 |
| [支出] | | | |
| 業務経費 | 4,844 | 3,774 | △ 1,070 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 4,844 | 3,774 | △ 1,070 |
| うち人件費 | (297) | (244) | (△ 53) |
| 受託経費 | 4 | 4 | △ 0 |
| 一般管理費 | 281 | 263 | △ 18 |
| うち人件費 | (136) | (124) | (△ 12) |
| 計 | 5,129 | 4,042 | △ 1,087 |

別表-4

(基金勘定)

(単位:百万円)

| 区分 | 地球基金事業 | | | PCB基金事業 | | | 維持管理事業 | | | 合計金額 | | |
|---------|--------|-------|------|---------|-------|-------|--------|-----|------|-------|-------|---------|
| | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
| 収入 | | | | | | | | | | | | |
| 運営費交付金 | 805 | 805 | - | 45 | 45 | - | 21 | 21 | - | 871 | 871 | - |
| 国庫補助金 | - | - | - | 700 | 700 | - | - | - | - | 700 | 700 | - |
| 都道府県補助金 | - | - | - | 700 | 651 | △ 49 | - | - | - | 700 | 651 | △ 49 |
| 運用収入 | 201 | 212 | 10 | - | - | - | 266 | 294 | 28 | 467 | 505 | 38 |
| その他収入 | 10 | 19 | 9 | 55 | 65 | 10 | - | 0 | 0 | 65 | 83 | 18 |
| 計 | 1,016 | 1,035 | 19 | 1,500 | 1,461 | △ 39 | 287 | 315 | 28 | 2,803 | 2,811 | 8 |
| 支出 | | | | | | | | | | | | |
| 業務経費 | 922 | 859 | △ 63 | 3,124 | 2,259 | △ 865 | 278 | 206 | △ 73 | 4,325 | 3,324 | △ 1,001 |
| 基金業務経費 | 922 | 859 | △ 63 | 3,124 | 2,259 | △ 865 | 278 | 206 | △ 73 | 4,325 | 3,324 | △ 1,001 |
| うち人件費 | 110 | 99 | △ 11 | 21 | 17 | △ 4 | 8 | 6 | △ 2 | 139 | 122 | △ 17 |
| 一般管理費 | 111 | 113 | 2 | 21 | 20 | △ 2 | 8 | 7 | △ 1 | 141 | 140 | △ 1 |
| うち人件費 | 55 | 56 | 0 | 11 | 10 | △ 1 | 4 | 3 | △ 1 | 70 | 69 | △ 1 |
| 計 | 1,034 | 972 | △ 62 | 3,145 | 2,279 | △ 866 | 287 | 213 | △ 74 | 4,466 | 3,464 | △ 1,002 |

別表-5

(承継勘定)

(単位:百万円)

| 区分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|--------|-------|--------|---------|
| [収入] | | | |
| 運営費交付金 | 489 | 489 | - |
| 長期借入金 | 3,700 | - | △ 3,700 |
| 業務収入 | 5,540 | 11,125 | 5,585 |
| その他収入 | 57 | 94 | 38 |
| 計 | 9,786 | 11,708 | 1,922 |
| [支出] | | | |
| 業務経費 | 424 | 404 | △ 20 |
| 承継業務経費 | 424 | 404 | △ 20 |
| うち人件費 | 234 | 225 | △ 9 |
| 借入金等償還 | 9,185 | 9,185 | - |
| 支払利息 | 53 | 49 | △ 3 |
| 一般管理費 | 125 | 109 | △ 16 |
| うち人件費 | 62 | 52 | △ 11 |
| 計 | 9,786 | 9,747 | △ 39 |

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

別表-6

平成27年度収支計画(総計)

(単位:百万円)

| 区 分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|----------------------|--------|--------|---------|
| 費用の部 | 59,995 | 59,957 | △ 38 |
| 経常費用 | 59,995 | 59,957 | △ 38 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 44,905 | 42,013 | △ 2,892 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 4,844 | 3,774 | △ 1,069 |
| 基金業務経費 | 4,313 | 3,426 | △ 887 |
| 承継業務経費 | 4,663 | 9,570 | 4,908 |
| 一般管理費 | 1,175 | 1,079 | △ 95 |
| 減価償却費 | 38 | 42 | 4 |
| 受託業務費 | 4 | 4 | △ 0 |
| 財務費用 | 53 | 48 | △ 5 |
| 雑損 | - | 0 | 0 |
| 臨時損失 | - | 0 | 0 |
| 収益の部 | 60,397 | 61,832 | 1,436 |
| 経常収益 | 60,397 | 61,785 | 1,389 |
| 運営費交付金収益 | 1,686 | 1,524 | △ 162 |
| 国庫補助金収益 | 242 | 229 | △ 13 |
| その他の政府交付金収益 | 8,927 | 8,805 | △ 121 |
| 石綿健康被害救済基金預り金取崩益 | 4,250 | 3,270 | △ 980 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益 | 3,100 | 2,240 | △ 860 |
| 受託収入 | 4 | 4 | △ 0 |
| 業務収入 | 40,375 | 42,464 | 2,089 |
| 運用収入 | 1,169 | 1,236 | 67 |
| その他の収益 | 33 | 39 | 6 |
| 財務収益 | 584 | 827 | 242 |
| 雑益 | 25 | 1,146 | 1,121 |
| 臨時利益 | - | 47 | 47 |
| 純利益(△純損失) | 402 | 1,875 | 1,473 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | 165 | 69 | △ 96 |
| 総利益(△総損失) | 568 | 1,945 | 1,377 |

別表-7

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 補償事業 | | | 予防事業 | | | 合計金額 | | |
|-----------------|--------|--------|---------|-------|------|-------|--------|--------|---------|
| | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
| 費用の部 | 44,143 | 41,328 | △ 2,815 | 1,061 | 977 | △ 84 | 45,204 | 42,305 | △ 2,899 |
| 経常費用 | 44,143 | 41,328 | △ 2,815 | 1,061 | 977 | △ 84 | 45,204 | 42,305 | △ 2,899 |
| 公害健康被害補償予防業務経費 | 43,982 | 41,172 | △ 2,810 | 922 | 841 | △ 82 | 44,905 | 42,013 | △ 2,892 |
| 補償業務費 | 43,982 | 41,172 | △ 2,810 | - | - | - | 43,982 | 41,172 | △ 2,810 |
| 予防業務費 | - | - | - | 922 | 841 | △ 82 | 922 | 841 | △ 82 |
| 一般管理費 | 144 | 139 | △ 5 | 131 | 129 | △ 2 | 275 | 268 | △ 7 |
| 減価償却費 | 16 | 17 | 1 | 7 | 8 | 0 | 23 | 24 | 1 |
| 雑損 | - | - | - | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 臨時損失 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 | - | 0 | 0 |
| 収益の部 | 44,146 | 41,324 | △ 2,823 | 896 | 938 | 43 | 45,042 | 42,262 | △ 2,780 |
| 経常収益 | 44,146 | 41,296 | △ 2,850 | 896 | 919 | 23 | 45,042 | 42,215 | △ 2,827 |
| 運営費交付金収益 | 326 | 302 | △ 24 | - | - | - | 326 | 302 | △ 24 |
| 国庫補助金収益 | 42 | 29 | △ 13 | 200 | 200 | - | 242 | 229 | △ 13 |
| その他の政府交付金収益 | 8,052 | 8,047 | △ 5 | - | - | - | 8,052 | 8,047 | △ 5 |
| 業務収入 | 35,709 | 32,890 | △ 2,819 | - | - | - | 35,709 | 32,890 | △ 2,819 |
| 資産見返負債戻入 | 9 | 9 | 0 | 0 | 2 | 2 | 9 | 12 | 3 |
| 運用収入 | - | 10 | 10 | 695 | 716 | 22 | 695 | 726 | 32 |
| 財務収益 | 8 | 0 | △ 7 | 1 | 0 | △ 1 | 9 | 1 | △ 8 |
| 雑益 | - | 7 | 7 | - | - | - | - | 7 | 7 |
| 臨時利益 | - | 27 | 27 | - | 20 | 20 | - | 47 | 47 |
| 純利益(△純損失) | 3 | △ 4 | △ 8 | △ 165 | △ 39 | 126 | △ 162 | △ 43 | 118 |
| 前中期目標期間繰越積立金取崩額 | - | 3 | 3 | 165 | 66 | △ 100 | 165 | 69 | △ 96 |
| 総利益(△総損失) | 3 | △ 1 | △ 4 | 0 | 27 | 26 | 4 | 26 | 22 |

別表-8

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|------------------|-------|-------|---------|
| 費用の部 | 5,138 | 4,042 | △ 1,095 |
| 経常費用 | 5,138 | 4,042 | △ 1,095 |
| 石綿健康被害救済業務経費 | 4,844 | 3,774 | △ 1,069 |
| 受託業務費 | 4 | 4 | △ 0 |
| 一般管理費 | 281 | 255 | △ 27 |
| 減価償却費 | 9 | 9 | 1 |
| 収益の部 | 5,138 | 4,042 | △ 1,095 |
| 経常収益 | 5,138 | 4,042 | △ 1,095 |
| 石綿健康被害救済基金預り金取崩益 | 4,250 | 3,270 | △ 980 |
| 受託収入 | 4 | 4 | △ 0 |
| その他の政府交付金収益 | 875 | 758 | △ 116 |
| 資産見返負債戻入 | 9 | 9 | 1 |
| 純利益 | - | - | - |
| 総利益 | - | - | - |

(基金勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 地球基金事業 | | | PCB基金事業 | | | 維持管理事業 | | | 合計金額 | | |
|----------------------|--------|-----|------|---------|-------|-------|--------|-----|-----|-------|-------|-------|
| | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
| 費用の部 | 1,017 | 971 | △ 46 | 3,146 | 2,278 | △ 867 | 295 | 317 | 21 | 4,458 | 3,565 | △ 893 |
| 經常費用 | 1,017 | 971 | △ 46 | 3,146 | 2,278 | △ 867 | 295 | 317 | 21 | 4,458 | 3,565 | △ 893 |
| 基金業務経費 | 903 | 859 | △ 45 | 3,124 | 2,259 | △ 865 | 286 | 308 | 22 | 4,313 | 3,426 | △ 887 |
| 地球環境基金業務費 | 903 | 859 | △ 45 | - | - | - | - | - | - | 903 | 859 | △ 45 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費 | - | - | - | 3,124 | 2,259 | △ 865 | - | - | - | 3,124 | 2,259 | △ 865 |
| 維持管理積立金業務費 | - | - | - | - | - | - | 286 | 308 | 22 | 286 | 308 | 22 |
| 一般管理費 | 111 | 109 | △ 2 | 21 | 19 | △ 2 | 8 | 7 | △ 2 | 141 | 135 | △ 6 |
| 減価償却費 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 4 | 5 | 1 |
| 収益の部 | 1,017 | 971 | △ 46 | 3,146 | 2,278 | △ 867 | 295 | 317 | 21 | 4,458 | 3,565 | △ 893 |
| 經常収益 | 1,017 | 971 | △ 46 | 3,146 | 2,278 | △ 867 | 295 | 317 | 21 | 4,458 | 3,565 | △ 893 |
| 運営費交付金収益 | 805 | 747 | △ 58 | 45 | 38 | △ 7 | 21 | 16 | △ 5 | 871 | 801 | △ 70 |
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益 | - | - | - | 3,100 | 2,240 | △ 860 | - | - | - | 3,100 | 2,240 | △ 860 |
| 地球環境基金運用収益 | 201 | 211 | 10 | - | - | - | - | - | - | 201 | 211 | 10 |
| 維持管理積立金運用収益 | - | - | - | - | - | - | 273 | 299 | 26 | 273 | 299 | 26 |
| 寄附金収益 | 9 | 10 | 1 | - | - | - | - | - | - | 9 | 10 | 1 |
| 資産見返負債戻入 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 4 | 4 | 1 |
| 純利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 総利益 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |

(承継勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|------------|-------|--------|-------|
| 費用の部 | 5,195 | 10,044 | 4,849 |
| 經常費用 | 5,195 | 10,044 | 4,849 |
| 承継業務費 | 4,663 | 9,570 | 4,908 |
| 一般管理費 | 477 | 422 | △ 55 |
| 減価償却費 | 3 | 3 | 0 |
| 財務費用 | 53 | 48 | △ 5 |
| 収益の部 | 5,759 | 11,963 | 6,204 |
| 經常収益 | 5,759 | 11,963 | 6,204 |
| 運営費交付金収益 | 489 | 421 | △ 69 |
| 事業資産譲渡元金収入 | 4,666 | 9,574 | 4,908 |
| 資産見返負債戻入 | 3 | 3 | 0 |
| 財務収益 | 576 | 826 | 250 |
| 雑益 | 25 | 1,139 | 1,114 |
| 純利益 | 564 | 1,919 | 1,355 |
| 総利益 | 564 | 1,919 | 1,355 |

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

平成27年度資金計画(総計)

(単位:百万円)

| 区 分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 資金支出 | 311,100 | 442,776 | 131,675 |
| 業務活動による支出 | 56,571 | 51,891 | △ 4,680 |
| 投資活動による支出 | 238,337 | 377,390 | 139,053 |
| 財務活動による支出 | 9,188 | 9,188 | 1 |
| 翌年度への繰越金 | 7,005 | 4,306 | △ 2,698 |
| 資金収入 | 311,100 | 442,776 | 131,675 |
| 業務活動による収入 | 63,915 | 70,535 | 6,620 |
| 運営費交付金収入 | 1,686 | 1,686 | - |
| 国庫補助金収入 | 942 | 938 | △ 4 |
| その他の政府交付金収入 | 12,142 | 11,985 | △ 157 |
| 都道府県補助金収入 | 700 | 647 | △ 53 |
| 業務収入 | 39,100 | 45,149 | 6,049 |
| 運用収入 | 1,217 | 1,217 | △ 0 |
| その他の収入 | 8,128 | 8,914 | 785 |
| 投資活動による収入 | 233,358 | 368,748 | 135,391 |
| 財務活動による収入 | 3,710 | 8 | △ 3,702 |
| 前年度よりの繰越金 | 10,118 | 3,485 | △ 6,633 |

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 補償事業 | | | 予防事業 | | | 合計金額 | | |
|-------------|--------|--------|---------|--------|--------|-------|---------|---------|---------|
| | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
| 資金支出 | 88,043 | 86,719 | △ 1,324 | 14,004 | 22,078 | 8,074 | 102,048 | 108,797 | 6,750 |
| 業務活動による支出 | 44,127 | 41,259 | △ 2,868 | 1,043 | 1,010 | △ 33 | 45,170 | 42,269 | △ 2,901 |
| 投資活動による支出 | 39,148 | 45,009 | 5,861 | 12,858 | 20,002 | 7,144 | 52,006 | 65,012 | 13,006 |
| 財務活動による支出 | 2 | 2 | - | - | - | - | 2 | 2 | - |
| 翌年度への繰越金 | 4,766 | 449 | △ 4,317 | 103 | 1,065 | 962 | 4,869 | 1,514 | △ 3,355 |
| 資金収入 | 88,043 | 86,719 | △ 1,324 | 14,004 | 22,078 | 8,074 | 102,048 | 108,797 | 6,750 |
| 業務活動による収入 | 40,953 | 41,526 | 573 | 887 | 900 | 13 | 41,840 | 42,426 | 586 |
| 運営費交付金収入 | 326 | 326 | - | - | - | - | 326 | 326 | - |
| 国庫補助金収入 | 42 | 38 | △ 4 | 200 | 200 | - | 242 | 238 | △ 4 |
| その他の政府交付金収入 | 8,052 | 8,050 | △ 2 | - | - | - | 8,052 | 8,050 | △ 2 |
| 業務収入 | 32,525 | 33,093 | 568 | - | - | - | 32,525 | 33,093 | 568 |
| 運用収入 | 8 | 12 | 4 | 687 | 700 | 13 | 695 | 711 | 16 |
| その他の収入 | - | 7 | 7 | - | 0 | 0 | - | 7 | 7 |
| 投資活動による収入 | 39,148 | 44,800 | 5,652 | 12,958 | 20,808 | 7,850 | 52,106 | 65,608 | 13,502 |
| 前年度よりの繰越金 | 7,942 | 393 | △ 7,549 | 159 | 370 | 211 | 8,101 | 763 | △ 7,338 |

別表-13

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|--------------|--------|---------|---------|
| 資金支出 | 90,973 | 144,572 | 53,599 |
| 業務活動による支出 | 5,108 | 4,077 | △ 1,031 |
| 投資活動による支出 | 84,700 | 139,801 | 55,101 |
| 翌年度への繰越金 | 1,165 | 694 | △ 471 |
| 資金収入 | 90,973 | 144,572 | 53,599 |
| 業務活動による収入 | 5,204 | 5,127 | △ 77 |
| その他の政府交付金収入 | 4,090 | 3,935 | △ 155 |
| 地方公共団体等拠出金収入 | 1,035 | 1,049 | 14 |
| 受託収入 | 5 | 5 | - |
| その他の収入 | 74 | 138 | 64 |
| 投資活動による収入 | 84,700 | 138,500 | 53,800 |
| 前年度よりの繰越金 | 1,069 | 945 | △ 124 |

別表-14

(基金勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 地球基金事業 | | | PCB基金事業 | | | 維持管理事業 | | | 合計金額 | | |
|-----------|--------|-------|-------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|--------|
| | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
| 資金支出 | 3,629 | 5,339 | 1,710 | 40,269 | 55,820 | 15,551 | 64,276 | 110,203 | 45,927 | 108,174 | 171,362 | 63,188 |
| 業務活動による支出 | 1,021 | 962 | △ 59 | 3,145 | 2,515 | △ 631 | 1,597 | 1,559 | △ 38 | 5,763 | 5,035 | △ 727 |
| 投資活動による支出 | 2,340 | 4,001 | 1,661 | 36,920 | 52,700 | 15,780 | 62,300 | 108,201 | 45,901 | 101,560 | 164,901 | 63,341 |
| 財務活動による支出 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | 1 | 1 |
| 翌年度への繰越金 | 268 | 377 | 108 | 203 | 605 | 402 | 379 | 443 | 64 | 851 | 1,425 | 574 |
| 資金収入 | 3,629 | 5,339 | 1,710 | 40,269 | 55,820 | 15,551 | 64,276 | 110,203 | 45,927 | 108,174 | 171,362 | 63,188 |
| 業務活動による収入 | 1,006 | 1,027 | 21 | 1,500 | 1,457 | △ 43 | 8,310 | 8,712 | 402 | 10,816 | 11,196 | 380 |
| 運営費交付金収入 | 805 | 805 | - | 45 | 45 | - | 21 | 21 | - | 871 | 871 | - |
| 国庫補助金収入 | - | - | - | 700 | 700 | - | - | - | - | 700 | 700 | - |
| 都道府県補助金収入 | - | - | - | 700 | 647 | △ 53 | - | - | - | 700 | 647 | △ 53 |
| 運用収入 | 201 | 212 | 10 | 55 | - | △ 55 | 266 | 294 | 28 | 522 | 505 | △ 17 |
| 政府受託収入 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他の収入 | - | 11 | 11 | - | 65 | 65 | 8,023 | 8,398 | 374 | 8,023 | 8,473 | 450 |
| 投資活動による収入 | 2,340 | 3,940 | 1,600 | 38,580 | 53,700 | 15,120 | 55,600 | 101,100 | 45,500 | 96,520 | 158,740 | 62,220 |
| 財務活動による収入 | 10 | 8 | △ 2 | - | - | - | - | - | - | 10 | 8 | △ 2 |
| 前年度よりの繰越金 | 273 | 364 | 91 | 189 | 663 | 474 | 366 | 391 | 25 | 827 | 1,418 | 591 |

(承継勘定)

(単位:百万円)

| 区 分 | 計画額 | 実績額 | 差額 |
|-----------|-------|--------|---------|
| 資金支出 | 9,906 | 18,044 | 8,139 |
| 業務活動による支出 | 530 | 510 | △ 20 |
| 投資活動による支出 | 71 | 7,676 | 7,605 |
| 財務活動による支出 | 9,185 | 9,185 | △ 0 |
| 翌年度への繰越金 | 120 | 673 | 554 |
| 資金収入 | 9,906 | 18,044 | 8,139 |
| 業務活動による収入 | 6,055 | 11,786 | 5,731 |
| 運営費交付金収入 | 489 | 489 | - |
| 業務収入 | 5,540 | 11,006 | 5,467 |
| その他の収入 | 25 | 290 | 264 |
| 投資活動による収入 | 32 | 5,900 | 5,869 |
| 財務活動による収入 | 3,700 | - | △ 3,700 |
| 前年度よりの繰越金 | 120 | 359 | 239 |

(注)総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 運営費交付金債務の発生状況

各勘定の当期の運営費交付金債務残高は下記のとおり。

(単位：百万円)

| | ①26年度末 | ②当期発生額 | ③当期取崩額 | 27年度末 (①+②-③) | 主な要因 |
|------|--------|--------|--------|------------------|------------------------------------|
| 公健勘定 | 76 | 17 | — | 92 | 業務の効率化による経費の縮減等(49)及び人件費の縮減等(43) |
| 基金勘定 | 122 | 64 | — | 187 | 業務の効率化による経費の縮減等(148)及び人件費の縮減等(39) |
| 承継勘定 | 162 | 65 | — | 227 | 業務の効率化による経費の縮減等(121)及び人件費の縮減等(106) |
| 計 | 360 | 146 | — | 506 | |

3. 財務の状況

(1) 当期総利益

平成27年度の総利益は、1,945百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入及び利息の収支差等によるものである。

各勘定別の当期総利益については、下記のとおり。

(単位：百万円)

| | 当期総利益 | 主な発生要因 |
|------|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 公健勘定 | 26 | 二種経理において特定賦課金の収益が少なかったこと等による損失(▲53)及び業務経理における経費の縮減・厚生年金基金代行返上による利益等(79) |
| 石綿勘定 | — | — |
| 基金勘定 | — | — |
| 承継勘定 | 1,919 | 建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分(1,046)及び利息収支差等(873) |
| 計 | 1,945 | |

注) 各勘定における損益構造要因について

- ・公健勘定では、予防経理において基金による運用収入を財源に事業を行う等、損益が発生することとなる。
- ・承継勘定では、貸付金等に係る回収利息と借入金に係る支払利息との差額が生じることにより損益が発生している。
- ・なお、石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を財源に充てること、また、基金勘定は、運営費交付金による業務運営並びにPCB廃棄物処理基金等を財源に充てることから、両勘定において損益は発生しない構造となっている。

る。

(2) 利益剰余金

利益剰余金は、前年度末の 20,558 百万円に対して、平成 27 年度は、繰越積立金取崩額 69 百万円、当期積立額 1,945 百万円を計上し、当期末残高は 22,433 百万円となった。

各勘定別の利益剰余金については、下記のとおり。

(単位：百万円)

| | ①26 年度末 | ②国庫納付額 | ③繰越積立 金取崩額 | ④当期 積立額 | 27 年度末 (①-②-③+④) |
|------|---------|--------|---------------|------------|---------------------|
| 公健勘定 | 742 | — | 69 | 26 | 699 |
| 石綿勘定 | — | — | — | — | — |
| 基金勘定 | — | — | — | — | — |
| 承継勘定 | 19,816 | — | — | 1,919 | 21,735 |
| 計 | 20,558 | — | 69 | 1,945 | 22,433 |

(3) 金融資産の運用

金融資産の運用に当たっては、個々の資金の性質及び市場金利の状況を踏まえた上で、以下のとおり、安全で、効率的かつ、きめ細かな資金運用に取り組んだ。

- ・普通預金に必要以上の資金を残さないよう、資金需要を考慮の上、大口定期、譲渡性預金への積極的かつ効率的な運用を図った。なお、1 月以降、市場情勢の大きな変化を受け、資金運用比率は前年度に比し 0.14 ポイント減の 97.52%となった。
- ・主に長期運用を対象とする公害健康被害予防基金、地球環境基金は、市場金利が一段と低下する中、事業財源の確保と将来的な金利変動対応の両面を考慮して運用の方向性を整備し、効果的な運用に努めた。
- ・その他の資金は、中期運用の金利優位性が乏しいため主に預金運用を選択、ただし、維持管理積立金は積立者に利息を付す観点から、資金の将来推計を踏まえて長期債券を一部購入するなど、効率的かつ機動的な運用を行った。

○資金別・種類別の平均残額対比

(単位：百万円)

| 【平成26年度】 | | | | | 資産合計 |
|----------|-------|---------|--------|---------|---------|
| 普通預金 | 大口定期 | 譲渡性預金 | 有価証券等 | 運用資産計 | |
| A | B | C | D | B+C+D=E | A+E |
| 6,327 | 9,762 | 159,279 | 94,879 | 263,920 | 270,248 |
| 2.34% | 3.61% | 58.94% | 35.11% | 97.66% | 100% |

| 【増減】 | | | | | 資産合計 |
|-------|--------|--------|--------|---------|-------|
| 普通預金 | 大口定期 | 譲渡性預金 | 有価証券等 | 運用資産計 | |
| A | B | C | D | B+C+D=E | A+E |
| 569 | 17,931 | ▲9,748 | ▲633 | 7,550 | 8,120 |
| 0.14% | 6.34% | ▲5.22% | ▲1.26% | ▲0.14% | |

| 【平成27年度】 | | | | | 資産合計 |
|----------|--------|---------|--------|---------|---------|
| 普通預金 | 大口定期 | 譲渡性預金 | 有価証券等 | 運用資産計 | |
| A | B | C | D | B+C+D=E | A+E |
| 6,896 | 27,693 | 149,531 | 94,246 | 271,470 | 278,368 |
| 2.48% | 9.95% | 53.72% | 33.85% | 97.52% | 100% |

(資料編 P88_共通 2 予算・決算の概要、経費削減及び効率化目標との関係)

(資料編 P111_共通 9-① 簡潔に要約された財務諸表 (法人全体))

(資料編 P113_共通 9-② 財務情報 財務諸表の概況)

(資料編 P115_共通 9-③ 事業の説明 財源構造)

(資料編 P116_共通 10 運用方針について)

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

■中期目標

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を100億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。

■中期計画

(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要がある。

平成26年度期首において約220億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に100億円以下に圧縮することを目指す。

なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。

上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。

① 約定弁済先の管理強化

正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。

② 返済懲憑

延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。

③ 法的処理

債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。

④ 償却処理

形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。

(2) サービサーの活用と借入金等の完済

返済確実性を見込めない債権は、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図る。

また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間中に完済することとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

■平成 27 年度計画

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という）を本中期計画期間中に 100 億円以下に圧縮するために、

- ① 約定弁済先の管理強化
- ② 返済懲憑
- ③ 厳正な法的処理
- ④ 迅速な償却処理

に積極的に取り組む。

特に、昨今の経済情勢の変化に鑑み、①の約定弁済先の管理強化にあたっては、これまで約定どおりの弁済を行ってきた債務者についても、その経営状況に目を配り、決算書を徴取後速やかに分析するなどし、延滞発生の未然防止に努めるとともに、万一、延滞が発生した際は、速やかに原因究明を行い、延滞の解消を図る。

また、②の返済懲憑にあたっては、延滞となっている債権であっても、返済確実性があると認められる債務者については、債務者との交渉を通じて、完済に向けた弁済方法について、改めて期限の利益を再付与し、約定化することにより、延滞の早期解消を図る。

さらに、平成 27 年度期首と期末の債権を比較し、正常債権以外の債権の債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することにより、機構の正常債権以外の債権への取組状況及び正常債権から正常債権以外の債権への期中の変動状況を明らかにする。

返済確実性の見込めない債権は、サービサーを積極的に活用し、回収強化を図る。

また、財政融資資金の借入金については、本年度中に完済し、機構債券については引き続き償還を着実に実施し、本中期目標期間中に完済することとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法附則第 7 条第 1 項（平成 15 年法律第 43 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
|----------------------|------------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|------------------------------------------------|
| 正常債権以外の債権残高 (計画値) | 最終年度に 100億円以下 | 約220億円 | 196億円 (対前年度▲24億円) | 150億円 (対前年度▲17億円) | 133億円 (対前年度▲17億円) | 116億円 (対前年度▲17億円) | 100億円以下 (対前年度▲16億円) | 最終年度の達成目標を踏まえつつ、平成26年度の実績を反映し、平成27年度以降の計画値を設定。 |
| 正常債権以外の債権残高 (実績値) | | | 167億円 (対前年度▲51億円) | 115億円 (対前年度▲53億円) | | | | |
| 達成度 (実績値／計画値) | | | 212% | 312% | | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

正常債権以外の債権残高の圧縮状況

■評定と根拠

<自己評定>

A

<根拠>

平成26年度期首において約220億円の正常債権以外の債権の残高を中期計画期間中に100億円以下とする目標に向け、本年度は、以下により、年度計画を大幅に上回る成果を残したため、上記のとおり、自己評価を「A」とした。

- 約定弁済に加え、保有資産の売却懇憑による回収、他金融機関借換等に伴う回収、法的再生・私的再生の活用による回収などにより総額 53 億円を圧縮し、平成 28 年 3 月末時点で既に残高は 115 億円となっている。
- 中期計画の最終年度までの平均圧縮額 17 億円に対し、達成率は 312%となっている。これにより、26 年度の圧縮額 51 億円とあわせて、2 年間で 104 億円の正常債権以外の債権残高減少に成功し、中期目標（120 億円の減少）の太宗を当初の 2 年で達成した。

■課題と対応

今後は、回収困難案件が残るほか、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生の防止及び回収額の増額に努めることとする。

■主要な業務実績

(1) 「正常債権以外の債権」の圧縮のための取組

- ① 当初約定弁済先の新たな延滞発生等はない。今後についても経営状況に目を配り、決算書等を徴取の上決算分析を行い、財務内容等を注視していくこととする。
- ② 平成 26 年度末で延滞となっていた債権のうち、返済懇憑により完済した債権は 4 件、回収額約 0.7 億円となっている。
- ③ 法的処理は、平成 26 年度から係属していた 3 件(競売 1 件、仮差押 1 件、仮処分 1 件)のうち 2 件(競売 1 件、仮差押 1 件)が終結。新たに 7 件(仮差押 2 件、差押 1 件、訴訟 2 件、仮処分 2 件)を実施した。
- ④ 上記の取組の結果、当年度は正常債権以外の債権の残高を 53 億円圧縮した。

(2) 債権残高の期中変動状況

平成 27 年度期首からの債権残高の変動状況は下表のとおりである。平成 27 年度末現在の正常債権以外の債権残高は 115 億円であり、平成 27 年度期首残高 167 億円から 53 億円圧縮した。

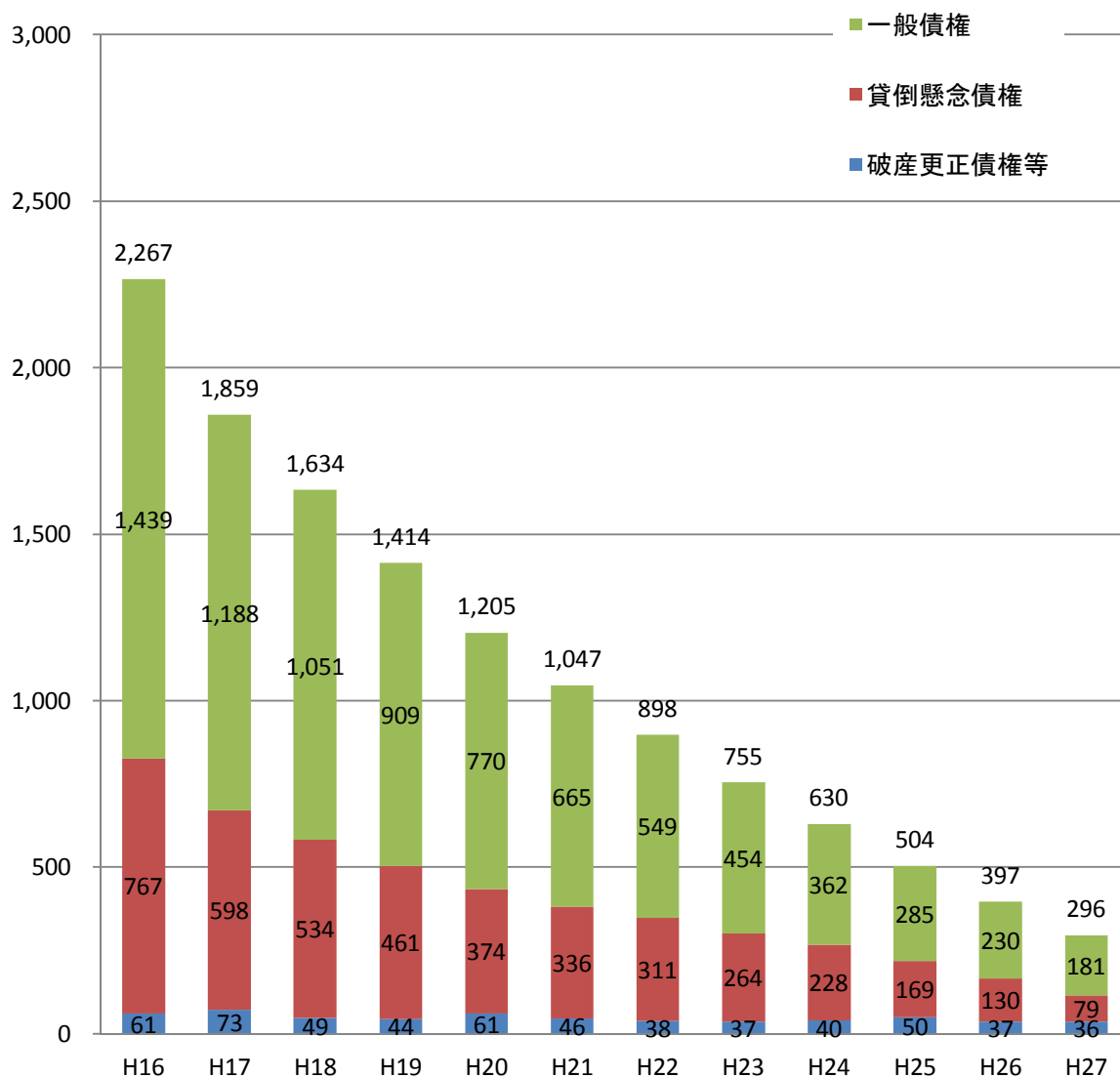
<債権残高変動状況表>

(単位：億円)

| 債権区分 | H27 年度 期首残高 | 回 収 | 償 却 | 移 入 | 移 出 | H27 年度 期末残高 |
|---------|----------------|-----|-----|-----|-----|----------------|
| 破産更生債権等 | 37 | 7 | - | 5 | - | 36 |
| 貸倒懸念債権 | 130 | 46 | - | - | 5 | 79 |
| 小 計 | 167 | 53 | - | 5 | 5 | 115 |
| 一般債権 | 230 | 49 | - | - | - | 181 |
| 合 計 | 397 | 101 | - | 5 | 5 | 296 |

(単位:億円)

債権残高の推移 (期末残高ベース)



(3) サービス委託債権からの回収

平成27年度のサービス委託債権からの回収額は14.3億円で、委託費は0.7億円であった。委託費に対する回収額は20.6倍であった。今後もサービスを効果・効率的に活用し、回収に努めることとする。

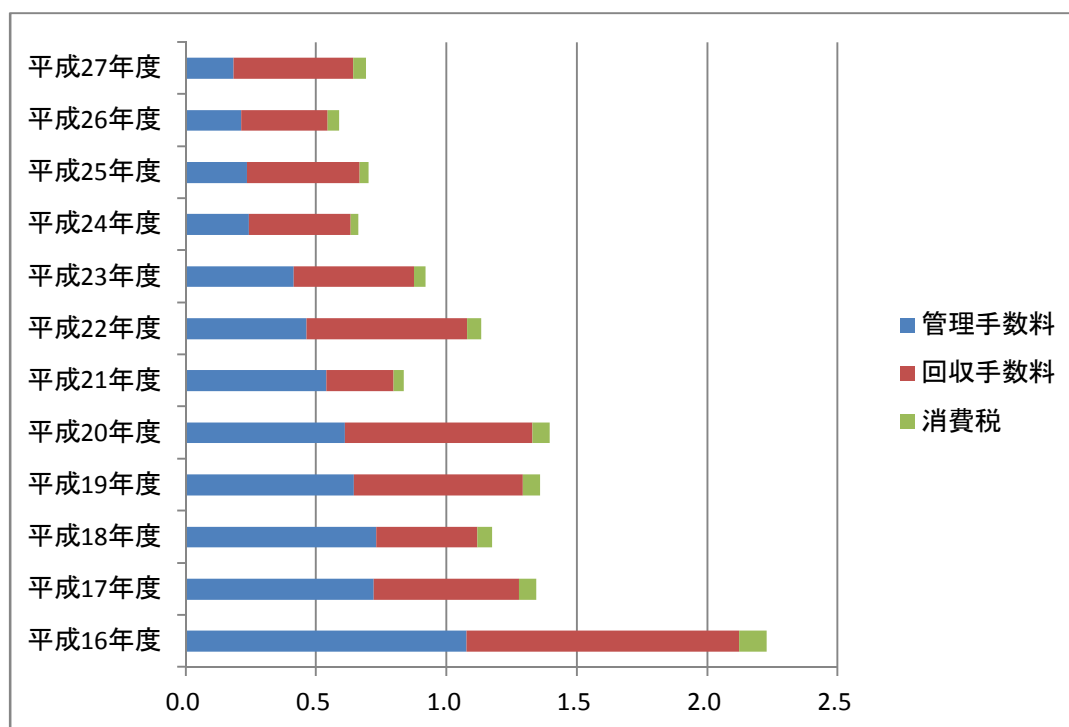
<サービスへの委託費と委託債権からの回収額>

| 年 度 | 委託費 A | 委託債権からの 回収額 B | B / A |
|----------|--------|------------------|--------|
| 平成 27 年度 | 0.7 億円 | 14.3 億円 | 20.6 倍 |
| 平成 26 年度 | 0.6 億円 | 11.0 億円 | 18.7 倍 |
| 平成 25 年度 | 0.7 億円 | 11.3 億円 | 16.2 倍 |
| 平成 24 年度 | 0.7 億円 | 9.7 億円 | 14.7 倍 |
| 平成 23 年度 | 0.9 億円 | 19.3 億円 | 21.0 倍 |
| 平成 22 年度 | 1.1 億円 | 14.1 億円 | 12.5 倍 |
| 平成 21 年度 | 0.8 億円 | 12.0 億円 | 14.4 倍 |
| 平成 20 年度 | 1.4 億円 | 20.1 億円 | 14.4 倍 |
| 平成 19 年度 | 1.4 億円 | 27.6 億円 | 20.3 倍 |
| 平成 18 年度 | 1.2 億円 | 16.3 億円 | 13.9 倍 |
| 平成 17 年度 | 1.3 億円 | 18.8 億円 | 14.0 倍 |
| 平成 16 年度 | 2.2 億円 | 35.9 億円 | 16.1 倍 |

※委託費は、手数料、消費税等からなり、供託金等の訴訟費用を含まない。

<サービス委託費内訳>

(単位：億円)



(4) 長期借入金等の償還

平成 27 年度も財政融資資金借入金及び環境再生保全機構債券の償還を確実に実行した。

●財政融資資金借入金

| | |
|-------------|-----------|
| 平成 26 年度末残高 | 1,384 百万円 |
| 償 還 日 | 償 還 額 |
| H27. 9. 20 | 946 百万円 |
| H28. 3. 20 | 438 百万円 |
| 平成 27 年度末残高 | 0 百万円 |

●環境再生保全機構債券

| | |
|-------------|------------|
| 平成 26 年度末残高 | 10,000 百万円 |
| 償 還 日 | 償 還 額 |
| H27. 9. 18 | 5,000 百万円 |
| 平成 27 年度末残高 | 5,000 百万円 |

●政府保証借入金

| | |
|-------------|-----------|
| 平成 26 年度末残高 | 2,800 百万円 |
| 償 還 日 | 償 還 額 |
| H28. 3. 25 | 2,800 百万円 |
| 平成 27 年度末残高 | 0 百万円 |

(5) 借入金の調達コスト削減

平成 27 年度は回収が順調に進んだこと等により、政府保証民間借入による新たな資金調達の必要がなく、調達コストの削減ができた。短期借入の支払利息は 17 百万円であり、調達コストは過去最低（前年対比 13%）となった。

IV. 短期借入金の限度額

■中期目標

—

■中期計画

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。

■平成 27 年度計画

平成 27 年度において、一時的な資金不足等が発生した場合、その対応のための短期借入金の限度額は、10,000 百万円とする。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人通則法第 30 条第 2 項第 4 号（平成 11 年法律第 103 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要な経年データ | | | | | | | | |
|-----------|------------|------------------------|-----------|-----------|------|------|------|-----------------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期目標期間最終年度値等) | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | (参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報 |
| 短期借入金の限度額 | 10,000 百万円 | 18,600 百万円 | 5,500 百万円 | 2,200 百万円 | | | | 一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額に対して、より少額で対応。 |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

短期借入金の抑制状況

■ 評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、借入金残高の最高額は2,200百万円（26年度実績の40%）であり、限度額の10,000百万円を大きく下回った。その結果、支払利息も0.1百万円に抑えることができた（26年度実績2.0百万円の5.7%）。

■ 課題と対応

資金の計画的、機動的な管理に努め、借入れを極力最小化する。

■ 主要な業務実績

・ 短期借入金の借入状況

平成27年度の短期借入金は承継勘定に係わるものであり、その借入金残高の最高額は、平成27年9月16日から平成27年9月30日の期間の2,200百万円であり、限度額10,000百万円の範囲内であった。今後も資金の計画的、機動的な管理に努め、借入れを行っていくこととする。

借入期間：27. 9. 16～27. 9. 25（借入金額 2,200百万円）

借入期間：27. 9. 25～27. 9. 30（借入金額 300百万円）

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

■中期目標

—

■中期計画

—

■平成 27 年度計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 27 年度計画

なし

VII. 剰余金の使途

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成27年度計画

なし

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

■平成 27 年度計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

■中期目標

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。

■中期計画

(1) 第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。

(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。

(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。

(4) 人員に関する指標

管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。

(参考)

期初の常勤職員数 140 人

期末の常勤職員数の見込み 140 人

■平成 27 年度計画

(1) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、職員研修計画に基づく各種研修を実施する。

(2) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。

(3) 人員に関する指標

(参考) 常勤職員数 140 人

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

| 主要な経年データ | | | | | | | | |
|------------------------|------|------------------------------------|----------|--------------------------------|----------|----------|----------|-------------------------------------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等) | 26年 度 | 27年 度 (目 標) | 28年 度 | 29年 度 | 30年 度 | (参考情報) 当該年度ま での累積値等、必 要な情報 |
| 政府機関等主催の外部研修の活用 (講座数) | — | 20 講座 (H25 年度 実績) | 24 講座 | 37 講座 (当初計 画 : 28 講座) | | | | |
| 政府機関等主催の外部研修の活用 (参加者数) | — | 25 名 (H25 年度 実績) | 37 名 | 65 名 (当初計 画 : 40 名) | | | | |
| 階層別研修の実施・参加 (講座数) | — | 4 講座 (H25 年度 実績) | 8 講座 | 10 講座 (当初計 画 : 11 講座) | | | | |
| 階層別研修の実施・参加 (参加者数) | — | 36 名 (平成 25 年度実 績) | 76 名 | 123 名 (当初計 画 : 80 名) | | | | |
| 業務専門性研修の実施 (講座数) | | 88 講座 (年度当 初計画講 座数) | — | 89 講座 (当初計 画 : 88 講座) | | | | |

<その他の指標>

—

<評価の視点>

年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。

■ 評定と根拠

< 自己評定 >

A

< 根拠 >

以下により、年度計画を上回る取組を実施し、所期の目標を上回る実績を上げたため、上記のとおり、自己評価を「A」とした。

- 職員研修について、政府機関等主催の外部研修、階層別研修ともに講座数及び参加人数が概ね基準値を大きく（20%超）上回った。
- 研修内容としても、内部研修だけでなく、政府機関等主催研修の機会等を積極的に活用したほか、新入職員指導役研修の新設、資格取得支援に係るメニューの充実、障害者雇用促進等に寄与する研修を充実させ、職員の資質向上と併せて、働きやすい職場づくりを推進した。
- 障害者雇用に係る実績として、研修等の職場への定着のための取組により、法定雇用率（2.3%）を大きく上回る雇用率 5.37%（平成 27 年 6 月 1 日時点）を実現した。
- 女性活躍推進に係る実績として、研修等充実のほか、第 3 次男女共同参画基本計画に関して、平成 26 年度に設定した女性登用率の目標を着実に達成するだけでなく、管理職以下の職位においても国家公務員に係る目標値を大幅に上回る水準で積極的な登用に努めている。
- 現行の人事評価制度の運用について、前年度までの運用状況を踏まえて、評価結果のフィードバック方法を改善した。
- 法人独自の取組として、平成 26 年度に策定した ERCA 研修計画の着実な実施に加え、人事評価制度の抜本的な見直しに着手した。士気の高い組織運営に努めるべく、平成 28 年度からの移行を目指して、期待される到達点の明確化や、それを大きく上回る職員の積極的評価、フィードバックのさらなる充実等の改定を予定している。

■ 課題と対応

—

■ 主要な業務実績

人材育成の充実強化の取組として、平成 26 年度に新たな研修体系として策定した ERCA 研修計画に基づき、職員の研修を着実に実施した。加えて平成 27 年度は、人事評価制度の見直しを行い、人材育成の更なる充実に取り組んだ。

（1）各種研修の実施等

① ERCA 研修計画に基づく研修実施

年度当初に総務部が実施する「階層別研修」等と各事業部門が実施する「業務専門性研修」を 2 本の柱とする研修計画を定め、同計画に基づき研修を実施している。

ア. 「階層別研修」等

- ・ 政府機関等主催の外部研修は年度当初の計画（28 講座、40 名）に対して、37 講座を延べ 65 名が受講し、環境専門性の向上や、情報システムなど組織横断的な知識・技術の習得・レベルアップに努めた。

- ・階層別研修は年度当初の計画（11 講座、80 名）に対して、10 講座を延べ 123 名が受講し、職位ごとのスキルアップを図った。

<階層別研修（11 月～12 月）>

（ア）管理職級「タイムマネジメントと労務管理」…30 名が受講

（イ）係員級「キャリアデザインと業務遂行」…36 名が受講

イ. 業務専門性研修

- ・各事業部門が実施する業務専門性研修は、年度当初の計画（88 講座）に対して、89 講座に延べ 935 名が受講し、部門ごとの業務の遂行に直結する知識・技術の習得や向上を図った。

（資料編 P117_共通 11 平成 27 年度 独立行政法人環境再生保全機構研修実績）

② 研修内容の充実

- ・日常の指導や人材育成の充実化に資するメニューとして、新たに新入職員指導役研修（メンター通信講座）を導入した。6 名が受講し、新入職員や後輩職員の指導に貢献した。
- ・独立行政法人通則法改正に伴い、内部統制システムの整備等に関する研修や独立行政法人制度に係る基礎的な研修を実施し、迅速かつ適切な対応に努めた。
- ・職員の資格取得支援に関して、業務運営上必要なものとして、これまでの 2 分野（簿記、メンタルヘルスマネジメント検定）に、IT パスポート及び医療事務を追加して 4 分野へ拡充し、職員のスキル向上をさらに促進した。

<主な資格取得等の実績>

| 講座名 | 受講者数 | 資格取得者数 |
|--------------------|------|--------|
| 簿記通信講座 | 3 | 2 |
| メンタルヘルス・マネジメント通信講座 | 4 | 2 |
| IT パスポート通信講座 | 2 | 1 |
| 医療事務講座 | 2 | 2 |
| （計） | 11 | 7 |

※資格未取得の受講者も、今後受験予定。

受講者は講座受講を通じて得た知見を業務遂行に活用し、体制の強化が図られている。

- ・その他、健康増進研修やコンプライアンス研修等を実施した。

（ア）健康増進研修「睡眠と労働」（10、11 月）…120 名が受講

（イ）コンプライアンス研修（ハラスメント防止研修）（3 月）

…派遣職員を含む全職員 170 名が受講

※ 並行してハラスメント防止規程等の整備を行い、コンプライアンス向上を図った。

③ ダイバーシティ推進のための研修等

ア. 障害者雇用促進・定着支援に関する取組

下記(ア)～(エ)の障害者雇用推進等のための取組により、27年度末時点で6名の障害者(精神障害、身体障害)が1年以上継続して勤務・定着しており、法定雇用率(2.3%)を大きく上回る5.37%の障害者雇用率(平成27年6月1日時点)を達成している。

- (ア) 障害者差別解消法に基づく対応要領及び障害者の理解を深めるため、平成28年2月に同法の内容の周知と対応に関する全体研修を実施。158名が受講した。
- (イ) 職場環境改善や職場での定着支援等を的確に実施するため、平成27年8月及び平成28年3月に、各部門の指導・サポート担当職員が情報共有や意見交換等を行うための研修・勉強会を障害者雇用に係る相談・支援機関の協力のもと実施。延べ23名が参加した。
- (ウ) 総務課担当者1名が障害者職業生活相談員認定資格講習(12月)を受講し、同資格を取得。
- (エ) 上記(ア)～(ウ)の研修等を踏まえて、各部門の指導担当職員等が障害者雇用職員に対して業務上の支援等を的確に行うことで、職場への定着を図っている。

イ. 女性活躍推進等に寄与する取組

- ・ 下記(ア)及び(イ)のとおり、女性活躍推進や仕事と育児の両立支援に関する取組を実施。
 - (ア) 女性のキャリアアップ等を企図して、階層別研修(係員級)として「キャリアデザイン」をテーマとした研修を実施。
 - (イ) 就業規則改正を行い、平成28年4月から、育児・介護等に限り使用可能とする失効年休積立制度を導入するとともに、子の看護のための特別休暇等について取得対象を「小学校就学の始期前」から「中学校就学の始期前」へと拡充する措置を実施。
- ・ 第3次男女共同参画基本計画に関し、平成26年度に当機構として設定した女性の登用率目標値「平成27年度末までに、役員6名のうち女性役員1名を登用、5%以上の女性管理職(課長相当職以上)を登用」について着実に達成。
- ・ 管理職以下の職位についても、下表のとおり積極的に登用等を図っている。

＜男女共同参画基本計画（第3次）に関する女性登用等の状況（平成27年度末時点）＞

| | 項目 | 全体 | うち女性 | 女性割合 | 備考 (第3次計画における目標値等) |
|------|------------------------------|----|------|-------|--------------------------------------------------------------|
| 登用関係 | 役員に占める女性割合 | 6 | 1 | 16.7% | 目標値：平成27年度末までに、役員6名のうち女性役員1名を登用 |
| | 管理職に占める女性割合 | 32 | 2 | 6.3% | 目標値：平成27年度末までに、5%以上の女性管理職（課長職以上）を登用 |
| | 課長代理級に占める女性割合 | 23 | 6 | 26.1% | 参考値（国家公務員）：国の地方機関課長・本省課長補佐職以上に占める女性割合10%程度 |
| | 係長級に占める女性割合 | 16 | 7 | 43.8% | — |
| 採用関係 | 新規正職員採用に占める女性割合 (27年度中採用) | 6 | 3 | 50.0% | 参考値（国家公務員）：国家公務員試験からの採用者に占める女性の割合について、平成27年度末までに政府全体として30%程度 |

④ 人材交流

- ・引き続き、環境省等への研修生や出向者の派遣により、環境行政実務に精通した人材の育成に努めた。

(2) 人事評価制度

① 現行の人事評価制度の適正な運用

- ・前年度までの運用状況を踏まえて、評価結果のフィードバックについて、「高く評価された点」及び「今後改善を要する点」がより被評価者に伝わるよう改善を実施した。

② 人事評価制度の抜本的な見直し

- ・下記5項目の見直し方針の下、全職員を対象としたアンケートや、各部門の職員を検討メンバーとした検討会、理事長と職員との意見交換会等の意見を踏まえ、人事評価制度の抜本的な見直しに取り組んだ。

【見直し方針】

- | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① 目指すべき職員像、職位ごとに期待される役割、業務スキルマップなど、期待される到達点の明確化と、それを上回る職員の積極的評価</p> <p>② 評価プロセスの透明化、十分なフィードバックによる納得感の向上</p> <p>③ 指導役制度の導入、指導役職員の責任と評価の明確化</p> <p>④ 課題を自ら発見し、積極的に取り組む職員の積極的評価</p> <p>⑤ 組織横断的に活躍した職員の積極的評価</p> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ・これらの見直しを踏まえ、平成28年度より、職員の育成及び士気向上に一層資する人事評価制度への移行を目指している。

3. 積立金の処分にに関する事項

■中期目標

—

■中期計画

第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

■平成 27 年度計画

前中期目標期間より繰り越した積立金については、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに前中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、当期へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 公害健康被害予防事業の財源及び前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取崩し、適正な期間損益を計上した。

■課題と対応

今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切に処理する。

■主要な業務実績

公害健康被害予防事業の財源 63,147 千円及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 5,987 千円を取り崩した。

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

■中期目標

—

■中期計画

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

■平成 27 年度計画

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・ 中期計画期間を超える債務負担の必要性

■評定と根拠

<自己評定>

B

<根拠>

以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。

- 業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行った。

■課題と対応

業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。

■主要な業務実績

「シンクライアント、セキュリティ対策システム及びファイルサーバ更新並びに運用保守業務」（契約期間：平成 27 年 7 月～平成 31 年 11 月）及び「インターネット接続用 PC 環境の構築及び保守・運用業務」（契約期間：平成 27 年 11 月～平成 32 年 3 月）にかかる調達について、スケールメリットやメーカーのサポート期限等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。

主務大臣による評価結果に対する主要な反映状況

<国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置>

| 評価項目 | 指摘事項等 | 反映状況 |
|---------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| I-1-2 都道府県等 に対する納 付金の納付 | 納付業務システム担当者研修会を年4回実施し、13都道府県等から15名の参加を得、また、開催時期を早めたところ、約7割の者から「開催時期が適当であった」との評価を得た。さらに、参加者全員から「本研修が有意義・やや有意義であった」との結果を得たとしているが、「計4回の研修に13都道府県からたった15名の参加しかない研修の見直し（広報・効率化）をはかるべきではないでしょうか」との有識者の意見もあり、参加者の確保のため、①さらに参加しやすい時期の検討、②研修内容の工夫等の更なる検討、③都道府県等からの幅広いニーズの聴取が必要である。 | 納付業務システムに係る研修要望等のアンケート調査を実施し、全ての要望に対応するため、開催場所、開催時期など参加のしやすさのニーズを把握し、対象となる45都道府県等中27都道府県等から38人（平成26年度：13都道府県等から15人）の研修要望があり、全ての者を対象に研修を行った。 |
| I-2-1 収入の安定 的な確保と 事業の重点 化 | 運用収入については、今後さらに減少する見込みであることから、より一層の事業の重点化と効率化により、必要とされる事業の継続を確保すること。 | 地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に実施し、調査研究や知識普及事業は縮減又は統廃合等による合理化を進め、事業の重点化と効率化を一層推進した。 |
| I-2-2 ニーズの把 握と事業内 容の改善 | 当年度において運用を開始した「集計・分析システム」について、自治体に対して活用方法等のサポート・情報提供を行うことにより、自治体が積極的かつ有効に活用できるための取組を行われた。 | 地方公共団体が直接、事業の評価・分析が可能となるよう、機構が構築した「集計・分析システム」を活用し、ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を継続して実施した。 |
| I-2-5 研修の実施 | 研修事業については、受講者数が低調な状況にある。その一方、コメディカルスタッフを対象とする呼吸リハビリテーション研修については、募集方法の改善の効果もあって、受講定員枠を増加して対応していることから、研修内容によっては、大きい需要があることが認められる。よって、今後とも、ぜん息患者等に接する機会等を多く有する専門職等のニーズの的確な把握に努めることにより、質量ともに充実されたい。 | 今後の公害健康被害予防事業の効果的な実施に向けた見直しを図るため、平成26年度に取りまとめた「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成・支援に関する総合的取組」に基づき、平成27年度から、事業に必要な知識や技術を習得する「事業研修」と患者教育を指導する人材を育成する「人材育成研修」に各研修コースを体系的に統合・再編するとともに、患者教育を指導する専門家を育成する通年型の専門研修（エキスパートコース）を新たに実施した。 |
| I-2-6 助成事業 | 今年度実施した助成事業メニューの見直しをより効果のあるものとするためにも、質量ともに一部地域に偏ることのないすべての予防事業対象地域での効果的、効率的な予防事業の実施が求められ | 公害健康被害予防事業の抜本的な重点化・効率化として平成26年度に見直した新たな助成事業メニューでの初めての実施となる平成27年度は、ソフト3事業の要望の |

| | | |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>る。</p> <p>また、各地方公共団体が地域の住民から把握したニーズに基づいて、新規事業の実施にあたってのサポートや既存事業の更なる向上に資するため、機構が中心となって、地方公共団体間での情報の共有や意見交換の場を設けることが望まれる。</p> | <p>あった全ての地方公共団体に対して、計351百万円の助成を行い、見直し後の効果的な事業内容で実施しつつ、費用の効率化を図ることができた。</p> <p>新たな助成事業メニューの定着やレベルアップの好循環を図るためにはソフト面の支援が不可欠であることから、地方公共団体実務者連絡会議や研修の機会を通じて、見直し後の新たな助成事業メニューについての各地方公共団体の実施状況の情報共有、先進事例の紹介などを積極的に実施した。</p> |
| I-3-3 地球環境基金の運用等について | <p>「地球環境基金企業協働プロジェクト」の更なる周知・広報に努めるとともに、「カードポイントによる寄付」などの寄付金の獲得のための新たなスキームの導入に向けた検討の継続や目的を明確にした効果的な広報・募金活動を行う必要がある。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より企業等による大口の寄付を得ることを目的とした「地球環境基金企業協働プロジェクト」及び、個人、企業から継続的な寄付を得ることを目的とした「地球環境基金サポーター」制度を創設した。 ・また、新聞等のメディア媒体を活用し、地球環境基金事業の紹介や、地球環境基金企業協働プロジェクト、「地球環境基金サポーター」に関する広報を実施するとともに、環境イベント等でのブース出展を通じた直接の働きかけ、継続寄付者への事業の実施状況の説明を行うことで寄付の獲得に努めた。 |
| I-6-1 認定・支給等の迅速かつ適正な実施 | <p>環境省から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り資料を収集し判定申出することにより、追加資料を求められる割合を減らし処理期間の短縮に努める必要がある。</p> | <p>判定が困難な中皮腫の症例について、申出前から医療機関に病理標本等の資料の提出を求め、案件毎の進捗管理を徹底するなど期間短縮に向けた取組によって、石綿繊維計測の特殊事例を除く平均処理日数は106日（前年度実績116日）を達成し、前中期目標期間の平均151日と比べて期間短縮（29.8%減）が図られている。</p> |

<業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置>

| 評価項目 | 指摘事項等 | 反映状況 |
|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| II-1 組織運営 | <p>内部統制について、意見交換、リスクの点検監査結果を業務運営に的確に反映されるよう取り組むこと。</p> <p>情報セキュリティ対策について、サイバー攻撃の脅威が増大していることに鑑み、現行のセキュリティ対策を改めて点検するとともに、保有する情報の流出等を防止するために必要な措置を速やかかつ確実に遂行する</p> | <p>内部統制については、各部業務の法令等への準拠確認と主要業務の業務フロー図を作成することで、内部統制上の課題やリスクの洗い出しを行った上で、各部における内部統制の現状と問題点・課題を抽出するため、内部統制担当理事が各部の部課長全員と約3週間にわたって個別面談（1月）を実施し、その面談結果をもとに、今後整備すべき事項を</p> |

| | | |
|----------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | <p>整理し、平成 28 年度内部統制システム整備計画の策定準備を進めた。</p> <p>情報セキュリティ対策については、当機構において国民の個人情報を取り扱う業務があることから、従前から拡充、強化に努めてきたが、当年度、他法人でサイバー攻撃による被害が発生したこと等を受け、保有する情報の流出等を未然に防止するために必要な多重的な措置を講じるとともに、万が一、外部からの侵入があった場合に備え、その拡大や活動を阻止、検知するシステム対策の実施を進めた。</p> |
| II-2 業務運営の 効率化 | <p>独法通則法改正に伴う独立行政法人の会計や契約に係る新たな指針等に対応しつつ、適切な予算執行に努めること</p> | <p>内部統制強化のための業務方法書の変更に伴い、総務省の指針「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成 26 年 10 月 1 日総務省行政管理局長通達）の趣旨を受けて、会計規程等で定めていた随意契約によることのできる事由に係る規程の整備を行い、より明確化を図った。</p> |

<その他主務省令で定める業務運営に関する事項>

| 評価項目 | 指摘事項等 | 反映状況 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| IV-1 職員の人事 に関する計 画 | <p>新たな「ERCA 研修計画」に基づいて、職員の更なる士気向上及び知識技術向上のために充実した研修を着実に実施していくとともに、人事評価制度を適正に運用し、士気の高い組織運営に努めること。</p> | <p>平成 26 年度に策定した ERCA 研修計画の着実な実施に加え、人事評価制度の抜本的な見直しに着手した。士気の高い組織運営に努めるべく、平成 28 年度からの移行を目指して、期待される到達点の明確化や、それを大きく上回る職員の積極的評価、フィードバックのさらなる充実等の改定を予定している。</p> |
| IV-2 積立金の処 分に関する 事項 | <p>今後も固定資産の減価償却に要する費用等に充て、適切な処理をお願いしたい。</p> | <p>公害健康被害予防事業の財源 63,147 千円及び前中期目標期間以前に自己収入財源で取得した固定資産の減価償却等見合い 5,987 千円を取り崩した。</p> |

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

(平成27年7月1日現在)

| | |
|-------|----------|
| 所管府省名 | 環境省 |
| 法人名 | 環境再生保全機構 |

| 基本的な見直し状況等 | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Ⅲ 資産・運営の見直しについて | 具体的な見直し状況等 |
| <p>1. 不要資産の国庫返納</p> <p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p> | <p>● 利益剰余金等については、財政投融資資金等への償還財源等業務上必要不可欠なものに限定されている。</p> <p>○ 戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。</p> <p>○ 戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。</p> <p>● 特許の保有件数は、旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において権利が発生した3件、及び旧公害健康被害補償予防協会から引き続き環境再生保全機構が実施した調査研究において権利が発生した1件の計4件であるが、いずれの特許も各研究課題が終了した際、受託者が出願費用を負担して特許を出願したため権利が発生したものである(権利維持費用も全て受託者が負担している)。</p> <p>現在のところ、その特許が収益化する見込みはないが、将来における収益化の可能性については随時確認しているところである。</p> <p>なお、旧公害健康被害補償予防協会が実施していた調査研究において権利が発生した3件の特許権は平成28年度中までに、旧公害健康被害補償予防協会から引き続き環境再生保全機構が実施した調査研究において権利が発生した1件の特許権は、平成37年度中に期間満了となる。</p> |
| <p>2. 事務所等の見直し</p> <p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> | <p>○ 平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、貸貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせ考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p> | <p>○ 本部事務所については、平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。 ○ 大阪支部については、予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。 ○ 戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い(平成25年7月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。</p> |
| <p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p> <p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となつた契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> | <p>○ 契約については、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「随意契約見直し計画」(平成22年4月策定)に基づき、真にやむを得ないものを除き、競争(企画競争、公募を含む。)に付している。 また、新規の競争性のない随意契約については、原則として事前に契約監視委員会の一者応札・応募についても、契約監視委員会の点検を踏まえて策定した「一者応札(応募)改善方策」(平成24年3月)に基づき、適正な準備期間の確保や情報提供の拡充、仕様書等を受領した業者で応札しなかった業者に対して、応札しなかった理由の聴取を行う等の事後点検を行い、入札条件の改善を図るとともに、一者応札・応募となつた案件については、契約監視委員会において点検及び確認を実施した。 なお、平成25年度から契約手続審査委員会を設置し、事前審査機能を強化し、より適正な調達手続きの実施に努め、競争性・透明性の確保を図っている。 ・平成22～26年度の一者応札・応募の状況 22年度実績：15件 23年度実績：11件 24年度実績：7件 25年度実績：1件 26年度実績：5件 (参考)平成26年度の契約の状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等 783,808,197円(100%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等 80件(100%)</p> |
| <p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p> | |

| | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>② 契約に係る情報の公開</p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p> | <p>● 左記の情報について、事務連絡「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長)に基づき、入札公告等(HPでの公表、入札説明書)への記載を行っている。</p> <p>なお、取組開始後からこれまでの間、該当する契約はない。</p> |
| <p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p> | <p>● 関連法人はない。</p> |
| <p>④ 調達の見直し</p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> | <p>● 主務省及び近隣の法人と情報交換をするなど、引き続き、共同調達について検討する。</p> <p>該当なし</p> |
| <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の向上と経費削減を図る。</p> <p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p> | <p>● 基本方針の別表に掲げられた公害健康被害補償業務における徴収業務の事務委託については、既に民間競争入札を導入し、経費を削減しつつ、サービスの質の向上を図っている。</p> <p>● 平成23年4月にとりまとめられた「公共サービス改革プログラム」を踏まえ、競争性、透明性の確保を高めるため、実質的な競争性を高める努力を行うとともに、随意契約による場合であっても、説明的責任を強化することにより、効率化や成果の向上等に取り組み、経費の削減等を図る。</p> |

| 4. 人件費・管理運営の適正化 | |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 人件費の適正化 | <p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗よく状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p> <p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p> |
| ② 管理運営の適正化 | <p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p> <p>○ 監事による監査において、人件費の削減についてチェックするとともに、機構の組織体制、人員構成、ラスパイレース指数の算定方法、業務管理・人事評価方法、昇格等について総務課からヒアリングを実施し、給与水準の適正化に関するこれまでの取組及び今後実施する措置について厳格なチェックを行っている。</p> <p>また、環境省独立行政法人評価委員会においても、給与水準の適正化に係る取組状況等を踏まえた評価を実施したところである。</p> |
| ① 人件費の適正化 | <p>● 役員の報酬については、毎年6月末に個人情報保護に留意しつつ、個別の額を公表している。</p> <p>● 監事による監査において、人件費の削減についてチェックするとともに、機構の組織体制、人員構成、ラスパイレース指数の算定方法、業務管理・人事評価方法、昇格等について総務課からヒアリングを実施し、給与水準の適正化に関するこれまでの取組及び今後実施する措置について厳格なチェックを行っている。</p> <p>また、環境省独立行政法人評価委員会においても、給与水準の適正化に係る取組状況等を踏まえた評価を実施したところである。</p> |
| ② 管理運営の適正化 | <p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまでに以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>● 平成22年度までに国家公務員に準じて、法定外福利厚生費、給与振込み経費、海外出張旅費など以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定外福利費については、食事券の交付、職員旅行補助及び福利厚生代行サービスのレクレーション経費は平成21年度で廃止 ・海外出張費については支度金を廃止 ・給与振込経費の削減 ・職員の諸手当について、国家公務員に無い手当は支給していない ・健康保険料の負担割合について、平成23年4月より労使折半 <p>● 補償給付費納付金については、予算の編成段階で国(環境省)において患者数等の各種統計データにより推計し、単価等については他制度(健康保険法、賃金構造基本統計調査報告等)の給付水準の動向を考慮し、合理的に経費が精算されることとなっている。なお、補償業務における一人当たりの補償額は政令等で決まっている。また、一般管理費等を積算する際、業者見積もりを聴取したうえで単価や価格を適用するなどの見直しを行い、透明化・合理化に努めている。</p> |

| | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| <p>● 内部監査をより一層的に実施するため、監査専任職員を配置した。組織のコンプライアンスの確保については、従前から外部委員を含めたコンプライアンス推進委員会を設けるなど、積極的に取り組んできたところであるが、より一層の充実を図るため、平成23年3月に内部統制基本方針を策定し、理事長を委員長とするリスク管理委員会を新たに設け、平成26年度においては委員会を2回開催した。リスク管理委員会では、組織として優先的に対応すべきリスク項目を確認し、対応状況を確認するなど、リスク管理の一層の強化に努めた。</p> | <p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p> |
| <p>5. 自己収入の拡大</p> <p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○ 出版物の版権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>6. 事業の審査、評価</p> <p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p> <p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>● 公害健康被害予防事業で実施した調査研究について、外部有識者から成る公害健康被害予防事業調査評価委員会において専門的立場から事業計画を評価し採択している。</p> <p>○ 地球環境基金事業における民間団体が行う環境保全活動の助成対象について、外部有識者から成る地球環境基金助成専門委員会において専門的立場から調査審議し採択している。</p> <p>● 公害健康被害予防事業で実施した調査研究について、公害健康被害予防事業調査研究評価委員会において専門的立場から実施内容を評価し、次年度以降の事業計画へ反映させている。評価結果は各評価委員の指摘事項等を評価対象ごとに整理し、研究成果とともにホームページ上で公表している。</p> <p>● 地球環境基金事業における助成事業については、地球環境基金評価専門委員会において民間団体が行う環境保全に係る助成対象活動に対して専門的立場から評価をし、次年度以降の募集要領及び審査方針へ反映させている。また、募集要領・審査方針及び評価結果は、ホームページ上で公表している。</p> | <p>該当なし</p> |

| | | |
|--------|--------|--------------|
| No. 98 | 所管 環境省 | 法人名 環境再生保全機構 |
|--------|--------|--------------|

【事務・事業の見直し】

| 事務・事業 | 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
|---------------|--------------|----------|---------------------------------------------------------|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 01 公害健康被害補償業務 | 徴収業務等の効率的な実施 | 22年度から実施 | 汚染負荷量超過金の徴収業務については、引き継ぎ、納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に実施する。 | 2a | 委託商工会議所担当者に対し、納付義務者に対する適正な申告に向けた指導方法を習得する研修会を開催した。 納付義務者に対し、平成26年度は全国151商工会議所103会場（平成25年度は全国153商工会議所105会場）において、公害健康被害補償制度、申告書等の記載方法やオンライン申告の手続き等について説明するとともに、特にオンライン申告の利便性を中心に、効果的な指導、説明を行った。 その結果、オンライン申告については、平成26年度は58.7%（平成25年度、54.5%）に増加するなど納付義務者等の業務処理の効率化を図ることができた。また、申告額に係る取納率については、99%以上を維持した。 | 今後も引き継ぎ納付義務者に対する効果的な指導等を行いつつ、効率的に徴収業務を実施する。 |

| | | | | | | |
|----|--------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 02 | 公害健康被害予防事業 事業の根本的な見直し | 22年度から実施 | 『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の根本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。 ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や重複・効果等が認められれば削減・廃止を決定し、促進事業を廃止する。必要に応じて、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえうる事業内容に改善する。 | 2a | 「そらプロジェクト」の調査結果については、平成23年5月27日に公表された「局地的大気汚染の影響に関する疫学調査報告書」において、『幼児調査及び成人調査において、幹線道路における自動車排ガスへの曝露とぜんそく発症及び成人調査において、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした解析の結果、自動車排ガスへの曝露との関連性があると一貫した結論は見いだせなかった。ただし、学童調査においては、EC及びNOx個人曝露量推計値を指標とした、予め解析計画で定められた主要な解析や、副次的な解析の一部において、自動車排ガスへの曝露との間に関連性が認められることが指摘された。併せて、曝露推計などに起因する不確実性や関連性の程度を特定づけることの困難性についても指摘された。』とされているところ。 公害健康被害予防事業は、昭和62年の公害健康被害の補償等に関する法律の改正において「大気汚染が原因として、慢性閉塞性肺疾患の自然史に対し、何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない」という明記があり、適切な対策を講じていく必要がある。『そらプロジェクト』の調査結果や、地域の大気汚染によるぜんそく患者の増加（厚労省「そらプロジェクト」の調査結果）を踏まえて創設されたものであり、本趣旨に則れば、今回の見直しにおいて見直しが必要である。 結果として事業実施効果の的確な把握・評価結果等を踏まえて、学童調査の対象とした児童や養護教諭などを重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。さらに、過去の大気汚染によりぜんそく発症した高齢者に対する事業についても、患者からニーズの高い事業（成人ぜんそく・COPDに関する講演会の増設や高齢者へ呼吸リハビリテーションを行う理学療法士などへの研修事業等）を重点化する見直しを行い、継続して事業を実施した。 また、事業関係者の意見を事業に反映し、事業の見直しを継続するための仕組みとして、地方公共団体との連絡会議を継続実施するとともに、平成23年度から患者団体との連絡会議を新たに実施し、事業に対する意見交換を行っていった。平成25年度及び平成26年度は、患者団体等との連絡会議において、より細かなニーズを把握するための小見、成人の分野別に意見交換を行った。 なお、予防事業としての役割・効果が減少した事業、目的に沿った効果の評価が困難な事業については、22年度から実施を取りやめなどの事業の見直しを行っている。 | 今後もし引き続きぜんそく患者等のニーズを把握し、事業に適切に反映させる。 |
| 03 | 公害健康被害予防事業 | 22年度から実施 | 『そらプロジェクト』の実施結果等を踏まえ、公害健康被害予防事業全体について事業内容等の根本的な見直しを行うとともに、以下の取組を実施する。 ・本法人が実施する事業については、エコカーフェア、大気汚染防止推進月間関連事業等を廃止する。 ・地方公共団体が行う事業に対する助成については、各メニューの必要性を精査し、公害健康被害予防事業としての役割の低下や重複・効果等が認められれば削減・廃止を決定し、促進事業を廃止する。必要に応じて、事業の種類及び規模ごとに定額助成の基準額を設定する。 ・患者団体、関連学会等にヒアリングを実施し、ぜんそく患者のニーズに的確にこたえうる事業内容に改善する。 | 1a | ●機械が直接実施する事業については、エコカーフェア（21年度：28,795千円）、エコドライブコンテスト（21年度：29,855千円）、大気汚染防止推進月間関連事業（21年度：28,343千円）を廃止した。（22年度） ●地方公共団体が実施する事業については、最新鋭制適合車代替促進事業（22年度：17,280千円）は廃止した。（平成22年8月4日に地方公共団体へ通知。23年度より完全廃止） ●アイランド施設整備事業については、予防事業としての必要性を精査したところ、役割の低下、重複・効果等の減少が見られなかったため引き続き実施することとする。なお、各事業の必要性の精査は、引き続き行う。 ●健康相談事業、健康診断事業及び機能訓練事業については、事業の実施効果を把握するために実施したアンケート調査結果により、事業参加前後の比較において、葉の使い方や環境整備に気を配るなどの治療への取り組みの増加、学校等の欠席や行事不参加の減少及び大気汚染の軽減等の事業実施効果が確認されている。 ●大気汚染防止推進月間関連事業については、国立環境研究所の研究結果等により、樹木による大気浄化能力が確認されている。 ●医療機器等整備事業については、ぜんそく患者の診断・治療のために不可欠な検査機器を対象としており、ぜんそく患者の健康回復に必要不可欠である。 ●地方公共団体への助成については、事業の種類及び規模ごとの定額助成の基準額を設定し23年度より実施している。（平成23年3月28日に改正交付要綱を地方公共団体へ通知。） ●ぜんそく患者及びその家族並びに患者の治療・管理・保健指導に関わる方々の事業に対する最前線（日本アレルギー学会など3団体）の監事専門家及び地方公共団体の環境保健部局（名古屋市など8ヶ所）へのヒアリングを実施した。平成23年度以降も、患者団体へのヒアリングや連絡会を実施し、平成25年度及び平成26年度は、より細かなニーズを把握するための小見、成人の分野別に連絡会を開催した。 ●把握されたニーズについては、ぜんそく患者の患者教育等に從事する地域の保健師などを養成するための研修などの事業に反映させている。 | 実施済み。 |
| 04 | 公害健康被害予防事業 | 22年度から実施 | 事業対象者にアンケート調査を実施し、事業実施効果の的確な把握に把握する。 | 1a | 医療、保健指導等の専門家から構成する検討委員会を設置し、評価の手法等を検討し、事業の実施効果を把握するためのアンケート調査を実施した。（平成23～25年度も実施）また、平成24年度に事業実施効果の高い事例を取りまとめた事例集を作成し、地方公共団体に提供した。集計結果によると、事業参加前後の比較において、葉の使い方や環境整備に気を配るなどの治療への取り組みが確認されている。 なお、今後も効果的な事業実施に向けた事業実施効果の把握を進めていくこととしている。 | 実施済み。 |

| | | | | | | | |
|--------------|--------------------------|---------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 05 | 地球環境基金事業 | 事業の効率的な運営 | 23年度から実施 | NP0等が行う環境保全活動に対する支援に当たっては、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及効果の高い活動に重点を点化し、効果的な業務運営を行う。また、積極的に活動を行うことにより、自己収入を拡大する。 | 2a | 平成27年度地球環境基金助成金の交付に当たっては、環境政策上「二つの高い地球温暖化などの活動や「1生物多様性条約戦略計画2011-2020」(愛知目標)」の達成に向けた活動、「第三次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ活動に加え、東日本大震災・原発事故・持続可能な地域における自然環境の強靱な再生・復元活動並びに環境教育、持続可能な開発のための教育(ESD)等の推進性の高い活動を特に重点的に支援することとする。さらに、活動が広範な国民参加や先進性・波及性を有していることを基本的な考え方とする。審査方針を平成26年10月地球環境基金助成金専門委員会決定した「審査方針」を設け、また、広報・募金活動を更に強化するための機軸として取組む「寄付金推進委員会」を設置するとともに委員会を開催し、募金獲得件数及び募金額の増大に向けた方法等の検討を行い、新たな寄付の方法を図っている。 | 今後、環境政策上のニーズが高い課題や先進性・波及性の高い活動に重点化するとともに、積極的な募金活動を進める。 |
| 06 | PO8廃棄物処理助成業務 | 助成業務の適正な実施 | 22年度から実施 | 本業務については、環境省で今後策定するPO8廃棄物の処理方針を踏まえ、適正に実施する。 | 2a | ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金の交付対象範囲の拡大を目的とした独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の改正を踏まえ、処理費用負担能力のない者への助成補助二の取組を、独立行政法人環境再生保全機構業務方法書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金助成金交付要綱を平成26年度に改正した。機構としては、同交付要綱に基づき中間貯蔵・環境安全事業株式会社から提出される助成金申請について適正に審査し助成を行っている。 | 今後とも適正な業務を実施していく。 |
| 07 | 最終処分場維持管理積立金管理業務 | 積立金の適正な管理・運用 | 22年度から実施 | 本積立金については、積立者に運用状況等の情報提供を行うこと、引き続き、適正な管理・運用を行う。 | 2a | 本積立金に積立者に運用状況等の情報提供を行い、引き続き適正な管理のも【参考】平成22年度実績：平成23年度実績：平成24年度実績：平成25年度実績：平成26年度実績：平成27年3月に通知 | 今後とも積立者に運用状況等の情報提供を行う。引き続き適正な管理・運用を行う。 |
| 08 | 石綿健康被害救済業務 | 組織体制の見直し | 25年度までに実施 | 石綿による健康被害の救済に関する法律附則第6条に規定されている政府の見直しについては、現在、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会委員会で審議されており、その見直し内容に基づき、石綿健康被害救済部会を中心に組織全体を見直す。 | 1a | 組織体制の見直しに大きな影響を及ぼす可能性のある石綿健康被害救済制度の見直しについては、平成23年6月に開催された中央環境審議会において「石綿健康被害救済制度の在り方について(二次答申)」が取りまとめられ、環境大臣に対し高申がなされた。答申では、現行の石綿健康被害救済制度については、今後とも制度を取り巻く変化を注視しつつも、当面は現行の基本を考え、維持していくこととされた。ほか、適切な改善・強化や調査研究等の推進等の必要性が指摘されている。機構として、石綿健康被害救済制度の今後の動向を踏まえ、組織体制の見直しを継続的に実施する。なお、組織体制の見直しについては不断に行っているところであり、平成24年5月にも、救済制度と労災保険制度との併給調整に関する事務の効率化を図るため、異なる課で行われていた返還請求額の決定業務と返還請求の実施業務を一つの課で行うこととした組織の見直しを行った。 | 実施済み。 |
| 09 | 承継業務(旧環境事業)回収に係る債権の管理・回収 | 債権回収額の増大 | 23年度から実施 | 返済の確実性が見込まれない債権については、本法人直轄に返す回収の計画の実施、サービサーへの管理監督の強化等により、返済の回収額の増大に努める。 | 2a | 機構直轄で管理している債権については、随時現地調査を行うなど債権者の状況についての的確に把握している。また、サービサーへの委託債権については、サービサーから回収状況の確実な把握を定期的に確認し、打ち合わせを行い、回収方針に備わっている状況により必要となる委託債権の状況に応じた打ち合わせを実施し、返済による回収額の増大に努めている。第三期中期目標期間(平成26年度から平成30年度)においては、正常債権以外の債権額を100億円以下にすることを目標としており、平成26年度は回収等により51億円を圧縮することができた。その結果、平成26年度末における正常債権以外の債権額は167億円(平成25年度末218億円)となった。 | 今後とも引き続き回収の計画の実施、サービサーへの管理監督の強化等により、返済の回収額の増大に努める。 |
| 【資産・運営等の見直し】 | | | | | | | |
| 講ずべき措置 | | | | | | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
| 06 | 不要資産の国庫返納 | 戸塚宿舎 | 23年度以降実施 | 戸塚宿舎を国庫納付する。 | 1a | 戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い(平成25年9月31日認可済み)、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。 | 実施済み。 |
| 07 | 本部事務所の見直し | 本部事務所の会議室等の縮減 | 25年度までに実施 | 本部事務所については、業務状況等を勘案しつつ、会議室の縮減等により、全体の面積を大幅に縮減する。 | 1a | 平成25年3月に、予定より1年前倒しで会議室の縮減や部署の移転を行い、賃貸区画を1区画返還した結果、事務所面積を13.6%縮減した。 | 実施済み。 |
| 08 | 事務所の見直し | 大阪支店の廃止 | 25年度までに実施 | 大阪支店を廃止する。 | 1a | 予定より半年前倒し平成25年6月末に廃止した。 | 実施済み。 |
| 09 | 人件費の見直し | ラスパイレシス指数的低減 | 22年度から実施 | 管理職数の削減等によりラスパイレシス指数を引き下げる取組を着実に実施するとともに、人件費全体の抑制を図る。 | | | |
| 10 | 組織体制の見直し | 組織体制の効率化 | 23年度から実施 | 各部の類似業務を集約するなど組織体制の効率化を図る。 | 2a | 各事業部で実施していた資金の運用業務については、経理部一元化を行い効率化を図った(平成23年7月)。石綿健康被害救済部において被害者からの返還請求手続きを一元的に行うよう業務分担の見直しを行った。(平成24年5月) 監査室の体制による監査室の体制による統制体制の強化を図った。(平成25年4月) 統制体制の強化を図った。(平成25年4月) 新たに監事付職員を配置し、監事監督体制の強化を図った。(平成27年4月) | 今後とも組織体制の効率化に努める。 |

| | | |
|--------|--------|--------------|
| No. 98 | 所管 環境省 | 法人名 環境再生保全機構 |
|--------|--------|--------------|

| 項目 | 見出し | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
|------------|----------------|---------------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 1 保有資産の見直し | 暫舎の国庫返納 見出し | 暫舎の国庫返納 見出し 戸塚宿舎の国庫返納を行う。 | 1 | 戸塚宿舎については、平成25年6月26日付で国庫納付に係る認可申請を環境大臣宛に行い（平成25年7月31日認可済み）、平成25年9月27日付で国庫納付を行った。 | 実施済み。 |

| | | | | | |
|----|----|----|-----|-----|----------|
| No | 99 | 所管 | 環境省 | 法人名 | 環境再生保全機構 |
|----|----|----|-----|-----|----------|

1. 「各法人等において講ずべき措置」の記載事項

| 措置状況 | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 01 中期目標管理型の法人とする。 | 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が第180回通常国会において、平成20年6月6日成立、6月13日公布。 | — |
| 02 旧環境事業団から承継した債権管理回収業務については、債権の回収状況を踏まえつつ、次期中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しを行い組織の縮減を検討し、その結論を得る。 | 承継業務に関し、債権残高の動向等を踏まえ、業務集約化に向けた課題等の整理検討を開始した。 | 引き続き債権管理回収業務を円滑に実施しつつ、債権残高の動向等を踏まえ、その実施体制に係る検討を行い、組織の縮減について第三期中期目標期間終了までに結論を得ることとしたい。 |

2. 「法人の専務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」の記載事項

| 措置状況 | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 03 不正受給、不正使用を防ぐため、交付後の調査を的確に実施するとともに、受給団体の法令順守体制の確保のためガバナンス強化の支援に努める。 | 不正受給、不正使用を防ぐための交付後の調査を実施するとともに、事業の進捗中における報告又は措置及び即答を確保している。 ・なお、石綿健康被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。 | 引き続き監査等を実施していく。 |
| 04 不正受給、不正使用を行った場合に一定期間申請資格を停止するなど制裁措置の導入を図る。 | 不正受給、不正使用を行った場合の制裁措置として、加算金及び延滞金の納付等の措置を講じている。 ・なお、石綿健康被害救済法による救済給付については、不正利得の徴収に関する条項に基づき対応している。 | 資格停止などの制裁措置についても今後検討する予定。 |
| 05 補助金等に係る予算の適正化等に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）が適用又は準用される補助金・助成金等については、不正の手段により補助金等の交付を受け、又は他の用途への使用をした者には、交付の取消や返還命令が行われ、また場合によっては刑事罰が課されることを補助金等申請のためのパンフレット等に記載し周知する。 | 補助金等に配付するパンフレット等において、機構設立当初（平成16年）から助成金の返還や加算金等に関して規定している交付要綱を示し、周知を行っている。 | 実施済み。 |

3. その他

| 措置状況 | 措置内容・理由等 | 今後の対応方針 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 06 各法人の効果的かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進める。これにより、間接部門の業務部門への振り分け等を可能にし、全体としての業務の最適化を図る。 | 主務省及び関係法人等と情報交換を行っているところ。 | 引き続き主務省及び関係法人等と情報交換をするなど、共同調達や共同実施について検討を行う予定。 |
| 07 各法人は、自らの専務・事業の見直しを行うために、「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成25年8月1日巨長競争入札等監理委員会議改訂）に示された手法等により業務フローやコストの分析を行い、その結果に基づき、民間委託等を旨とした自主的な業務改善を図る。 | 公共サービス改革基本方針（平成25年6月閣議決定）に基づきつつ、コストの分析を行うなどして、平成25年度に民間競争入札を行い、公正健康増進補償業務における労務負荷軽減金回収運業務について日本職工会議所と委託契約を締結。申告書の点検及び未申告督促業務を行うことなどにより、機構業務の効率化を図った。 | 今後該当する事業があれば適宜検討する。 |